

第二百二回
国会

参議院

社会労働委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、
文教委員会、農林水産委員会、運輸委員会連合審査会

會議録第一号

昭和六十年四月十九日(金曜日)
午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

社会労働委員会

委員長
理事

遠藤 政夫君

佐々木 満君

関口 恵造君

高杉 勉忠君

中野 鉄造君

委員

石井 道子君

大浜 方榮君

曾根田 郁夫君

田代由紀男君

田中 正巳君

前島英三郎君

糸久八重子君

浜本 万三君

和田 静夫君

中西 珠子君

安武 洋子君

藤井 恒男君

下村 泰君

大島 友治君

亀長 友義君

坂野 重信君

龜山 篤君

原田 立君

板垣 正君

委員

地方行政委員会

委員長
理事

岡田 広君

沢田 一精君

林 寛子君

小野 明君

野田 哲君

矢田部 理君

太田 淳夫君

内藤 功君

柄谷 道一君

金丸 三郎君

岩上 二郎君

井上 孝君

上田 稔君

大河原太一郎君

加藤 武徳君

上條 勝久君

古賀雷四郎君

吉川 芳男君

佐藤 三吾君

丸谷 金保君

中野 明君

藤井 裕久君

伊江 朝雄君

大坪健一郎君

藤井 孝男君

竹田 四郎君

桑名 義治君

岩動 道行君

倉田 寛之君

委員

大蔵委員会
委員長
理事

藤井 裕久君

伊江 朝雄君

大坪健一郎君

藤井 孝男君

竹田 四郎君

桑名 義治君

岩動 道行君

倉田 寛之君

委員

文教委員会

委員長
理事

真鍋 賢二君

杉山 令肇君

仲川 幸男君

久保 亘君

吉川 春子君

井上 裕君

山東 昭子君

林 健太郎君

柳川 覺治君

粕谷 照美君

高木健太郎君

高桑 栄松君

北 修二君

高木 正明君

谷川 寛三君

最上 進君

村沢 牧君

福岡日出磨君

藤野 賢二君

宮島 澁君

矢野俊比古君

吉川 博君

赤桐 操君

大木 正吾君

鈴木 和美君

鈴木 一弘君

委員

農林水産委員会

委員長
理事

高木 正明君

谷川 寛三君

最上 進君

村沢 牧君

福岡日出磨君

藤野 賢二君

宮島 澁君

矢野俊比古君

吉川 博君

赤桐 操君

大木 正吾君

委員

運輸委員会

委員長
理事

鶴岡 洋君

大木 浩君

梶原 清君

瀬谷 英行君

矢原 秀男君

高平 公友君

森田 重郎君

山崎 竜男君

吉村 真事君

安恒 良一君

小笠原貞子君

山田耕三郎君

竹下 登君

松永 光君

増岡 博之君

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

大蔵大臣

政府委員

農林水産大臣	佐藤 守良君
運輸大臣	山下 徳夫君
自治大臣	古屋 亨君
国務大臣 (総務庁長官)	後藤田正晴君
内閣官房内閣審議室長	吉居 時哉君
兼内閣総理大臣官房審議室長	藤江 弘一君
総務庁恩給局長	時田 政之君
総務庁統計局長	北村 恭二君
大蔵大臣官房総務審議官	門田 實君
大蔵大臣官房審議官	大山 綱明君
兼内閣審議官	保田 博君
大蔵大臣官房審議官	菱村 幸彦君
文部大臣官房審議官	下村 健君
厚生大臣官房長	北郷 勲夫君
厚生大臣官房総務審議官	古賀 章介君
厚生大臣官房審議官	幸田 正孝君
厚生省年金局長	吉原 健二君
厚生省援護局長	入江 慧君
社会保険庁医療保険部長	坂本 龍彦君
社会保険庁年金保険部長	長尾 立子君
兼内閣審議官	後藤 康夫君
農林水産省経済局長	井上 喜一君
農林水産省構造改善局長	棚橋 泰君
運輸大臣官房国 有鉄道再建総括 審議官	

事務局側

常任委員会専門員	林 利雄君
常任委員会専門員	高池 忠和君
常任委員会専門員	河内 裕君
常任委員会専門員	佐々木定典君
常任委員会専門員	此村 友一君
常任委員会専門員	安達 正君
常任委員会専門員	多田 稔君
常任委員会専門員	山口 剛彦君
厚生省年金局長 金課長	

説明員

厚生省年金局長 金課長	山口 剛彦君
----------------	--------

本日の会議に付した案件

○国民年金法等の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、第百二回国会衆議院送付)

〔社会労働委員長遠藤政夫君〕ただいまから社会労働委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、文教委員会、農林水産委員会、運輸委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私社会労働委員長が本連合審査会の会議を主宰いたします。
国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明はお手元に配付いたしました資料のとおりでございますので、その聴取は省略いたします。これより直ちに質疑を行います。

○磯山篤君 厚生大臣に伺います。基礎年金構想というものが提案をされております。そこで少なくとも一定の資格要件あるいは年齢に到達すれば国民共済の生活ミナムとして定額の年金を保障する、これが政治だというふうに思っています。ところが今審査されておりますものを見ますと、月五万円の支給でかつ四十年間掛金を掛けた者が受ける給付金になっているわけです。これが最高の額です。最高限度という考え方に立っているわけですが、少なくともこれでは生活の保障というのにはできないと思うんです。五万円にしろ六万円にしろ、それは最低の金額にしかつた理由は何でしょうか。ごく簡単に答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(増岡博之君) 私ども年金につきましては社会保険方式をとってまいりたいということでございます。なおかつ五万円につきましては老後の生活の基本的な部分を賄うものに相当する額という考え方のもとに、社会保険方式におきましてのとれる相当額というふうに考えております。○磯山篤君 納得するわけにはいきませんが、二つ目を伺います。

制度審の基本年金構想によりまして、財源の問題につきまして特別な注文がついております。言いかえてみますと、財源は金額国庫負担でいくようにしたい、こういう提案があるわけです。ここだけはつまみ食いをしていないのです、ほかのところはかなりの部分を取り入れていますけれども、この財源の問題について金額国庫負担にしない、こういう考え方はどういう根拠でしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 今御質問にございましたように、社会保障制度審議会の基本年金構想というのは、基本年金部分につきましては所得型の付加価値税を創設してその付加価値税をもって基本年金の財源に充てる、こういう御意見であつたわけでございます。私どもはそういった考え方を十分参考にし検討をさせていただきましたけれども、そういった考え方をとらずに、私どもの案で言う基礎年金、これはあくまでも社会保険方式、保険料を主たる財源として基礎年金を支給する、こういう仕組みをとったわけでございます。

その理由でございますけれども、一つは従来の我が国の制度が社会保険方式、保険料を拠出して年金を出すという仕組みをとる形で出発をいたしました。既に三十年、四十年という長い歴史なり沿革を持っています。それが既に定着をしております。付加価値税といったような新税を設けるといふことについて、現在の時点であつたならば国民的合意が得られるだろうか、新しい税あるいは当然その基本年金を全額税金でもって賄うということにいたしますと大変な増税ということになるわけでございます。そういったことについて国民的合意が得られるかどうかという点で、私ども現在の制度とのつながり、それからそういった新しい税金を求めることについての国民的合意が得られないのではないかという点から、現在のようないくらかの基礎年金構想というものを御提案したわけでございます。

○磯山篤君 これは行政の問題でなくて政治の問題です。厚生大臣にもう一度伺いますが、政府側の提案によりまして、国民年金あるいは厚生年金の二階建て構想によりまして膨大な政府節約が行われるわけですね。政府に本来かかります財政上の負担が非常に少なくなる、その分だけ国民全体に負担がかかる、そういう仕組みになっているわけでありまして、六十歳ないしは六十五歳以上のすべての方に年金を支給する国民皆年金ということになれば、当然政治的な問題としてその財源は一般会計予算の中で保障をしていく。少なくともこの年金というのは国民の生活を安定する大きな役割を持つわけですね。したがって、財源というのは当然政府の出資を含めて金額国庫負担、あるいは税金

という、税の取り方についてもいろんな工夫がありますよ。しかし、税で金額を負担をして老後のミニマム、最低のものは保障をしていく、これが政治だと思ふんです。その点もう一度厚生大臣と大蔵大臣にお伺いをしておきます。

○国務大臣(増岡博之君) 税で年金を賄うということも一つの考え方であらうかと思ひます。しかし、我が国におきましては長らく保険制度として定着をいたしております。それから、今回改正いたしますのは、現行法では将来の安定的運営が危惧されるというところでございますので、将来の支給の適正化を図ることによりまして保険料の負担率が幾分かふえていくわけでありませうけれども、現行法より緩和することによりまして現行法よりでございます。支給の適正化によりまして現行法よりか今回の改正案の方が国費の負担が将来にわたって減るということは事実でありますけれども、しかし現在の金額よりもやはりピーク時には倍以上の国費負担がかかるということでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 今、厚生大臣からお答えがありましたように、まさに保険制度が定着しておるといふような理解の上に基本的には立っております。ただ、種々議論がありますように、たしかにいわゆる所得賦課で目的税とすべしだ、という答申をいただいたこともありますし、またまたの論議では間接税をいわゆる目的税として基礎年金部分はそれでやるべきではないか、こういうような、これはまだまたの議論と申す表現が適切でありますかどうか、そういう意見もあるところでございます。それらの意見そのものは、私は一つの物の考え方ではあるというふうに思っておりますが、基本的には今厚生大臣からお答えになったとおりでありますし、また我が国の急激に訪れた社会状態の年齢構成等から見まして、将来にわたって安定した制度というのを考えてみますならば、負担と給付の問題についてはいろいろお願いしておることが現状適切ではなからうかというふうに考えるものであります。

○磯山篤君 まことに不満な答弁です。

さて、総務庁長官にお伺いしますが、審議会から公的年金制度とのバランスの面で恩給の問題が指摘をされております。現に恩給につきましましては共済年金の給付水準よりも高い状況にあるわけですから、したがって、見直しを提起されておりますが、その点についてどう認識をされて、見直しを具体的に検討されておりますか、お伺いします。

○国務大臣(後藤田正晴君) 今月十日に社会保障制度審議会から御質問のような御意見が出ておることは承知をいたしております。ただ、恩給制度と他の公的年金制度とは私は基本的な性格が違つておるのではないかと、だから公的年金制度の統合一元化に当たりまして、恩給制度はその対象になつておらぬわけでございます。したがって、恩給制度の基本的な枠組みを要するということとは私は考えてはおりません。しかし、恩給と年金の果たしておる機能の面を見ますと、これはやはり類似をしてゐる面がございます。臨調の答申等を見ましても、やはりバランスということこれは考慮して見直しを行うことが適当ではないか、こういう答申もござります。

そこで、見直しに際しましては恩給と公的年金の違い、つまり恩給は既裁定者ばかりであつて新規参入がございせん。それから受給者はほとんど大部分が旧軍人という特別な職務に服した人であつて、しかも、今日ほとんどの方が老齢化の時代に入つておる、あるいはその遺族である。同時にまた、公的年金の方は保険数理といひますかそれによつて拠出なり給付なりが決まつておる。こういったことがござりますので、そういう前提、これを考えながらバランスの点について検討を慎重に進めていきたい、かように考えているわけでございます。

○磯山篤君 国家公務員の共済組合の立場から、年金担当大臣であります厚生大臣にお伺いをしますが、国家公務員等共済組合といひましても四つのグループが一つの枠の中に入つてゐるわけですから、当面、昭和六十四年度までの財政調整、その

他若干のものにつきましては既に発足をしていますわけですが、現在の状況でございますとおおむね六十四年度以降についてはなかなか見通しが困難である、こういうふうには言われてゐるわけですから、そこで国鉄共済組合の将来だとかあるいは専売公社、たばこの株式会社も要員が非常に小さくなつて二万数千人というふうになり小グループになつてゐるわけですから、こういうものについて年金担当大臣としてこれからどうされようとしているのか、その点をお伺いします。

○国務大臣(増岡博之君) 政府といたしましては、来年から基礎年金の導入によつて厚生年金、国民年金と各種共済年金との共通項をつくることといたしておるわけでございます。その後十年をめどに一元化ということを考えておるわけでございます。まずその十年後のことでございますけれども、それを達成するためにはやはり各制度間の共通のものをつくつていかなければならぬといふのが今回の基礎年金の構想であると思ふわけでございます。したがって、今御指摘のことにつきましては、六十四年度の方針が決定をいたしておりますので、ただいま申し上げました構想の中でどうやっていくかといふことは今後の検討課題であると思ひます。

○磯山篤君 十年後すべての公的年金制度を一元化、統一しよう、それは閣議で決まつてゐるというところはよく承知をしております。しかし、国民の総意、国会の総意といふものはまだその点をすべて確認をしてないわけですから、これが例えば年金特別委員会といふものが設置をされて、すべての七つの公的年金制度について将来はこうしようといふ一定の方向が出て、それぞれの分野で審議をされるならばこれは整合性があると思ふ。ところが、現に話が進んでおりますのは国民年金と厚生年金の問題だけですね。ですから十年後どうなるかといふことはよくわからないのです。そこでお願いをいたしますが、最終的に政府の方針としては十年後に七つの公的年金制度を統一すればいいのでしょ。十年後に統一ができればいいので

しょう。その点どうですか。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、この問題はやはり国会とも御相談を申し上げながらやらなければならぬ問題でございますことはもちろんでございます。私も、私どももそういう観点から今後十年間をめどに一元化ということを図つてまいりたいと思つておるわけでございます。

○磯山篤君 正確に答弁をしてもらいたいです。それで別な角度からお伺いします。

十年後のスタイルについてまだどういうイメージが我々にはよくわからないんです。あるいは公的年金制度とその他類似のものとのバランスあるいは調整といふものがどういふふうに行われるかもよくわからない。そういう状況の中で厚生と国民年金だけの議論がされてゐるわけですね。さてそこで年金担当大臣に伺ひますが、まだそれ以外の各種共済年金等につきましては審議もされてゐない状況にあるわけですね。それぞれの共済組合は自主的な運用を今行つてゐるわけですね。ですから、こういうことがあり得ますね。極端なことを言いますと、厚生年金、国民年金の方の基礎年金あるいは二階建て構想といふものは片方の委員会が決まつたと、ところが各種共済組合の方は審議も行われていないし、あるいは審議をしたとしても変わったものができるかもしれない。あるいは基礎年金の問題について国民年金の方では五万円だけれども共済組合の方では六万円ということが決まつたと仮定します、理屈上あり得るわけですね。そういうことを考えてみますと、厚生と国民年金以外の各種公的年金制度につきましましては私が今くどく申し上げておりますように、自主的な方法で決めるかもしれないですね。そうなつた場合に政府としては整合性という意味ではお困りになるんでしょけれども、統合一元化といふのは十年後というお話でありますから、十年間はいくらなん形の年金制度が起きるかもしれない、そういうふうには私は考えますが、統一見解を示してもらいたいいと思ひます。

○国務大臣(増岡博之君) 十年間かかつて制度間

の格差の是正も図ってまいりたいというのが私の考え方でございます。したがって、各種年金制度はそれぞれの所管大臣がおられるわけでございますけれども、まずその統合の第一歩として基礎年金の導入を図っていただきたいというお願いを申し上げ、そのような法案のスタイルになってはいかがでしょうか。お願ひを申し上げます。これが統合へ向けての、一元化へ向けての第一歩でございます。私どもといたしましてはぜひこのスタイルでよろしくお願ひを申し上げます。とおる次第でございます。

○磯山篤君 答弁になっていませんね。今のはお願いでありまして、結果的に各委員会が自主的な考え方、例えば私学にしろ農林漁業であろうが、あるいは地方公務員であろうが国家公務員であろうが、違った場面が起きることもこれは想定をしながら、またその可能性もあるわけですから、それでもいいでしょうか、担当大臣、どうですか、もう一度。

○国務大臣(増岡博之君) 少なくとも基礎年金という部分につきましては同一步調をとっていただきたい。きませんと、十年後の一元化ということは大変難しい問題になると思いますので、その点はよろしくお願ひを申し上げます。

○磯山篤君 非常に重要な課題です。そこでお願ひということだけでこの問題を始末されたのでは大変だと思ふのです。今それぞれの残り五つの年金はそれぞれが自主的にやっているとありますが、資金の運用の問題についてもいろいろあるわけですね。方式につきましてもみんな違うわけですね。それはよって立つ歴史があるからです。それを逐次手直しをして十年後に統一をしようとするならば、お願ひと違つた筋が出る可能性もあるし、またそういうことも十分予測をされるわけですね。ですから私は違つたことがあつてもいいでしょう。聞いています。審議をした結果、違つた結論が出てもいいでしょう。私は聞いています。今回の基礎年金の考え

方は、これが各種制度間の負担と給付の公平化を図る端緒となるわけでございますので、この基礎年金の導入というものは一連の制度の改正の不可欠の前提となつておると思うわけでございます。○磯山篤君 そういふ精神というのはわかります。気持ちもわかるし、お願ひの気持ちもよくわかる。しかし現実には各委員会ではばらばらにこれは受け持っているわけですね。したがって、結果的にまだその他の公的年金につきましても審議にも入っていないわけですね。皆さんは六十年四月からそういう構想に入ってもらいたいと言つてみても、法案が成立するかもしれないけれども、私には各会派の理事の皆さんに引き取ってもらつて、これについての統一見解を出してもらうまでは質問をちよつと留保します。

○丸谷金保君 私実は今この問題、制度審の答申が四月の十日に出ているというふうなことを踏まれば、たとへばともいふけれども法案が直ちに提出されるような状態ではないという問題をやろうと思つたんですが、これは今磯山議員がその話をいたしましたので、私もこの問題は留保しておきます。

それで、五十七年、五十八年の国民年金歳出歳入予算及び決算及び厚生年金、船員年金の予算と決算の資料をいただいたのですが、大団国民年金だけ見ても五十七年、五十八年、約一割近い二千億前後の予算と決算に誤差があるのです。これは大蔵大臣も少しは百分の誤差はやむを得ないと言つておられるのですが、大体一割近いのです。五十七年の決算が二兆三千億です。それから五十八年が二兆二千億です。約一割近いのです。普通の予算と違つて年金の予算を立てるときに現況でも給付者それから拠出者、そういう者の数というのは大体確定できるのです。前年度くらいには。どうしてこんなに違うのですか。

○政府委員(長尾立子君) お答えを申し上げます。先生お示しの国民年金の歳入歳出の誤差でございますが、昭和五十七年度の予算と決算の誤差は、先生御指摘のとおり歳入分につきましては千

七百二十九億減が立っておりまして、予算に對しては決算の比率は九三・二％でございます。歳出面につきましては予算と決算との差が二千四百十二億でございます。九〇％の差になっておるわけでございます。この差の理由ということでございますが、歳入面にございましては、被保険者数の見込みにつきましては私どもの従来、過去のトレンドによりまして被保険者数を推計いたしておるわけでございますが、この点の過去のトレンドよりも以上に被保険者数の減があつたということが歳入面の誤差にあらわれてきたわけでございます。先生御指摘のように、確かに私も予算を組みます場合に歳入歳出面におきましてできる限り実績に沿うように努力をいたすやうな限りなわけでございますが、こういう点の見込み誤差があつたわけでございます。

○丸谷金保君 五十八年は二千億超えていましてね。というふうに、とにかく五十七年、五十八年の予算と決算を見ても随分誤差が出るのです。したがって私は、これからはいさいますといふゆる今厚生省がいろいろシミュレーションの中で百年後までの計算を出しています。こんなもの全然、それは一つの計算方式に基づいて出しているから知らぬけれども、恐らくこのようになつていくかなんかというところは全くわからないでしょう。ついでと、来年くらいなことではさもないに違ふのですから。十年先、二十年先、五十年先、百年先のいんな数字をいただいていますけれども、こんなものの何の参考にもならぬと思ふんですよ、どうですか。

○政府委員(吉原健二君) 年金制度といふものは大蔵省の所管でございます。現在の制度の仕組みにいたしまして将来の年金受給者がどうなるか、それから年金給付がどうなるか、あるいは保険料の水準がどうなるか、そういう見通しのもとに制度の設計なり運営をしていかなくてはならないわけでございます。将来の年金制度の上で一番考えなければならぬというのは人口の高齢化が大変急ピッチで進むということでございます。

まして、高齢化が進むと同時に年金の受給者が大変な勢いでふえてまいります。そういう場合には将来の年金給付費がどうなるかというのには四十一年先あるいは五十年先までのおおよその推定はできるわけでございます。そういう見込みの上に将来にわたつて年金制度というものが健全で、しかも確実な安定した運営ができるようにしようということである。今回の改正案を将来の財政見通しをもとにお願ひをさせていただいておるわけでござい

ます。○丸谷金保君 今回の改正案が、今御答弁のあつたように、将来の財政見通しの上に立つて提案をされている、私はここに問題があると思ふんです。今指摘したように一年か二年前の見通しでさえも一割近く狂つて、こういう計算の中で将来の見通しを立てますか。例えば大団積立金の利回り七％というふうなこと、経済成長率五％というふうなことを基礎にやっていますね。しかし学者の中には、五十六年のとき私が質問しておりましたけれども、これはある経済成長の過程と人口動態を前提として厚生省の年金財政再計算がある。ただし、この計算過程は我々外部者にも把握したいというふうなことを言っている。大団、よく今の局長の言うふうな長いそらばんで将来の見通しを立てて、それで出している基礎になる将来数字というものがある。その場合これだけ長い形でもそれはそんなにふうにはならない。要するに改正案の基礎が全然できていないんです。

もつと具体的な例を挙げます。私は昭和四十八年に池田町で年金のスライド制を町の職員にだけ実施しました。そのとき厚生省の局長さんは、国家公務員や地方公務員に波及したら大変だと、こう言つたんです。呼ばれて怒られました。しかし、食えない年金では年金法の精神にも違反するじゃないかということで行いました。結局一、二年おきて国家公務員や地方公務員も年金のスライドを実施したのです。そのとき、そんなことをしたら二十年もたないでパンクすると厚生省は

言ったのです。今になったら何と言っていますか。また二十年でしょう。もう七年たてば、給料スライド制にしては国家公務員や地方公務員の年金制度はパンクするはずなんです。昭和四十三年に北海道市町村職員共済組合の長期給付の原資は三百億だったのです。きょう電話で聞いたのです。今千三百億あるというのです。給料のスライド制をやった二十二年でパンクするといったものが、十一年たつて三百億が千三百億になったんです。こんな数字によって将来的に計画を立てて、それで改正案を出す、こんな改正案が正しいものであります。私は自分の実際の体験の中からそういう数字を押さえていて、当時私たちがミクロの小さな北海道という立場あるいは町村という立場の中で、ミクロの一人一人の、それから年金支給額三十年間の計算をやってみました。その結果、そんなことにならないといつて頑張ったのです。ところが、厚生省はマクロの立場からそうなるのだと言ったがならなかったでしょう。そうすれば、これからだつて保障はあります。厚生大臣、どう思いますか、今の話を聞いていて。

○政府委員(吉原健二君) 将来の経済がどうなるか、あるいは産業構造の変化がどうなるか、おっしゃいますように大変不確定な要素がございます。特に、五年、十年先ならともかく、年金制度の場合には四十年、五十年先まである程度どういう姿になるかということを描いておかなければなりませんので、不確定な要素があることは事実でございます。ただ、だからといってそういう将来の見通しなしに年金制度を運営していいかということになりますと、それは大変な間違いではないかと思うわけでございまして、私も将来のいろいろな予想を、これといった一つだけではないけれども、経済成長が伸びる場合、それほど高く伸びない場合、いろいろな要素を考えながら将来の経済なり社会の姿というものを想定をして、その中で年金制度が現在の制度のままにしておきますとどういふことになっていくのだから、そ

ういう予想のもとにこれからの年金制度の運営をしていかなければならぬわけでございします。仮に行き当たりばつたりのようなことをしてまいりますと、そのときになって年金の支給というものが非常に危なくなつてくるというようにも予想されるわけでございします。いろいろな想定をして、将来の見通しの上に年金制度というものを長期的に安全で安定して確実なものにしていく、これは私どもも国の責任だろつと思つてゐるわけでございします。

○丸谷金保君 いや、わかつております。それはわかつてゐるんだ。その日暮らしてやれと言つてゐるのじゃないんだ。積立方式に固執してゐる限りこういふ間違いをしつちゅう起こして、単年度の予算でさえもこんなに食い違う、こういふ予測の立たない状況で三十年、五十年先をどうした一応の計算方式でやつて、こうなりまして、いふうなことをもつともらしく何ほ出してきて、もうはならないので、これは積立方式をやつていく限り、こういふことになるんです。それで、こういふ不確定なことで国会論議をしながら、合わぬい、パンクするといつたものが十数年たつて逆に四倍も積立金がふえるようなこういふ状態もあるのだから、厚生大臣、賦課方式に切りかえていくという、そういう政府の方針を持たなければ、いつまでたつてもこういふでたらめな数字で、あえてでたらめと言ひます、論議しなきゃならないんです、砂上の楼閣の上に法案審議を。賦課方式に切りかえていく、こういふことの方針について厚生大臣どう考えますか。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように数十年先の数字を正確に把握するといふことは非常に困難であらうと思ひますけれども、しかし、現在考えられるあらゆる要素を総合して一応計算をすることはあながち間違ひでもないと思ひます。私も今後のことを考えますと、これから高齢化社会になるわけでございしますから、働く期間は当然今までより長くなるということになりますと、年金の給付水準というものが相当なものになるであ

らうということが現行法上では心配になるわけでございします。で、そういう基本的な考え方からも言えると思うわけでございします。御指摘の積立方式、賦課方式につきましましてはいろいろ三十年來御議論のあつたことでございまして、世界じゅうのいろいろなやり方をなさつておりますけれども、両方とも純粹に積立方式、純粹な賦課方式というものはなかなか理論としてはできませんけれども、実現は困難であらうといふふうに思ひます。私もたしかそれは積立方式から賦課方式という物の考え方というものは、今後はやはり検討をしていかなければならないといふふうに思つております。

○丸谷金保君 もう国民年金などは実際にはほとんど賦課方式みたいなものでしょう。だから理論的にもできないわけがないんです。それで厚生大臣、こういふ我々は極めて不確定な、来年のことさえも一割も違うようなそういう数値を相手にして将来の改正案をやらなきゃならない、このこと自体極めて遺憾だといふことをまず申し上げておきます。

それから厚生大臣の提案理由の説明の中で、すべての国民に基礎年金を支給する土台の年金制度と位置づけてゐると、こういふふうに大臣はおつしやつてゐるわけです。それで、今度の改正案がそんなことになつてゐるかどうか、この点具体的な例でもつてお答えを願ひます。昭和八年の三月二日生まれの日雇健康適用の季節労働者、五十九年十月の健康改正によつて行政指導もあつて、行政指導です、日雇特例被保険者ではなく一般被保険者として扱われ、六十一年の雇用期間は厚生年金の適用を受けざるを得ない。予定標準報酬月額が四十一万円のため保険料は二万一千七百三十円となる。しかし、改正法は第九條によつて、六十五歳を超える者については法定日以後の厚生年金加入を認めていないので、六十二年は適用除外になり、厚生年金加入期間は十二月末満のため、年金受給に結びつかないと、これは本人の意思によつてでなくて、そういう行政指導を受けて、うういふうにやつていくことによつて老齢年金の

不利益扱いを受ける、法による適用除外と、こういふことにこの人はなるんですか、事務局の方から。

○政府委員(吉原健二君) 今回の改正案が適用になりますのは、法施行日におきまして六十歳未満の方でございまして、そういう方については適用の対象にならないわけでございします。

○丸谷金保君 もう一つ。これは大正十四年一月二十八日生まれで、国民年金法第七十六條によると、通算老齢年金を受けられるためには、通算対象期間の合計が十九年必要でありながら、空期間を加えて十七年九カ月であるから一年三カ月不足してゐる。ために通算老齢年金の繰り上げ受給はできない。改正法では無年金者対策として六十五歳までの国民年金の任意加入を認めてゐるが、そのことよりも改正法適用者と同等に、これは三十九年四月以降の脱退手当金受給対象期間について通算対象期間として認めれば救われるのであるけれども、これも今回の改正法でそういう方法はとられますか。とられるかとられないかだけ言つてください。

○政府委員(吉原健二君) 先ほど申し上げましたように六十歳以上の方につきましてはそういう措置はとられません。

○丸谷金保君 まだたくさんこういふ例があるのですが、厚生大臣、これを一々読み上げてゐると時間がなくなりますが二例だけにしておきますけれども、これは稚内と土佐幌の例なんです。私たちが地域でこういふ年金相談を受けると、こういふ具体的に今度の改正法で救われるかと思つたけれどもちつとも救われぬ。厚生大臣がすべての国民に基礎年金を言つてもなかなかそこまで行き着くには大変な老齢者も出てゐるので、さういふものについては今後、提案理由でおつしやつたように、全体が公平に当たるような、さういふ落ちこぼれのないようにこれから努力していただけますか、どうです。こういふ例はたくさんあります。——大臣から。今の例を聞いていたらわかるでしょう、ならない例はたくさん

あるのですから。こんなもの挙げれば、きょう一日やりますよ、大臣が答弁しないなら。

○政府委員(吉原健二君) 今お願いしております新しい制度は長い期間、私も二十年から四十年かけて徐々に新しい制度に移行させていく、こういうような措置をとっているわけでございまして、現在の時点で完全に完全な姿になるということにはなっておりませんけれども、今度の制度におきましてでもできるだけ無年金の方が少なくなるような措置なり配慮はしておりますのでございまして。今後ともそういうことで進めてまいりたいというふうに思っております。

○丸谷金保君 委員長、今のは時間から抜いてください。だめだよ、そんなことで時間とらしたら。同じことでも大臣が言うのと局長が言うのは違うんだから。実例を挙げて後は大臣の答弁を要求しているのに何ですか、今のは。委員長、なぜ注意しないの。当然あなたが注意しなきゃならないでしょう。どうなんですか。

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正がまず基本的に社会保険方式をとっておりますことを御理解いただきたいと思います。掛金をお掛けになつた、ならないということがある意味で結果を大きく左右することになるわけでございまして。私もほんの今度の改正におきましてでももちろん救済できるようにしたいと思ひますし、これから先は少なくとも無年金者がなくなるような行政的な努力をいたさなければならぬと思ひますけれども、最終的には先ほど申し上げました社会保険方式であることは御理解をいただきたいと思ひます。

○丸谷金保君 どうも年金が頭に來ているものだからついで……。

今、稚山委員も聞いたのですが、大蔵大臣、これは自治大臣の方へ聞けば、それは国家公務員との並びだという答弁が返ってくると思ひますので、時間の関係で大蔵大臣に直接お伺いします。閣議決定し、諮問に対する答申も出てきていますので、この会期中に一体国家公務員の年金

の制度改正の法案は出てくるのですか。

○国務大臣(竹下登君) いろいろお願いして答申もちょうだいいたしました。そして十六日の閣議で決定しておりますので、事務的手続が終わり次第可及的速やかに国会へ提出をして御審議を賜りたいと、こういうふうに考えております。

○丸谷金保君 大蔵大臣の御答弁は大変上手で、前置詞「事務的手続が終わり次第」と、私の聞いているのは事務的手続が終わらないということをお聞きして、今会期中に提案できるのかどうかを聞いておるのです。

○国務大臣(竹下登君) ぜひ提案をして、御審議を賜りたいと考えております。

○丸谷金保君 そこで実は、この共済年金の問題についても、これは国民年金、厚生年金と並びで問題が出てきている大きな年金改正ですが、特に公務員の場合職務専念義務とか守秘義務とか、いろいろはかの職種にはない義務を負っているのです。だから年金権におきましてもそういう義務に対する権利、これは旧恩給からの問題等もありません。しかし今旧恩給の問題を言っても仕方ない。それからそういう点では既得権を侵害しないけれども、新たな発生者からということではございまいしょうけれども、ただそういう一つの違い、こういうものについてはこの答申の中でもやはり十分考えていけというふうな御答申が出ております。国家公務員処遇その他を通じて画一的に取り扱わないようにというふうなことで、これらについては大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(門田實君) 国家公務員の共済年金につきましてはまさに先生御指摘のとおりでございまして、社会保障制度の一環という側面と公務員制度の一環という側面とがまさにあるわけでございします。

したがって、私もこれを受けて、国家公務員の年金を設計する場合には、いわば基礎年金の導入ということも当然でございますが、さらに報酬比例の年金を設計する場合にはそこに公務の特殊性を反映した何らかの年金給付というものを

を設計する必要があると、かように考えております。

○丸谷金保君 地方公務員にも関連するのです。自治大臣いかがですか、その点について。

○国務大臣(吉原健二君) この問題は御承知のとおり年金制度の問題と公務員的な性格と二つの間の均衡を図らなければならないという問題がございします。私の方は国家公務員の方がどういふふうに関われるかということをお奨めしまして、地方公務員の共済制度につきましても国の制度との間に均衡を失わないよう適当な考慮が払われなければならぬという規定に基づきまして、若干は違っておりますが、大綱については国家公務員の共済組合と大体同じように考えております。

○丸谷金保君 それでまた冒頭の問題に返るのですが、数字の関係で、いろいろ数字はもらうのですが、冒頭申し上げましたようにほとんど合ったためしがないし、これからのこういうふうにはならないだろうしと思ひます。ただし、根拠になった点についてさらにこれから年金の問題を深めていく意味で資料要求をこの際しておきたいと思ひます。

六十年度の財政再建計画の基礎となった計算方式及びその項目、それからシミュレーションのとり方等についての資料、これを後刻私のところまで届けていただきたいと思います。いかがですか。

○政府委員(吉原健二君) そのようにさせていただきます。

○丸谷金保君 非常に国民生活全体にわたって大きな影響を及ぼしますし、しかも、例えば厚生年金の場合昭和百年には百七十兆からの、この改正案にいくと、今御提案いただいている数字を見ても膨大な増収金が出ていくことになりまして、一方国民年金の方はもう現在でもほとんど賦課方式に変わらないうちに入ってきただけ出していっているというふうな状態でアンバランス。ただこれを各委員も今までお話し申し上げたかと思ひますけれども、いわゆる俸給生活者の方の原資を当てにして、国が本来的に面倒を見なきゃならない

基礎年金、特に国民年金部分に大きく持ち込むというふうなことにについては非常に問題がある。今後このことについてはもっと突っ込んでいかなきゃならない。しかもこんなわずかつつの時間に区切つてこういう連合審査が求められることについては極めて遺憾だということを申し上げて質問を終わりといたします。

○大木正吾君 最初に、二月三日に出されました五十八年度の国民生活の実態につきましても報告について、三回つておきたいわけでありまして。その中でもって高齢者の所得の実態がじりじり下がり始めているようですが、どういふふうになっていきますか、これについて担当者から答えてください。

○政府委員(吉原健二君) 厚生省の五十九年の国民生活実態調査によりますと、高齢者世帯の一世帯当たりの平均所得金額でございまして、五十八年度では二百八十八万円ということになっております。それから所得の種類別の金額の構成割合を見てもみますと、稼働所得、年金、恩給その他の社会保障給付金、財産所得その他と分けて見てみますと、稼働所得が高齢者の所得の三五%を占めている。その次に年金、恩給は五〇・四%を占めているというふうな状況になっております。

○大木正吾君 随分御親切に答えてもらつたけれども、まだそこまで聞いていないんだが、五十八年と五十九年を比べると約八万円弱ですか、七万と六千円ぐらい所得が減つていますね。それは認めるでしよう。

その次に伺ひますのは、高齢者の貯蓄状態ですが、よく九百万円までは税金免税という話もありまして、年とつた方には気の毒だからシルバー型の減税、特別措置という話もよく出るのだけれども、三百万円以下の貯蓄を持つていてる高齢者の方は何%いますか、ちょっと答えてください。

○政府委員(吉原健二君) 手元に二百万円未満の貯蓄のある方の割合の数字がございしますけれども、高齢者世帯の約半数、全く貯蓄のない方も含めまして五二・四%の世帯が貯蓄二百万円未満の

方であるということになっております。

○大木正吾君 これは前に大蔵委員会が竹下さんにも同ったのですが、三百万円以下が五九%を超えて六〇%に近づいているわけですね、シルバー預金に対して云々なんて考えても金がないわけですね。何%か、一%か二%の金持ちはいらぬかもしれませんが、一般にはほとんど関係ない、こういうことははっきりしてまいります。

それから次に伺いたいことは、総所得に占める年金の依存割合について答えてください。

○政府委員(吉原健二君) 高齢者の所得の中で年金、恩給の占める割合でございまして、年を追って少しずつそのウェイトが高くなってきておりまして、五十七年は四五・八%でございましたが、五十八年は五〇・四%という率になっております。

○大木正吾君 いずれにしても五十四年が二四・八%から始まって、私の手元の資料ですと五十八年までしかないのですが、これが約五年目に至りまして四〇・四%を超えていますね。要するに受給者総数が千二百万以上の中で八割方サラリーマンだということを感じます。とするとやっぱりサラリーマンのいわば老後の資金とも言うべきところの年金に対して、生活の基本に置く方がぐんぐんふえていることは間違いない、こう考えていいでしょうね。

そこで大臣、こういった資料をお目通しになったと思いますが、要するに高齢者所得の実態とか高齢者の貯蓄の実情とか、年金依存の状態について増岡大臣はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(増岡博之君) 所得が伸び悩み、あるいは五十八年にはダウンをしているという実情でございまして、その中でも年金の占めるパーセンテージが上がっているわけでございますので、したがって高齢者の方々の生活というものは年金によって支えられる率がうんとふえてきた、そういうふうに感じております。

○大木正吾君 どうも質問に余りびんときていませんが、ここはいいでしょう。いいとしてお

て、あなたは知っていますかね、五十九年の税調答申の中で年金に対する課税問題の部分は読まれていますか、増岡大臣どうですか。

○国務大臣(増岡博之君) 読んだことはござい

す。

○大木正吾君 ちょっと要旨を述べてください。大臣が見てなければだめなんだよ、ここは大事なことなんだから。

○政府委員(大山綱明君) お答え申し上げます。昭和六十年度の税制改正に関する答申でござい

ますが、かように年金課税について述べております。

現行の公的老年年金に対する課税については、掛金段階での所得控除、支払段階での老年

者年金特別控除、給与所得控除等のあり方について抜本的な見直しを行う必要がある旨中期答申で指摘したところであるが、現在進められて

いる各種年金制度の統合化、受給単位の個人化等公的年金制度自体の改正の動向を踏まえて、早急に検討を行うべきであると考えている。

この場合、我が国における今後の年金体系全体との関連において、公的年金のほか私的年金たる企業年金、任意年金を含め、検討を行うことが必要である。

以上でございまして。

○大木正吾君 私は厚生大臣に聞いておるので、大蔵省の関係者等から聞いているわけじゃない。答弁の方は出過ぎないでもらいたいです。やっぱりこういことは各省庁が統合していること

なんだからね。これも大蔵委員会でもちょっと同って、時間がなかったのですけれども、六十年代の答申にはこういうふう書いてありますね。

「現行の公的老年年金に対する課税については、掛金段階での所得控除、支払段階での老年者年金特別控除、給与所得控除等のあり方について抜本的な見直しを行う必要がある旨」でありまして、早急に検討すべき課題と考える。こう書いてありますが、本国会にはこのことは税制改正の中でも出てきていなかったわけですが、その背

景について増岡厚生大臣と竹下大蔵大臣の両大臣に伺いたいのです。

○国務大臣(増岡博之君) 年金に対しての課税のお尋ねでございすけれども、この年金に對

しましての特別控除につきましましては、先生御承知のとおり、二年間の延長の法律を成立させていた

だいたわけでございますが、先ほど申しましたように、高齢者の方々の間にこの年金税制は既に長

年定着いたしておるわけでございますので、今後その趣旨や役割を踏まえまして、これらの方々に大きな不安を与えることのないよう受給者の立場に立って対処してまいりたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 今御指摘なさいましたのが、六十年代税制のあり方についてという五十九年十二月十九日の答申でございす。御案内のように、いわゆる五十八年の十一月出ました中期答申、この中に年金課税について詳しく指摘があつておるわけでございます。で、これの背景というものは、私は最近各種審議会に出ましても、特にそれを感ずるものは、いわゆる世代間バランスの

角度からの議論がやっぱり一番背景にあつての議論の展開ではないかと、こういうふう私どもは理解をいたしております。したがって、そういう意味における公的年金また私的年金を通じての整合性のとれた税制の整備ということには、やはり将来の検討課題だというふうな事実認識をいたしております。

○大木正吾君 質問の順序が若干前後するかもしれませんが、本問題について両大臣は税調答申どおり実行されるおつもりですか、それともっと長時間時間をかけて総合的に検討するお考えですか、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) この問題も、今も申しましたように将来の検討課題というふうな言葉を選んでお答えしておりますのは、まあいわばまさに今日の緊急課題だという認識とは若干差異があるという意味で、そういう言葉を選んでお答えしたわけでありまして、何分課税最低限がこの年金受給者の方、また年齢に応じて課税最低限そのも

のが上がってまいりますので、やっぱり一番背景にあるのは世代間バランスの問題だなというふうには私は思っております。したがって、やはり将来の検討課題だという認識には立っていないきやならぬと思っております。

○大木正吾君 厚生大臣はどうですか。

○国務大臣(増岡博之君) 先ほど申し上げましたように、年金受給者の立場に立つて今後とも対処してまいりたいと考えております。

○大木正吾君 そういう答弁じゃ、ちょっときょうは、時間が切られても引き下がるわけにいかないのです。もっと明確に答えてもらいたいのだけ

れども、ここにちょっとたまたま新聞の切り抜きを持ってきてみたのですが、一月十二日の各紙は、三月にも出ていますか、とにかく六十一年度

改定という意味合いで大蔵省は検討を始めている、こういう記事があり。四月八日の新聞です

と、これは朝日新聞ですか、六十一年度は課税強化見送りと、こう書いてありますね、公的年金に

ついて。これは当然厚生省所管の課題でございま

すから大蔵と協議する課題でしようから両者が相談したと思うんですが、その相談の経緯について

少しく話してもらえませんか。

○政府委員(大山綱明君) 大蔵省といたしましては、政府税調の答申をいただきました。今後の検討事項であると考えておりますが、公的年金制度自体の完成が現在進行中でございすので、それを見きわめた上ということ、現在まだ検討作業には入っておりません。したがって、昨年この老年者特別控除制度を二年間延長いたします段階では厚生省ともよく協議をさせていただきまして、二年間の延長という措置をとらせていただい

につきましては六十二年の末まで二年延長するといふことが決まりました、もう法制化されたわけでごさいますけれども、その点につきましては大蔵省と協議をいたしました、その後の年金課税を基本的にとりうるかといふことにつきましては大蔵省との協議はまだ進めておりません。

○大木正吾君 二年延長といふことを決めたのはそれはいつですか、いつまでといふことですか。

○政府委員(大山綱明君) 本年の税制改正におきまして二年でございまして、六十二年まででございまして。

○大木正吾君 竹下大蔵大臣、先ほど世代間公平といふことをおっしゃったのですが、これは垂直的なものでしょうけれども、実は私たちがずっと見ておりましたやっぱり新しい問題の扱い方を間違ひますと、大変な社会的に不公平が不公平か、どちらかを結果的には引き起こしてしまふ、こういう心配があるのです。現在の年金の恐ろしくいふ共済年金等を中心とし、厚生年金も入りました俗に言うサラリーマンの方々の受給者が圧倒的に多いわけですが、実はこの層は物すごくこの問題について関心を持っておりまして、私のところなんか、余り年金の専門家がいないですけれども、安恒さんとか、あるいは社労の理事をやっている高杉さんは専門家なんだけれども、年金を知らない僕のところにも電報とか陳情がたくさん来るわけですよ。その原因といふことを調べていきますと、やっぱり六十五歳定年であった場合に再就職はなかなかできない、六十歳定年ではもちろん若干ありましても、そうすると、結果的には年金だけに頼る生活になつておるのです。一方では、例えば私が仮にあなたと同じように酒屋をやっておったと仮定しますれば、あなたのところの酒を島根から取り寄せて販売店をやったとしますれば、そこで六十五になつた酒の販売店でもってやれるし、みなし法人なんかもって格好よく続けていけば、年金五万円ぐらいは先行き何十年かもちにしましてもこれは小遣い同然のものですね、そこでもらう月給の方がはるかに多

いのだから。そういう問題等々考えていきますと、公平の観点といふものについては税調の答申といふものは学問的には理屈はあるでしょう。しかし税調答申のこの部分についてはやっぱりお返しをして再検討してもらいたい、こういう気持ちがあるのです。ですから、増岡さんも年金の方は専門家じゃないようですけれども、しかしあなた厚生大臣なんだから、竹下さんと取っ組み合いをやつたて本当は守つてもらわぬといふかね、いずれにしろ。その辺について新しい不公平の拡大の心配等はありませんか、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) 大木さんと議論しておつて、私も初めて本当は気がついたことは、一つは年金受給者の貯蓄が、私が思つておりましたよりも意外と少なかった、こういうことは感じました。しかし、あの税調のやっぱり答申の背景といふのは、私は世代間バランスの問題だといふふうな問題意識でこれを受けとめております。といふのは、最近審議会等に出ますと、十萬円のいわば初任給の方が言つてみれば七千円ぐらい掛金を払うと、リタイアしている我々級ですね、大木さんと大体同じようなものですか。その年齢の者がまあ平均して二十二万ぐらい受けておると、そうすると、何であのおつあん——まあおつあんは取り消しますが、あのおじさんに、おれは七千円払つてあのおじさんはおれの倍以上ももらつておるというやうなのが、最近の審議会出てみますと、世代間バランスといふのはそんな感じから出てきたのかなと、で、あるいは例として悪い例でございすけれども、まあ国鉄共済を論ずるときから余計さういふ議論が出るようになったかといふ感じがしております。

そこで、税制問題、荒っぽい議論としては、いずれにしても、年金はある種の年齢が来たらかららうのだから、年金だけは初めから税の対象にすべきでないといふ議論も一方にあります。ね。しかし、一方に税の公平の議論から言つて、やっぱり課税最低限といふのは、年金受給者が恵まれて

おるわけですから、そこをやっぱり税の公正といふことから言つて検討をすべき課題といふ指摘はそれなりにちやうだいであると思ひます。しかしそれは大木さんはあつて政府税調にいらつしやいましたからわかるように、恐らく本格的議論すると部会が何かでもつて議論するよるな課題だろつと私もそういう問題意識は持つておりますが、税の公正という立場から、全くこれは税調さんのおっしゃるの誤りですといふやうな判断には私としては立つわけにはいかぬなと、こういう感じでございます、率直に申し上げまして。

○大木正吾君 大蔵大臣、ここでもって税調が間違つていふ言つたら、あなた今度大型付加価値税を検討してもらつたときにけつちん食うからなかなか言えぬだらうと思ひます。しかし、やっぱり二年間の延長といふところの形については、私は世代間不公平、公平の問題といふことだけで議論するといふのはそれは一つの筋かも、一つは問題の対象かもしれない。

しかし、実際問題としてこういうことを実はにわか勉強的にやつてみたのですが、例えば、今後夫婦二人でもって五萬円ずつの基礎年金が仮にもええまです。そのときに、今民間の金融機関、特に保険会社等を見ますと、個人年金、企業年金に物すごくいいわけの勧め方というか、推奨運動というか、始まつています、取り合ひがですね。私ももし仮に四十歳とした場合に、これ仮定計算をしてみますと、一萬三千円でもって、計算してみますと、二十年間掛けまして七百十何万になつていきますから、いへば今度のこの年金よりかはるかに率がいいわけですね。四十年掛けていふ話になつておるわけですからね。だから、もし仮に四十歳の方の奥さんが、いへば恣意的にといふか、あるいはある意味では自分の生活が本当に苦しいのか、公的年金ではもうつまらぬよ、お父さん。私の分一萬三千円掛けるのは免除してもらいたい、その分に少し上積みして二万円でもって私の個人年金に持つていった方が得ですよ、こう

言つたときに一体これはどうされるかといふことも出てくるわけですね。サラリーマンだつて、あんなたまたまものじゃないですよ。六十五になつて、おやじさんが定年六十歳過ぎてきましてね、これっぽちの年金では生活がでるはずがないのですからね。何らかの生活の先行きを、六十歳、六十五歳のときのことを考えた場合には、今もう要するに物から金に移つておる、ずうと世の中を経済動向等を考えますと私は起こり得る問題と考えるのです。

ですから、増岡さん、そういうことを考えて、私はこの問題については、あなたはまだ大臣になつたばかりで、これからどれぐらいやるかわからぬけれども、竹下さんがどこに居るかわかりません、六十歳過ぎてばちねらつておるわけだ、ねらつておるわけだけれども、そのところは取つ組み合ひしてでも、やっぱりあんなはこの年金制度についての公平の問題については、例えば税金におけるクロヨンという話がありますね。捕提率の違いが明確に大島裁判で指摘をされましたね。自営業者の脱税も相当にあります。みなし法人などでもって逃げる手もあります。同時に六十歳以上で働けるという問題のところと六十五歳で働けるという問題、これはもう大変な価値観の違いになつてきますからね。そういうことを含めて私は誤まつたとは言つてもいたくないです。税調としてもと深く検討すべき要素がたくさんあるのだといふことでもって、この問題についてはいへば相当長期に渡りおいてもらつて、新しい問題でもって、今七十八万の控除問題のところあたりについて、あるいはさらに強化する問題について、いへば全くその不公平が他の自営業者などとききない形でもって検討すべきと、こう思つて確信を持って申し上げておるわけですね。それについて増岡さん、どうお考えです。

○国務大臣(増岡博之君) 私の立場は、税理論と申しますよりも、お年寄りの方々の生活の実態といふことから判断をして行動を起こさなければならぬといふふうに思ひます。したがひまして、

先ほど申し上げましたように、年金受給者の方々がかなり所得の面でも、あるいは貯蓄の面でも落ち込んでおられるという、そういう観点から私も対処して頑張らなければならないと思っております。

○大木正吉君 どうも頼りない答弁が返ってくるのでこれは困るのだけれども、竹下さんね、誤まりだとはおっしゃらなくて結構なんです、ただ所管省が違ふと言いながら、私も実はびっくりしたので、貯金三百万円以下の方が六〇%を超えてるのです、実際言ったらね。そういう人はシルバー貯金なんというのをつくって、これは全くその余地が結局はないんです。しかも六十歳、六十五歳以降になつたらもう仕事がなくなくなっちゃうのです。そういうようなことについて税調が検討しない、あくまで税理論だけもっていくというのだったら、何で擬制説という基本問題についてもっと検討を加えないかということ、私は言いたい問題がたくさんあります。そういうことを含めて、私は世代間の問題に加えた業種別の、あるいは横の意味合いでの水平問題についても、不公平問題についても答申を大蔵省は求めることは、いさばこういことを調査してくりやできますね。間違つたと言わなくて結構でございますから、だからそういうことを含めて、再検討というと言葉はきついかもしませんが、検討をしてもらいたい、こういうことはできませんか。

○国務大臣(竹下登君) まあ政府税調の経験者としての経験を踏まえてのお話でございますが、私は恐らく今の議論は正確に税調へ報告するわけですから、そうすると、まあ予測してはいけませんけれども、私は本場に検討にかかるといふときにはそれこそやっぱり特別部会みたいなものでも設けなきゃいかぬぐらいな議論を詰めなきゃいかぬ課題だとは思っています。だが、世代間公平論から言ふと、その見直し検討もこれは否定する問題ではなからうというふうに思っています。いずれにしても、今度税調で税制審議をやるといふことになり

ますと、まあ総理の言葉をかりれば、公平、公正、簡素、選択、活力ですか、五つ言うことが好きでございますから、五つおっしゃっておりますが、その公平の点から言ふと、垂直的公平と水平的公平、まあ水平的公平の中で今御指摘なさいました他の業種との所得捕捉の違いからくる議論というものも出てくる議論だと私は思います。したがって、大変重要に扱わなきゃいかぬ課題だという問題意識は持っておりますが、おっしゃいましたとおり、やっぱり世代間バランスからして否定する立場にはないのじゃないかなと、まあこういう感じですよ。

○大木正吉君 世代間バランスのことばかりおっしゃるとまた賦課方式問題の議論に入らざるを得なくなるんですが、きょうは私の持ち前が違ひますからあれですが、ただ竹下さんの方からある程度いさば水平的な問題、老後の生活問題について今後税調にそういうことを含めて御議論願う場所としては特別部会などが必要かもしれぬ、こういう御答弁がありましたわけですよ。私は、ここで申し上げていきますことは単に自分個人がここでしゃべりたいとか何とかということじゃないんですよ、本場に。さっき申し上げたとおり、六割の人が三百万円以下しかないんだということ、年金依存生活者がぐんぐんふえているということ、を考えたときとか、皆さんがつくるうとして、私はもちろん反対だけれども、こういう新しい年金制度との関係等を考えたときに、一体昭和六十五年、七十年、その当時のサラリーマンなり、こういういわゆる大蔵省の幹部の方、厚生部の幹部の方、どこかまたぐるぐる回るといふけれども、下端になつて働いている方々は一体どうするのですか。そういうことを真剣に考えるから私はあえて問題の提起をしているわけなんです。大臣の立場といたしまして、恐らく税調に余り厳しいことを国会でもって答弁したら税調はもう知らぬと言ふかもしませんが、御意見なかもしませんが、相当程度のきょうは御意見の中で特別部会問題とか水平的な公平の問題の

観点とかお話をあつたのですからこのことは篤と慎重に扱ってもらいたい。そうしなければ我々は税金のクロヨン等々含めて結果的に反税闘争をやらなきゃならぬ、こういうことにならざるを得ないということなんであります。そのことを特にお願いいたしますして終わります。

○粕谷照美君 先ほど鶴山委員の方から、国家公務員の共済組合と今政府提案されている法律案による年金との統合問題について質問がありました。私は文教という立場で私学共済を抱えておりますので、最初にその私学共済について質問をいたします。昨年の文教委員会、返子の開成高校の先生が生徒を連れて山に登つていった、そこでお気の毒なことに遭難死をされたわけでありまして、たまたまその行為が公務であるのか私的なものであるのかというところが問題になりまして、奥様に対する遺族年金が三年間にわたって支給をされなかったという事実があります。これはまた制度の上でそのようになっているわけでありまして、この問題について文部省は善処方を約束されたと思ひますけれども、どういふふうになっておりますか。

○政府委員(豊村幸彦君) 共済組合の遺族年金につきましては、その支給事由となります死亡が職務上であるか職務外であるかによつて年金額の計算が異なつてくるというところは先生も既に御承知のことと存じますが、請求手続といたしまして、この遺族年金を受けようとする場合には死亡事由を明らかにして請求するということになっております。

りまして、組合に再提出されるのが遅くなつたわけでございます。大変お気の毒なことをしたわけでございますが、結果的には職務上ということでは遺族年金を決定いたしましたして給付をいたしております。

ただ、御指摘になりましたように、この最終決定になるまでに時間がかかるではないか。するとその間御遺族の方は給付が受けられないということではいろいろ生活上の問題もございまして、私の方としては考えなければいけない。ですからとりあえず職務外でお支払いをして、そして職務上であるか外であるかということが決定いたしましたから、もう一度もし職務上であればそれに基づいた金額をお支払いをするというふうなことがやはりあるべきではないかというふうなことをおきます。これは初めてのケースでございますので、当初は御指摘になりましたように大変御迷惑をかけたわけでございますが、これからはとりあえず職務外でお支払いをして、最終決定がありましてから再度また再計算してお支払いをするということにしてまいりたいというふうな考えております。

○粕谷照美君 今答弁を聞きますと、したいという言葉ですね。そういう制度をつくりましたではないのですか。

大臣にお伺いいたしますけれども、遺族年金の性格というものは一体どういふためにあるのでしょうか。それで今の文部省がまだそういうことを実施していないということについて、遺族年金を支給するという精神の上からいってどういふ御感想をお持ちですか。

○国務大臣(増岡博之君) 遺族年金につきましては、できるだけ早く措置をすることが必要だと思ひます。

○粕谷照美君 大臣のおっしゃるとおりだと思ひます。厚生省は一体こういう場合にはどのような支給状況を行つていますか。

○政府委員(吉原健二君) 厚生年金の遺族年金の場合でございますが、業務上の理由によるかある

いは業務外の理由によるか、そういったことにかかわりなく、被保険者が死亡された場合にその遺族に支給することにしておりますので、死亡という事故が起きたら一日も早く遺族年金が支給されることになっております。

○粕谷照美君 そういうふうにするのが当然のことだというふうに思うわけですが、私学共済はその面では大変問題がある。たまたまそういうことがあった、たった一つの例だという意味の御返答でありましたけれども、しかしお金がもらえなければ大変だから、例えばこの返子開成高校の先生の奥様はまだお若い。子供さんもういらっしゃる。三年間の間年金がもらえなかったら、もし高校生であったならば退学をしなければならぬいかもしれなかった。高校入学や大学入学あるいは大学生であった場合には一体どうなるのであらうかと思ひます。非常に胸の痛み思いがするわけであり、このことを文部省に要請し、あわせていろいろ私学共済に該当するいわゆる先生方あるいは職員の方の奥様は今回のような強制加入には該当しないわけですから、これからはまた何かがあった場合には大変だという感を私は持っているわけでありますが、そういう立場で考えてみますと、早く共済年金とこの年金が一緒になった方がいいのではないかと口実に使われては大変だと思ひます。

○粕谷照美君 大学生協東京事業連合の調査によりますと、東京の大学生の一カ月の生活費は、自宅から通学する生徒で五万二千円余り、それから下宿生で十一万五千円余り。これはまた私大の七割が授業料を上げております。そのほかにも物価の高騰、教育費の高騰は学生の生活、特に親の生活にもずしりと重くのしかかっているわけでありまして、したがって、任意加入となっていることは無理ですが、スポーツあるいは車あるいは病気の他のことで障害者も具体的に学生の中から出ているわけでありまして、これで二十歳未満の障害者には基礎年金が出ていくということになります。二十歳を超える学生などの任意加入の対象者が未加入者が障害者になったというときはこれは大問題なんですね。衆議院の修正案の中にも出ておりますが、「国民年金制度における学生の取扱については、学生の保険料負担能力等を考慮して、今後検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。」こと。一体どういうようなことが考えられますか、この内容について

○政府委員(吉原健二君) 学生さんの取り扱いにつきましては今申し上げましたように任意加入といたうことで、仮に任意加入されていなかった場合に障害等の事故が起きますと年金に結びつかない、年金が受けられないということが確かにあるわけでございます。だからといって学生をすべて強制加入にすることにつきましては先ほど申し上げましたような問題がございますし、障害が起きた場合に二十歳未満の方と同じように直ちに障害基礎年金を支給するということについても、いろいろ社会保険方式、保険料の納付を要件として年金を出すというその基本的な仕組みに触れる問題でございますので、それとかなかなか今直にはいろいろ御議論があるところでございます。そういうことを踏まえまして衆議院で今後の検討課題、いわゆる宿題にされたわけでございますが、私どもいろいろ関係者の御意見も伺いました上でできるだけ早い機会に結論を出したいと思っております。

○粕谷照美君 私は、これは無拠出でも強制加入あるいは空期間として救済するというようなことも当然検討していただいているのではないかと、このうい考え方を持っているわけでありまして、あわせて、今一番問題になっているのは二十歳から六十歳まで四十年掛ければ国民年金をもらえますよと、こう言いますけれども、大学卒は二十二歳なんです、四年で。あるいは大学院を卒業していくとこの四十年の期間というのは非常に短くなってくるわけです。そうしますと年金がもらえないのではないかと、不利になるのではないかと、こういう不安というものもあります。そうしますと、一番いいことは何か。やっぱり年金制度に学生も入ろうというこの教育だというふうに思うんですけれども、学校がこういうことをやるというのをおかしですね。文部省としてはどのような教育体系というものを考えにないといらっしゃいますか。

○政府委員(吉原健二君) 学生さんの取り扱いにつきましては今申し上げましたように任意加入といたうことで、仮に任意加入されていなかった場合に障害等の事故が起きますと年金に結びつかない、年金が受けられないということが確かにあるわけでございます。だからといって学生をすべて強制加入にすることにつきましては先ほど申し上げましたような問題がございますし、障害が起きた場合に二十歳未満の方と同じように直ちに障害基礎年金を支給するということについても、いろいろ社会保険方式、保険料の納付を要件として年金を出すというその基本的な仕組みに触れる問題でございますので、それとかなかなか今直にはいろいろ御議論があるところでございます。そういうことを踏まえまして衆議院で今後の検討課題、いわゆる宿題にされたわけでございますが、私どもいろいろ関係者の御意見も伺いました上でできるだけ早い機会に結論を出したいと思っております。

任意加入になっておりますか。その理由はどういうことですか。

○政府委員(吉原健二君) 国民年金の被保険者は二十歳以上六十歳未満の方すべてが強制適用、当然加入というところが原則になっているわけでございますが、二十歳以上でありましては学生さんにつきましては強制適用にするのはいかにがなものであろうか、一般的に所得のない方でございまして、当然にその学生さんまでも含めて強制適用にすることについてはいろいろ問題がございますので、従来も任意加入ということにしておいたわけでございますけれども、この新しい制度におきましても任意加入ということにいたしているわけでございます。

○粕谷照美君 大学生協東京事業連合の調査によりますと、東京の大学生の一カ月の生活費は、自宅から通学する生徒で五万二千円余り、それから下宿生で十一万五千円余り。これはまた私大の七割が授業料を上げております。そのほかにも物価の高騰、教育費の高騰は学生の生活、特に親の生活にもずしりと重くのしかかっているわけでありまして、したがって、任意加入となっていることは無理ですが、スポーツあるいは車あるいは病気の他のことで障害者も具体的に学生の中から出ているわけでありまして、これで二十歳未満の障害者には基礎年金が出ていくということになります。二十歳を超える学生などの任意加入の対象者が未加入者が障害者になったというときはこれは大問題なんですね。衆議院の修正案の中にも出ておりますが、「国民年金制度における学生の取扱については、学生の保険料負担能力等を考慮して、今後検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。」こと。一体どういうようなことが考えられますか、この内容について

○政府委員(吉原健二君) 学生さんの取り扱いにつきましては今申し上げましたように任意加入といたうことで、仮に任意加入されていなかった場合に障害等の事故が起きますと年金に結びつかない、年金が受けられないということが確かにあるわけでございます。だからといって学生をすべて強制加入にすることにつきましては先ほど申し上げましたような問題がございますし、障害が起きた場合に二十歳未満の方と同じように直ちに障害基礎年金を支給するということについても、いろいろ社会保険方式、保険料の納付を要件として年金を出すというその基本的な仕組みに触れる問題でございますので、それとかなかなか今直にはいろいろ御議論があるところでございます。そういうことを踏まえまして衆議院で今後の検討課題、いわゆる宿題にされたわけでございますが、私どもいろいろ関係者の御意見も伺いました上でできるだけ早い機会に結論を出したいと思っております。

○粕谷照美君 私は、これは無拠出でも強制加入あるいは空期間として救済するというようなことも当然検討していただいているのではないかと、このうい考え方を持っているわけでありまして、あわせて、今一番問題になっているのは二十歳から六十歳まで四十年掛ければ国民年金をもらえますよと、こう言いますけれども、大学卒は二十二歳なんです、四年で。あるいは大学院を卒業していくとこの四十年の期間というのは非常に短くなってくるわけです。そうしますと年金がもらえないのではないかと、不利になるのではないかと、こういう不安というものもあります。そうしますと、一番いいことは何か。やっぱり年金制度に学生も入ろうというこの教育だというふうに思うんですけれども、学校がこういうことをやるというのをおかしですね。文部省としてはどのような教育体系というものを考えにないといらっしゃいますか。

○政府委員(吉原健二君) 学生さんの取り扱いにつきましては今申し上げましたように任意加入といたうことで、仮に任意加入されていなかった場合に障害等の事故が起きますと年金に結びつかない、年金が受けられないということが確かにあるわけでございます。だからといって学生をすべて強制加入にすることにつきましては先ほど申し上げましたような問題がございますし、障害が起きた場合に二十歳未満の方と同じように直ちに障害基礎年金を支給するということについても、いろいろ社会保険方式、保険料の納付を要件として年金を出すというその基本的な仕組みに触れる問題でございますので、それとかなかなか今直にはいろいろ御議論があるところでございます。そういうことを踏まえまして衆議院で今後の検討課題、いわゆる宿題にされたわけでございますが、私どもいろいろ関係者の御意見も伺いました上でできるだけ早い機会に結論を出したいと思っております。

い、年金が受けられないということが確かにあるわけでございます。だからといって学生をすべて強制加入にすることにつきましては先ほど申し上げましたような問題がございますし、障害が起きた場合に二十歳未満の方と同じように直ちに障害基礎年金を支給するということについても、いろいろ社会保険方式、保険料の納付を要件として年金を出すというその基本的な仕組みに触れる問題でございますので、それとかなかなか今直にはいろいろ御議論があるところでございます。そういうことを踏まえまして衆議院で今後の検討課題、いわゆる宿題にされたわけでございますが、私どもいろいろ関係者の御意見も伺いました上でできるだけ早い機会に結論を出したいと思っております。

○粕谷照美君 私は、これは無拠出でも強制加入あるいは空期間として救済するというようなことも当然検討していただいているのではないかと、このうい考え方を持っているわけでありまして、あわせて、今一番問題になっているのは二十歳から六十歳まで四十年掛ければ国民年金をもらえますよと、こう言いますけれども、大学卒は二十二歳なんです、四年で。あるいは大学院を卒業していくとこの四十年の期間というのは非常に短くなってくるわけです。そうしますと年金がもらえないのではないかと、不利になるのではないかと、こういう不安というものもあります。そうしますと、一番いいことは何か。やっぱり年金制度に学生も入ろうというこの教育だというふうに思うんですけれども、学校がこういうことをやるというのをおかしですね。文部省としてはどのような教育体系というものを考えにないといらっしゃいますか。

○政府委員(吉原健二君) 学生さんの取り扱いにつきましては今申し上げましたように任意加入といたうことで、仮に任意加入されていなかった場合に障害等の事故が起きますと年金に結びつかない、年金が受けられないということが確かにあるわけでございます。だからといって学生をすべて強制加入にすることにつきましては先ほど申し上げましたような問題がございますし、障害が起きた場合に二十歳未満の方と同じように直ちに障害基礎年金を支給するということについても、いろいろ社会保険方式、保険料の納付を要件として年金を出すというその基本的な仕組みに触れる問題でございますので、それとかなかなか今直にはいろいろ御議論があるところでございます。そういうことを踏まえまして衆議院で今後の検討課題、いわゆる宿題にされたわけでございますが、私どもいろいろ関係者の御意見も伺いました上でできるだけ早い機会に結論を出したいと思っております。

○粕谷照美君 私は、これは無拠出でも強制加入あるいは空期間として救済するというようなことも当然検討していただいているのではないかと、このうい考え方を持っているわけでありまして、あわせて、今一番問題になっているのは二十歳から六十歳まで四十年掛ければ国民年金をもらえますよと、こう言いますけれども、大学卒は二十二歳なんです、四年で。あるいは大学院を卒業していくとこの四十年の期間というのは非常に短くなってくるわけです。そうしますと年金がもらえないのではないかと、不利になるのではないかと、こういう不安というものもあります。そうしますと、一番いいことは何か。やっぱり年金制度に学生も入ろうというこの教育だというふうに思うんですけれども、学校がこういうことをやるというのをおかしですね。文部省としてはどのような教育体系というものを考えにないといらっしゃいますか。

○政府委員(吉原健二君) 学生さんの取り扱いにつきましては今申し上げましたように任意加入といたうことで、仮に任意加入されていなかった場合に障害等の事故が起きますと年金に結びつかない、年金が受けられないということが確かにあるわけでございます。だからといって学生をすべて強制加入にすることにつきましては先ほど申し上げましたような問題がございますし、障害が起きた場合に二十歳未満の方と同じように直ちに障害基礎年金を支給するということについても、いろいろ社会保険方式、保険料の納付を要件として年金を出すというその基本的な仕組みに触れる問題でございますので、それとかなかなか今直にはいろいろ御議論があるところでございます。そういうことを踏まえまして衆議院で今後の検討課題、いわゆる宿題にされたわけでございますが、私どもいろいろ関係者の御意見も伺いました上でできるだけ早い機会に結論を出したいと思っております。

○政府委員(吉原健二君) 学生さんの取り扱いにつきましては今申し上げましたように任意加入といたうことで、仮に任意加入されていなかった場合に障害等の事故が起きますと年金に結びつかない、年金が受けられないということが確かにあるわけでございます。だからといって学生をすべて強制加入にすることにつきましては先ほど申し上げましたような問題がございますし、障害が起きた場合に二十歳未満の方と同じように直ちに障害基礎年金を支給するということについても、いろいろ社会保険方式、保険料の納付を要件として年金を出すというその基本的な仕組みに触れる問題でございますので、それとかなかなか今直にはいろいろ御議論があるところでございます。そういうことを踏まえまして衆議院で今後の検討課題、いわゆる宿題にされたわけでございますが、私どもいろいろ関係者の御意見も伺いました上でできるだけ早い機会に結論を出したいと思っております。

な詳細についてまで学校教育でこれを体系的に教えるというものは無理だと思ひます。ただ、年金制度というものが社会保険制度として重要である、その一環として重要なものであるということ、やはり子供たちにはこれからの社会を考えますと教えるなければならない、またそういう指導体制をとっているということでございます。

○粕谷照美君 妻の年金権について政府案は、サラリーマンの夫は無業の妻の基礎年金部分は保険料を特別に払うことなく、二人込みで支払うというところになっております。この問題なんですけれども、妻は自分自身で払うことがない、それで自分名義の年金をもらう、大変いいことのように思ひます。このパンフレットの中にもそういうことが非常に強くうたわれているわけでありまして、しかしまた逆に考えてみますと、共働きの妻はどんな感じを持つのであらうか。共働きの場合は夫も妻の分、二人込みで支払うわけですね。妻はまた配偶者の分というところになりますか、この分二人込みでお金を払うわけですか。独身者もまたそうですね。そうしますと何か、おうちにいられちゃって、働かないでうちのことをやっていたら、サラリーマンの奥さんに対して自分たちがお金を払っているのではないかと、こういう感じがはいないわけですか。

○粕谷照美君 妻の年金権について政府案は、サラリーマンの夫は無業の妻の基礎年金部分は保険料を特別に払うことなく、二人込みで支払うというところになっております。この問題なんですけれども、妻は自分自身で払うことがない、それで自分名義の年金をもらう、大変いいことのように思ひます。このパンフレットの中にもそういうことが非常に強くうたわれているわけでありまして、しかしまた逆に考えてみますと、共働きの妻はどんな感じを持つのであらうか。共働きの場合は夫も妻の分、二人込みで支払うわけですね。妻はまた配偶者の分というところになりますか、この分二人込みでお金を払うわけですか。独身者もまたそうですね。そうしますと何か、おうちにいられちゃって、働かないでうちのことをやっていたら、サラリーマンの奥さんに対して自分たちがお金を払っているのではないかと、こういう感じがはいないわけですか。

○粕谷照美君 妻の年金権について政府案は、サラリーマンの夫は無業の妻の基礎年金部分は保険料を特別に払うことなく、二人込みで支払うというところになっております。この問題なんですけれども、妻は自分自身で払うことがない、それで自分名義の年金をもらう、大変いいことのように思ひます。このパンフレットの中にもそういうことが非常に強くうたわれているわけでありまして、しかしまた逆に考えてみますと、共働きの妻はどんな感じを持つのであらうか。共働きの場合は夫も妻の分、二人込みで支払うわけですね。妻はまた配偶者の分というところになりますか、この分二人込みでお金を払うわけですか。独身者もまたそうですね。そうしますと何か、おうちにいられちゃって、働かないでうちのことをやっていたら、サラリーマンの奥さんに対して自分たちがお金を払っているのではないかと、こういう感じがはいないわけですか。

○粕谷照美君 妻の年金権について政府案は、サラリーマンの夫は無業の妻の基礎年金部分は保険料を特別に払うことなく、二人込みで支払うというところになっております。この問題なんですけれども、妻は自分自身で払うことがない、それで自分名義の年金をもらう、大変いいことのように思ひます。このパンフレットの中にもそういうことが非常に強くうたわれているわけでありまして、しかしまた逆に考えてみますと、共働きの妻はどんな感じを持つのであらうか。共働きの場合は夫も妻の分、二人込みで支払うわけですね。妻はまた配偶者の分というところになりますか、この分二人込みでお金を払うわけですか。独身者もまたそうですね。そうしますと何か、おうちにいられちゃって、働かないでうちのことをやっていたら、サラリーマンの奥さんに対して自分たちがお金を払っているのではないかと、こういう感じがはいないわけですか。

○粕谷照美君 妻の年金権について政府案は、サラリーマンの夫は無業の妻の基礎年金部分は保険料を特別に払うことなく、二人込みで支払うというところになっております。この問題なんですけれども、妻は自分自身で払うことがない、それで自分名義の年金をもらう、大変いいことのように思ひます。このパンフレットの中にもそういうことが非常に強くうたわれているわけでありまして、しかしまた逆に考えてみますと、共働きの妻はどんな感じを持つのであらうか。共働きの場合は夫も妻の分、二人込みで支払うわけですね。妻はまた配偶者の分というところになりますか、この分二人込みでお金を払うわけですか。独身者もまたそうですね。そうしますと何か、おうちにいられちゃって、働かないでうちのことをやっていたら、サラリーマンの奥さんに対して自分たちがお金を払っているのではないかと、こういう感じがはいないわけですか。

から見ればそういうことになるかもしれないけれども、しかし逆に言つて、このような政府案で払つていく共働きの夫や妻あるいは独身者はこの逆の考え方を待つというのには当然のことだといふように思ひますけれども、厚生省はその点はどういうにお考えですか。

〔委員長代理閣内閣通達、委員長着席〕

○政府委員(吉原健二君) 共働きの女性の方あるいは独身の方でもいいのですけれども、働いて勤めておられる方の女性の方の保険料の負担とそれから無業で家庭におられる方、これは御主人の保険料の中でカバーをされて保険料が自動的に支払われる、こういうことになるわけでございまして、その点だけを見るとおかしいではないかという御議論あるいは考え方もあるかと思ひますけれども、現在の制度におきましては、奥様が家庭におられる方につきましては、同じ保険料の取り方でありまして、一万五千円という配偶者加給というのがあるわけでございまして、奥様がいらっしゃる、そういう配偶者加給の対象となる方がおられる場合とおられない場合とで保険料の取り方に違いがあるわけではございません。

それから年金ではございまして、健康保険の場合におきまして、一人の方の健康保険料の納付のやり方とそれから夫婦、家庭に奥さんがおられる場合の健康保険料の納付の同じでございまして、あくまでも自分の月給なり給与に応じて一定の率の保険料を納めていただく、独身であるうと世帯持ちであるうと同じ保険料を納めていただく、こういうことになっているわけでございまして、社会保険といひますか、社会保険ではあくまでも能力に応じて保険料を払つていただく。それで必要な方に必要な給付をしていくという考え方が社会保険、社会保険では基本になつていくわけでございまして、そういうことで、今度の年金制度におきましても独身の方あるいは世帯持ちの方を問わずに同じような賃金に一定率の保険料を負担していただく、給付の方は必要な方に必要な給付をするという仕組みをとつたわ

けでございまして。

○粕谷照美君 そのところが問題なんですね。例えば病気になるにああこれは大変だ。私自身は扶養者が一人もないけれども、しかしどなたかの御家庭で大変な病気になる場合のためのという、そういう感じの保険料の納め方とこの年金問題はまた違うというふうに思ふんですね。そのことを全然理解をしてもええなというところについて共働きの妻たちは怒つてゐる。それと同時に、妻自身の名前で、自分の手でお金を納めないで一人分で二人分の基礎年金部分を取るということについて妻自身の年金に対する意識というものが非常に高まつていかなければならぬ。その問題点を強く指摘してゐるわけでありまして、不公平感、厚生省が何を言おうとやっぱりなくすることはできないというふうに思ひます。したがつて、この点については十分今後の討議をやつぱりやつていただきたいと思います。

次に、この保険料率の男子並み引き上げの問題について伺ひます。男子は一応二・四%、女子が一・三%、ともに労使折半、これを女子については引き続き男子の保険料率との格差是正を図るということでありまして、確かに保険金を受け取る場合には支払つた額でもらうわけですから、当然男子との差をなくするということは私はあり得ること、またしなければ女子は取り分が少なくなるといふふうに思ひますから、そのことはいいと思ひます。しかしその前提が問題なんです。それでは一体女子の賃金はどのような状況になつてゐるのだからか。女子の働く条件は一体どういふふうになつてゐるのだからか。このところを忘れて安易に男子並みの保険料率を早く出しなさいというところ自体は問題だといふふうに思ひます。一体女子の働いてゐる条件といふものをどのよう

に今認識をされておられますか。
○政府委員(吉原健二君) 平均標準報酬で見ますと男子の場合に比べて女子の場合はかなり低い水準にあるといふことは承知をいたしております。○粕谷照美君 総理府のことしの四月に出しまし

た報告書を見ますと、「婦人の現状と施策」であります。女子労働者の現状はどうか。賃金の格差については報告してないんですね。私たちは、この男女の賃金格差というのは欧米に比してはるかに大きく、女子は低いといふふうに認識をしております。

また、この報告書は定年退職についてこういうことを言つております。男女差のある企業についての定年退職の問題ですが、昭和五十一年に二・三・五%であったものが昭和五十九年には一・六・七%に減つた、こういう数字が挙げられております。また、五十五歳未満は六八・六%が四六%に減りました、四十五歳から五十四歳、こういうところは大体四二%でありまして、このような報告書を出してありますけれども、またその中にも特に妊娠、結婚、出産などについては昭和五十二年に七・四%であったものが五十六年には二・〇%と減りました、女子の労働条件は大変よくならまつたといふ報告書になつておりますが、しかしなおかつこのような数字の男女差があるといふことを私どもは認識しないわけにはまいりません。女性の低賃金、女性が定年までなかなか勤められない、男女差のある定年で職場を追われている、このようなどきに保険料率を男子並みに上げるといふことについては大変な問題があると思ひます。これは激変を緩和していくということが重要だと思ひますが、厚生大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) 私どももいたしましてはできるだけ経過措置をとつたつもりでございまして、社労委員会におきましていろいろ御議論をいただいております。今後とも十分御審議をいただきたいと思います。

○粕谷照美君 厚生大臣が十分御審議をいただきたいと、こうおっしゃいましたので大変うれしいことだと思ひます。ぜひ簡単に結論を出すことなく、まだまだ社労委員会において年金問題については十分御審議をやつていただきたいと思います。とを要望いたします。

あわせまして、このような問題点が一年年金の審議をやるときにどの程度問題になつたのだろうかといふことを考えますときに、私は年金審議会に在るメンバーを見ないわけにはまいりません。年金問題については確かに専門家で本場にすばらしい方々が大勢出席をされてゐるわけですが、この中に本場に女の痛みがわかる人、遺族年金なんかを、しかも子供を抱えて生きていかなければならない妻の立場が本場にわかるような人たちが何人いるのだろうか。男性でもわかるというお答えがあるかもしれませんが、でも、国連婦人の十年に当たつて、このような審議会には女性をもうたくさん入れるのだということが申し合はれてゐるわけでありまして、今一体この審議会のメンバーの中に女性の代表はどのくらいいらっしゃるか、お伺ひいたします。

○政府委員(吉原健二君) 現在の国民年金審議会の中に女性の方が一人、代表として委員として入つていただいております。この新しい法律が実施をされますと、既存の年金関係の審議会、統合されて新しい一本の審議会になることになつております。従来の国民年金審議会、それから従来の社会保険審議会の中で年金問題についての審議がされてきたわけでございまして、年金関係の部会、それが統合されて新しい年金審議会ということになるわけでございまして。

○粕谷照美君 たつた一人だけ入つてゐるということがわかりました。今度新しく統合再編成される年金審議会は、厚生大臣といたしましては任命されるわけですね、委嘱されるのだと思ひますけれども、女性の審議委員をふやそうという積極的な考え方があつかうかといふことを伺ひたいと思ひます。と申しますのは、私は社会保険事務所の窓口に行つた方々いろいろな話を聞きました。年金問題はもうその人の人生がずらつとわかるようなシステムになつてゐますね。その家の家庭の、人には知られたいくないような状況までお話をしなければ年金が受給できないような条件もいろいろあるわけですね。同居をしてゐる内

縁関係の人だとか、あるいは別居をしているんだとかあるいは離婚をしたとか夫が蒸発してどうしてもしらんことがとれないとか、そういう内容のことについて胸を痛めながら窓口の人たちは頑張っているのです。そういうことが制度の上でやっぱりきちんと討議をされ、そして、なるほどそういう事情でどういうふうになっているのかということも、審議会の中に女性のメンバーをふやしていくということも重大だと思ひますが、大臣のお考えを伺つて質問を終わります。

○国務大臣(増岡博之君) 先ほど年金局長から御説明いたしましたように、今回の改正に伴ひまして審議会を再編成することになっておりますので、その際、婦人の適任者の登用につきましてはできるだけ配慮をしたいと思います。

○安恒良一君 私は今国会に提出され、連合審査されておりますこの国民年金法等の一部改正に関する法律案は、所管庁である厚生省年金局、社会保険庁船員保険課が担当して立案したものであります。しかし、その法律の内容と構想は、共済年金それから恩給それから議員互助年金等に影響をもたす内容を含んでいるものだと思います。しかしながら、今同僚に対する御答弁をお聞きしますと、大蔵大臣は国家公務員共済年金についてはこの国会に提出したいのだと、こういうことを言われていますが、その他たくさん関係するところの共済年金関係はどういうふうになるか全然定かではないわけでありまして、そして、そういう中でただ単に国民年金と厚生年金の中身が、政府の皆さんは改正と言われますが改悪をされ、その改悪の主たるものは国庫負担が大幅に減るといふこと、それから給付水準が二〇%から三〇%下がる。こういうことで今やまさに先行しようとしているのであります。こういう中で開かれた連合審査でありますから、本来ならば全法案について関係をお聞きしたいのですが、持ち時間が三十分しかありませんので、主として厚生年金と国家公務員共済年金の関係について少しお聞きをしておき

たいと思ひます。

そこで、まず一つ実例をちょっと挙げてみたいと思ひますが、今回政府の厚生年金改正案では、六十五歳になりますと厚生年金から脱退をさせまして、年金を全額支給することになっております。ところが共済年金の改正案はまだ出てきておりませんから、はっきりわかりませんが、一つの例を挙げますと、共済年金改正法案の中には六十五歳になっても在職中は共済組合員である限り年金は支給しない、これは退職年金の原則であります。それから、共済年金の受給者が他の被用者年金の被保険者となつた場合、政令で定める額、現在で言いますと大体国家公務員の平均賃金四百五十万程度以上の給与所得がある場合は政令で定めるところで、いわゆるこれは割合で支給停止条項があるわけでありまして。

私は何も厚生年金側をこれに改めると言っているわけじゃありませんが、これはわかりやすい例として一つの例を挙げたのですが、かように共済年金と厚生年金の間には、例えば俗に言われる官民格差であるとか、今度は共済間で言うところの官民格差であるとか、いろんなことがあつたわけであつた。今まではこれは別個で、それはそれなりであつたのですが、今回はどうも共済年金の方は、とりあえず基礎年金だけはやはり導入しようという方向に進んでいるように私は聞いています。

そこで、基礎年金を導入したときに財政調整がどうなるかということ、私は資料を厚生省に要求しました。私の手元に資料が来ていますが、例えば共済年金の場合は一定の年齢がたちますとやはり基礎年金給付費と基礎年金拠出金では基礎年金給付費の方が上回るという事例が出てきています。これは二億二千億。この年齢で言いますと、七十年になりますと二億二千億です。いわゆる共済年金は基礎年金拠出金を給付費の方が上回ると、こういう現象が出てくるわけです。ですから、いわばこの前も論争しましたが、国民年金、厚生年金、そして共済年金との間におけるところの財政プールといふことが財政調整がある程度行

われる、もちろんこのほかに国庫負担があります。それから同じ厚生年金の中でも船員保険が今度厚生年金会計と一緒にするわけですが、これを見ますと、これも明らかに基礎年金給付費と基礎年金拠出金では、昭和六十一年から昭和百二十年まで、毎年毎年これは二百億ずつぐらいのいわゆるマイナスだ、こういうことで、これまた財政調整にこれはなつていくわけであつた。

ですから、私は財政調整のことについて、けしとくとかけしからぬとか、こういうことを言っているわけじゃありませんが、こういう状態の中において大蔵大臣、共済年金改正案のときに厚生大臣との間にどう調整されるか、厚生大臣、今私が挙げた事例のときにはどうされるのですか。逆に厚生年金の方が条件的に悪いところも別にあるわけですから、こういうものを調整しないまま基礎年金財政だけは一本にして、お互いにやつたり取つたりする、これでは私は被保険者は納得しないと思ひます。ですから、これは両大臣に、政策の問題ですから事務当局の問題じゃありません。両大臣に、今言つたような点はどのようにして、あなたたちは七十年には全体の年金の統合をやりたいと、こうおっしゃっていますから、そこはどういうふうにしていくかというところを考えたのか。その点を大蔵大臣と厚生大臣にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 段階的に申し上げますと、あつては国家公務員とそれから国鉄、電電、専売等々との、国家公務員等共済ということでは、まず第一段階をやらしていただいて、そして今度我々の側からお願いするのは第二段階のお願いをするわけでありまして、そのときに際しましては、今安恒さんが御指摘なさいましたように、俗に官民格差といふような点に視点を当てておるとは事実でございます。今具体例で非常にわかりやすい二つの例をお出しになりましたとおりで、今日厚年と共済年金の制度間の差といふものは、やっぱり歴史的沿革から申しまして、あるいは制度の

特殊性、そういうことから異なつた取り扱いの部分もまだございます。したがつて、基本的に整合性を持たせようという考え方の方で取り組まれました。まださらに将来調整を図つていかなければならない点はもとよりございます。

今度の我が方をお願いするでありまして、問題は、まず、いわゆる六十五歳未満の被用者、これは厚生年金でございますが、我が方でも今度お願いいたしますのは、やっぱりこの点は職員である間、こういうことは今度でもそのとおりになっておりますが、今後は現役であつても所得の低いものに限つて厚年と同様な年金給付をすることとしたというふうな考えております。

それから一部支給停止の問題でございますが、これは共済年金は現役と年金受給者との間の均衡を図る観点から、民間企業に再就職した場合に、給与所得による一部支給停止制度を御指摘のとおり採用していただくわけでございます。この問題は厚生年金においても今後一部支給停止について検討をされるものと考へておりますので、それを踏まえて共済年金についてもさらにこれは調整していかんやない問題だといふふうに考へております。審議会等いろいろな御議論をいただきまして、言つてみれば我が方の共済で見ますと一階が基礎年金、二階が厚生年金、三階の部分が公務員の特権性とも申しますか、そういう形で図柄を描いておるわけでございます。ただ、いわゆる算定基礎給与の問題等は、現行では退職一年間の平均本俸、それがやはり全期間平均標準報酬月額といふようなことに変えていくことによりまして、いわゆる俗に官民格差と申しますか、そういう問題が逐次調整されておるといふ、そういう整合性といふものを基礎に仕組んだわけでございまして、しかし今後なお調整すべきものが残つておるとも御指摘のとおりだと思つております。

○安恒良一君 ちょっと厚生大臣答へられる前に、全般のことをきょう三十分で言つてもらふ必要はない。私が今聞いたところだけ答へていただき

たいですが、厚生大臣、認識が全く違っていますね。厚生年金は今までは六十五歳以上問題があったのですが、今回はもう六十五歳以上になったら厚生年金から脱退をさせて、一部支給停止は全然ないんですよ。逆に、共済年金は六十歳から六十五歳に一部支給停止があるわけです。おたくの制度は一部支給停止制度があるから、厚生年金側にも一部支給停止制度を今度やってもうのだからあなたはおっしゃいますが、今度の改正は逆に、六十五歳以上になったら厚生年金から脱退させて、年金額は全額支給しますということですから、案を審議しているわけです。そう簡単に大蔵大臣が厚生大臣にあしきつてくれと言ったって、今出している法律、今審議している法律とはまるっきり逆なことを言っておられます。どうですか、厚生大臣、そこをあなたたちは調整されたのですか。まるっきり大蔵大臣は反対のことを言っているのですよ。

○国務大臣(増岡博之君) 私どもは、今回の改正で基礎年金を導入することによってまず第一歩を踏み出すことを考えておるわけでございます。したがってまだ制度間の公平でありませうとか、整合性につきましてもとやらの言ひは、これは今までの沿革、歴史、特殊性等から調整ができなかった面もあるわけでございませうけれども、しかし少なくとも私どもの目途といたしております昭和七十年年度まではその制度間の整合性を確立して、公的年金制度の一元化に向けて進んで努力をしてまいりたいと思っております。

○安恒良一君 大蔵大臣、今のどうですか。あなたが言われたことはまるっきり反対ですね。今回の改正は六十五歳以上になったら一切一部停止はないんですよ。それで、今厚生年金の原案が社労委員会で議論されているのですが、あなたは、いや共済年金の方に一部停止があるのだから、今度は厚生年金側にも六十五歳以上であってもやはり一部停止について考えてもらわなきゃならぬ、そういう方向にいかないと行かぬ、それが、その認識はどうなんですか、まるっきり違っております。せんですか、大臣。

○国務大臣(竹下登君) 今はそのとおりでございます。したがって、いわゆる一部支給停止制度は、我が方はこれを採用しておるわけでございませうが、今後の課題として検討されるのじゃないか、こういう意味で申し上げたわけでございませう。

○安恒良一君 大蔵大臣の何か一人の希望のようですけれども、私はきょうは時間がありません。連合審査のときにはそのことは質問通告しておきましたから、両大臣でよく調整をして出てきてもらいたいと思いますが、時間がありません。そこで大蔵大臣、私は厚生大臣との間になんかやりとりをしたのは、今回の改正の中で国民年金会計の中に厚生年金会計から持ち込むところの基礎年金も一緒に入れてしまおう。それから、国民年金も一緒に持ち出しがございませう、それとも一緒に入れてしまおうということになったから、私はそれはいいじゃない。それはなぜかという、国民年金は国民年金独自のやはり支払いがあるわけですね。それから共済と厚生年金も違うわけですね。したがって基礎年金だけは別につくる、こういうことなんですか、そうすると基礎年金のための会計を別に設けるべきじゃないか。いわゆる国民年金から持ち出し分、厚生年金から持ち出し分、共済年金から持ち出し分、それに見合う国庫負担、それが一つのいわゆる基礎年金特別会計とすることになって、その収支が国会に明らかにされる、これは極めて必要だ。でないと、お互いにやり取り取ったりするわけですから、そういうことについて、この前、厚生大臣との議論では、国民年金特別会計に基礎年金のための勘定を設ける理区分をする。こゝまでは答えが出てきておるわけですね、この前の私のやりとりで。

しかし私はそれではやはり不十分だ。なぜかというと、共済年金からも、私の手元にきていた資料によると、基礎年金のための拠出金が、例えば厚生年金だった三兆四千億、共済年金だった三兆四千億、それから昭和六十五年になると、一兆一千億これは出てくるわけですね。そうしますと、私はやはり、これはお金がかかることじゃないんですから、基礎年金のためのいわゆる基礎年金特別会計というのをきっちり設けて、それぞれの制度から持ち出したものについて収支を明らかにしておく。この方が私は、財政全体の責任は大蔵大臣なんです、そういう意味からいって、国民年金特別会計に基礎年金のための勘定を設けて区分整理するというのが、私の質問によって一歩前向きに出られたのですが、さらに一歩踏み出して、きちっとした勘定を設けた方がいいのじゃないか。その方が非常に明瞭になる。後ろで官僚がいろいろ入れ知恵しておりますが、これは政策の問題ですから、大臣明確に答弁をしてもらいたい。私はやはりその方が、国民年金加入者も共済年金加入者も、それから厚生年金加入者もみんながお互いに納得し合おうと思ひますが、これは厚生大臣には聞きませう。この前厚生大臣に聞いたら、私一存ではいけません、いろいろな諸官庁との関係もございませう、こういうことでしたから、こういう会計全体をつかさどっておられる竹下大蔵大臣にこの点について御質問いたします。お考えを聞かせてください。

○国務大臣(竹下登君) 一つには、いわゆる特別会計を設けるということは、行政改革の折、場合によってどうにも必要なのは、ことしで言いますと、あへん特会をつぶして登記特会をお願いすることになるわけでございませうが、非常に特別会計を設けるということそのものに對しての行政改革の立場からは厳しい姿勢をとってございませう。これは事実であります。したがって、安恒さんの御質疑に對して政府が統一して答えておりますように、いわゆる国民年金特別会計に基礎年金のための勘定を設けて基礎年金に係る経理を明確に区分をして行うという方向で検討しますというふうにお答えしておるわけでございませうので、今安恒さんのおっしゃった区分を明確にするための実態さえ整えば、特会をもう一つつくるということにつきましてはこれは勉強させていただきますが、私としてはやはり明確な区分をして実態として御趣旨に沿うことができるならば、もう一つ特会を設けなくてもいいじゃないか、こういうふうな感じですが。感じを申し述べます。

○安恒良一君 きょうあえてあなたに聞いたのは、この前のときはいわゆる厚生大臣だけしかおいでにならなかったのです。そして、これはほかの大臣との関係もあるからということでありませうから、後ろの方で事務当局が、この前一人出ておったからごちゃごちゃ言っていますけれども、私はあえて連合審査のときにこれは大臣に——というのは、行政改革だから特別会計を設けたら何か行管庁から怒られるということじゃないんです。やはりこのように国民年金勘定からも持ち出しがある、厚生年金勘定からも持ち出しがある、それからいわゆる共済からも持ち出しがある。その場合に持ち出しと支払いがいよいよイコールな問題ないんです。お互いに助けたり助けられたりになるわけですから、そういう場合に特別会計を設けることは決しておかしくないことじゃないんです。それによって何か人が余計要つて経費が余計要るわけでもないんです。そうすると、厚生年金に入っている人も共済年金に入っている人も国民年金に入っている人も、なるほどおれが出した金が幾ら返ってきたのだなあ、国が幾ら出して収支がどうなっているのだなあ、こういう少なくとも年金の財政調整をするときには、基本的に必要なことは公平な財政統合のための条件の整備、それから公平な財政調整のための条件の整備が要るのです。

しかし、これはまだこれから十年かかるわけですね。皆さんの考えでも、厚生年金と共済年金だけでも昭和七十年まで十年かかるわけですね。しかし、十年かかる間においても基礎年金だけはもうすずやっというところなんですから、お互いにやっというところなんですから、そうするとその分について、私はきょう後藤田さんに質問通告をしておけばよかったのですが、後藤田さん

からこれはおまえ行革に反するぞ——そんなことにならぬと思うんですよ。特別会計を設けてガラス張りにしてみんながお互いにはっきりし合う、国も基礎年金に必要な金の三分の一は国庫負担で出すと、こう言っておるわけですから。しかも、竹下さん承知の上で言われていると思いますが、今回の改正では厚生大臣とやりとりしたのは、国の負担分というのはだんだん減っていくのですから、物すごく、国庫支出はどんどん減っていくのですから、例えば昭和百年ごろになると、今のまま改正しなかったものの半分になっちゃうのです。それだけ国の負担は減っていく。せめて会計ぐらゐり明瞭にびちつとしてくれという被保険者側からの声に対して、そう竹下さん余り慎重になることはないんじゃないですか、決して無理なこと言っているわけじゃないんです。

少し意欲的に、それは厚生大臣はよう言わぬです、この前はあなたおらぬのだから、厚生大臣の答弁というのは今さっき私が言ったところまで。しかし、きょう大蔵大臣がお見えになって、しかもあなたは共済全体の責任者でもあるし、それから国のそういう年金全体の責任を、厚生年金の積立金にしても国民年金の積立金にしても、みんなおたくのところで握られているじゃないですか。そういう場合において、私は明瞭にするためにそこはどうだと、もう一遍重ねて大臣に聞きます。

○国務大臣(竹下登君) 経理区分がきちんとすれば特会を設ける必要はないじゃないかなあという、私も実はだれに相談したわけでもございませうが、そんな印象を実は今持っておりますので、その問題は確かにおっしゃいますように人が余計要るわけでもございませうし、予算書の中で一ペーじぐらゐり特別会計というのが加わってくるのかなあ、という感じでもございませう。したがって、きょう私が答えする限界としては実質上なればいじやございませうか、がしかし、その提案でございますから、勉強させていただきますというところが限界かなあ、こんな感じでもございませう。

す。

○安恒良一君 この問題は社労委員会の理事会にも預けてありますから、重ねて今大蔵大臣の答弁がございまして、後刻の理事協議の中でひとつ十分御相談を願いたいと思っております。

それじゃ次に参ります。年金の積み立ての管理運用について、厚生年金、国民年金と共済年金の積み立ての管理運用の差とその理由。こういうふうな運用の差があります、その理由はこういう理由でこのようにあります、このことを説明してください。

○政府委員(吉原健二君) 厚生年金、国民年金の積立金につきましては、資金運用部資金法第二条第二項の規定によりまして全額資金運用部資金として預託をされて運用をされているわけでございます。

共済組合につきましては、これは政府資金でないということで、原則共済組合で自主運用がされていると聞いております。

○安恒良一君 大蔵大臣、これももう厚生大臣との間のやりとりではいつも片づくけれども、大蔵大臣のところに行くと握りつぶされるわけですね。共済年金と同じようなせめて取り扱いがされていいのじゃないか。労使が掛金を掛けている。国も負担金がありますけれども今度国はうんと下げる、こういうことですから、せめて共済年金と同様な、本当は厚生年金というのは労使公益の三者構成が出てそこで有利な運用したいのです。しかし、そこまで一遍にはいかないのだと、財投のお金が一遍でなくなっちゃう、こういうことになりまうから、財投資金の大部分を占めていますね。まあ郵便貯金や簡易保険もありますけれども、それならせめて共済がやっている程度のことをこの際やらせるといふことについて、これは厚生大臣に聞いたらもう全く賛成と言いますので、審議会にもそういうことになっていきますが、ところが厚生大臣から大蔵大臣のところに行くと、大蔵省で大臣が握りつぶすのか官僚が握りつぶすのかどうか知りませんが、これはもう何回も年金の改正のた

びに附帯決議をつけたいろいろなことをしたり、審議会も満場一致答申をしていますが、断固としてこれは通らないんです。竹下大蔵大臣、この点せめて厚生年金の積立金についても共済年金並みの取り扱いをさせる、こういう考えを大蔵大臣お持ちになりませんか。これは厚生大臣に聞きます、あなたは私と同じ意見なんだから。

○国務大臣(竹下登君) これは大変古くて新しい問題でありますし、新しく古い問題でもあるわけでございますが、この問題は国の信用において集めたものは一元的に有利、安全、確実の原則に基づいて運用するという立場を今日までもとり続けておるわけでございます。したがって、私はこの一元化運用というものは、別に臨調からそういう指摘があるというのを申し上げようと思つて引例するわけじゃございませうが、やはり長い間の伝統からいまして一元化運用というのが妥当ではないかと、いつでも議論をずっとそういう結論に到達しております。特に審議会からは、厚年の味方と言つてはいけません、やはり情愛も移ってきますし、それから有利運用ということについての提言はいつもなされる問題だと。その意味においてエンドレスな議論でもあるような感じがいつも持っておりますが、私の立場から、財投の有力な原資であるということも事実でございまして、やはり国の信用において集めたものに対してはいわゆる運用の一元化ということが一番正當じゃないか、こういう感じを持っております。

○安恒良一君 いや、共済年金については一部分、共済年金の中である程度自主運用を認めているでしよう。それで厚生年金だけ何で認めないんですかと聞いているのです。私は九々すべてこれを労使公益三者構成による年金積み立ての審議の委員会をつくるというのを希望していますが、一遍にいかぬから、せめて共済がやっている程度のことを厚生年金についてもやらしたらどうですか、それを言う竹下さんの答弁は答弁にならないんです。共済はいけれども国民年金や厚生年金はだめだと何でなるんですか。一元的運用

と言つたら全部同じように公平に扱わなきゃいけないんじゃないですか。ある程度片方には自主運用を認めているんですよ。だから、せめて共済並みに厚年のグループについても一部分は自主運用を認めるような方向でしたらどうかということを竹下さんにお聞きしています。

それから厚生大臣、時間がありませんが、年金運用で運営されているところの団体に年金福祉事業団というのがある、それから厚生団とあります。これは現在の役員はだれかと聞いたら、理事長、理事、監事、厚生省から三名、大蔵省から一人、警察庁から一人監事が出ています。それから厚生団は全部厚生官僚出身の人々が出ています。資料があります。これもちょっとおかしなことじゃないか。保険料を出している労使の代表が何で役員に入らぬのか。例えば、年金福祉事業団だったらこれは参事会というのがございまして、年に二回たつた開くだけです。それから厚生団には理事が入っています、これも非常勤理事ですね。特に年金福祉事業団に保険料を拠出をしている、国はわずかしが持つてないんですから、国はわずかに、それもまた今度下げるのですから、それなのに労使の代表、労使の役員は私を入れてしかるべきだ。これも大分前から何回も何回も、その都度前向きに検討するとか何とか言っていますけれども、一つも突つたことがない。これも何年ものことを主張していますが、厚生大臣、年金福祉事業団に私は少なくとも参事というところで年に二回ぐらゐり呼ぶのじゃなくして、やはりしかるべき労使の代表を入れて、そしてこの年金積み立て、そして運用をやっている年金福祉事業団がきちつと運営される、こういうふうにしてもらいたいと思つていますが、どうですか。

以上、二つのことにお答えをいたしたい、私の時間がありますので終わります。

○国務大臣(竹下登君) たしか五十九年から資金運用部預託率を厚年との均衡を保つために三〇%を三四というふうな引き上げたところでもございませう。それでも一つ理由をいたしましては、御

案内のように、国とそれから公企体の場合は、国自身があるいは公企体自身が民間企業と異なつて各種の福祉事業を使用者側である国、公企体みづからが行うということには法律上、予算上の制約がある。したがって、福祉事業を共済組合が積立金を活用してそれに代行的に行つておるといふのが独自運用が必要であるという理由であつて、しかし、いわば厚年とのバランスをとつたものは資金運用部へ提供しておるといふことで均衡をとつておるといふことに承知をいたしておきます。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のこととでございますが、年々福祉事業には参予会がございまして、また厚生団には評議員会その他がございまして、その運用につきましては御意見でございまして、今後御趣旨を体して御期待に沿うようにやつてまいりたいと思ひます。

○安恒良一君 今言つてゐるのは厚生大臣、常勤役員のことを言つてゐますからひとつ検討していただきたい、このことも後から理事会で年金の積み立ての管理運営と、それからそれぞれの事業団に労使の代表を入れることについてはひとつぜひ御協議願つておきたい。

そこで、最後に申し上げておきますが、いずれにいたしまして厚生年金の改正についてさらにこれから議論されるときに、私はやはり横並びのほかの年金との整合性というところについてはお互いが慎重な議論をしておかないと、一部財政だけは調整する、しかし制度間の格差はそのままでして給付の切り下げと国庫の積み立てが減つていく、こういうことではいけないので、きょうはもう時間がございませんで、今後厚生年金のそういう点における慎重審議を強く要望いたしまして終わりたいといたします。

○委員長(遠藤政夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたします。

午後一時三十分開会

〔社会労働委員長遠藤政夫君委員長席に着く〕

○委員長(遠藤政夫君) ただいまから社会労働委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、文教委員会、農林水産委員会、運輸委員会連合審査会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。

○稲村稔夫君 私は農林水産委員会に所属をしておりますので、私自身のこれからの委員会での審査にも重大な影響を持つと思はれます。今回の国民年金並びに厚生年金、その改正がどのようなことになるかというところで重大な関心を持つてゐるわけでありまして。

そこで私は、これからの農林漁業団体あるいは農民とかかわり、今後社会保障制度の一番基礎とも言うべきこうした年金、共済の問題、少なくとも現状よりも後退をするということがあつてはならない、特に強い要望が農林漁業関係団体職員あるいは農民の中からございまして、そうした観点からこれからの、将来とかかわりをいろいろとお聞きをしていきたい、このように思つてゐる次第でございます。

それにいたしまして、午前中の審議で安恒委員の質問に大蔵大臣がいろいろとお答えになつておりました中で、官民格差の是正というふうなお話の中にございまして、私はここで農林水産という農林漁業団体の職員の場合について言ひますと、こうした共済年金、大蔵大臣のような認識では、どうもとらえてもらつては困るなというふうに思ひながら伺ひました。それは、いわばこの農林漁業団体の職員の給与水準というの決して民の方で高くはないとかなんとかというわけではないわけでありまして、官民格差の是正という言葉を言うならば、同じ年金の中にも、共済年金の中にもまさに官民格差の是正がなきゃならぬと、こういうことにもなるんじゃないかとい

うふうに思つてあります。この点は順序といたしまして後ほどまた大蔵大臣の方に伺ひたいと思つてあります。

まず最初に、先日、今回のこの両年金の改定を前提にいたしまして各種の共済年金の改正の具体的な方向が閣議決定をされたものであります。その決定というものの内容はこれからそれぞれの関係委員会と審議をされるということになるんであります。四月十日に答申をされました社会保障制度審議会の答申、これとかかわりて今回のこの改正といふのが一体どういう意味を持つてゐるのか、こんなことを大変気にしてゐるわけでありまして、その答申の中では、ずっといろいろとありますけれども、例えばいろいろとこれから、今度の改正が通れば「長期給付を厚生年金に見合う部分」といふのが内容である。これは、公的年金制度の一元化を進める道筋に沿つて、二つの選択の択である。と、こんなふうな、「二つの選択」といふふうな書かれておられます、あるいはその改正案が既裁定年金のスライド停止をする等年金制度に対する信頼を裏切らないということ、関係者の理解を得ることがとりわけ必要であるというふうなことがいろいろと書かれてゐるわけでありまして、こういう内容を持つものであるとするならば、一体今回の改正というものはどんなものなんでしょうか。各種年金の一元化というふうな方向がずっと打ち出されてゐるわけでありまして、こうした基本的な考え方というものは、こうした今社会保障制度審議会の出されてゐる答申との絡みの中では一体どのように理解をしておられるのか。これは農林関係の、共済年金といふことではなくて、全体の問題としてどのような考へておられるかといふことをまずお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(増岡博之君) 将来の年金の制度全体として長期的に安定することと整合性のあつた発展を図るまず第一歩といたしまして、今回基

礎年金を共済組合にも導入されることになつたわけでございます。これは今後の各種年金の先ほど申し上げましたように長期的安定と整合性のある発展を図ることになつておるわけでございまして、現在考えられます唯一の第一歩の着手であると考えております。

○稲村稔夫君 どうもよくわからないんであります。基本的な考え方ということでの大臣のお話であります。そうすると、今まで社労委員会というところと審議をしてこられたのであります。ところが、具体的にそうすると給付水準といふのは一体どのようなのでありましようか、共済年金については、どういふふうに想定をされますか。

○政府委員(門田實君) 共済グループの年金につきましては、今考えられておるところの改正案は、いわば一階の基礎年金部分、これは基礎年金として同じようなものを導入する、二階の部分は報酬比例年金でございまして、これは厚生年金と同じような形になる、その上に若干共済の職域部分といふか、そういったものが加味されていく、大体こういった形で体系を考え、給付の水準を考へておると、こういうこととござい

○稲村稔夫君 今、一階、二階、三階、三階建てまでの話がありましたけれども、やはり給付を受ける側から見ますと、建物の構造がどうなつてゐるかということもさることながら、その建物の高さはどうだといふのがこれは一番肝心の関心事になるわけでありまして、専門的な審議の立場に私はありませんから、非常に端的な何い方をしますけれども、そうすると各種年金といふのは現在よりも実際はもう少し減りますよ、あるいは同水準ですよ、あるいは高くなるんですよ、どの高さになりますか。

○政府委員(吉原健二君) 厚生年金、サラリーマンについて申し上げますと、現在サラリーマンのモデル年金、標準的な年金の額、私ども平均標準報酬と言つておりますが、いわゆる平均賃金の大体六八%、七割弱でございまして、今度の新しい

改正案におきましてもおおむねその水準は維持していく、厳密に言いますと六九〇程度の水準は今後も維持していくということでございます。一階部分、二階部分がそういった水準でございまして、共済年金につきましては職域年金部分としてさらに若干の上乗せの給付が行われる。それから一階部分の基礎年金の水準でございますが、これは現在の価額で単身の場合五万円、夫婦の場合十万円という水準を設定をしているわけでございまして、

○稲村稔夫君 どうも高き話の方になるとなかなかお話しと簡単に私どもにわからないような感じがいたしますけれども、二階までのことは今のお話として、そうすると三階目分というのは若干上積みと言われましたけれども、今度こゝでは各種年金はそれぞれ現状水準を維持するのですか。

○政府委員(門田實君) 二十年かかましてだんだん経過的に調整をしていくという問題がございまして、なかなか非常に明確な形では言いにくいのですが、モデル的なものを考えますと、共済年金の場合にはたまたまの一階、二階、その部分に対してプラスアルファがある。これは全体の八割強、この程度上積みがある、こう理解していただければいいかと思ひます。

○稲村稔夫君 私は、どうもなかなか納得し切れないのですけれども、短い時間の中で納得する御答弁をいただくのはなかなか難しいと思ひます。いずれにいたしましても、そうした共済年金の改正ということが運動してくるということになりますと、その制度的なことはこれからまたいろいろと今度はそのそれぞれの担当のところでも議論するということになりますから、この程度にさしていただきます。

そうすると、各共済年金にはいわゆる行革絡みで四分の一カットという国庫補助の分の、それがあつたわけでありまして、これは五十七年から五十九年までという約束になっておりまして、これが今度また一年延びるのかなということなんであります。

ますけれども、それにいたしましたとしても特別に行われた措置につきましては、後でまた返すのだというふうに理解をしましてまいりましたけれども、これは今年度年金会計にとつて極めて重大な問題でありますので、これはお返しただけなのであります。

○国務大臣(竹下登君) この問題は基本的な考えは変わっていない、お返しする、こういうことでございまして、いわゆる五十九年に赤字公債からの脱却をしよう、これで一つの行革特例法の大体の後のいわば五十六年、五十七年が一番いい例でございまして、世界同時不況になつて、とにかくグブアップしなきゃならぬようになつた。したがつて新たに六十五年という目標を定めて赤字公債からの脱却をしよう、こういうことになつたわけでありまして、今一回いわゆる一括法でお願いしておるのは、その五十九年を一年だけ延ばしていただきたい。一年先はどうするか、こういうことになりまして、いわゆる年金自身の仕組みが先ほど来の御議論のように変わつてきますので、したがつて六十一年度予算編成までにきちんと決めたきやならぬことですから、その辺のぐあいをどうするかというところは、単純に延長するということではないかな、こういう気がいたしますので、それは六十一年度予算までにはきちんとした適切な措置をとらしていただきまして、うが、返すの問題はこれは一貫して考え方は変わっておりません。

○稲村稔夫君 この問題は、私は農林年金については特に重要な関心事なんであります。といひますのは、掛金は厚生年金よりも若干高い掛金率を掛けて、そして給付水準を何とか維持しようという努力をしてきているのが農林漁業団体の年金なわけでありまして、そういう苦勞をしておりますだけに、財政から負担をしていく部分が返ってくるのが早く返つてくれないと大変なことなんであります。そういう観点も十分に踏まえていただきまして、ぜひ今度のもうちょっと延ばしてくれな

どという話がないようにしてもらいたい。特にそういうことを農林年金関係については念頭に置いてひとつ対処していただきたいと思ひます。これは要望申し上げるしか方法がありませんので、そんな形で御要望申し上げておきます。

それから次に、それでは、これからこの二つの年金が変わっていくということになりますと、農林水産関係には影響が出てくる年金が二種類あるわけですね。農林漁業団体の職員の年金とそれから農業者年金といういわゆる農民の年金とこの二つのものがあるわけでありまして、最初にそれでは農業者年金について、これが今度の改定とのかわりではどういふふうになるかとするのであります。ようか。この辺は将来の問題でありますけれども極めて大事でありますから、まずどんなふうにして持っていくかと思ひます。かをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤守良君) 稲村先生にお答えいたします。

農業者年金制度というのは、経営移譲の促進を通じて四つの大きな役割があると思ひます。その一つは農業者の細分化防止、その次は経営の規模拡大、それから農業者の若返りの促進に寄与するとともに農業者の老後保障の役割を果たしております。この四つの大きな役割を果たしておりますのであります。

そんなことでございまして、しかしながら農村社会におきまして人口の高齢化、兼業化の進展等農業者年金を取り巻く状況は非常に厳しいものがございまして、このために、農業者年金制度につきましましては長期にわたる安定的な運営を確保するためには制度の安定を確保すること、もう一つは農業者の改善を一層促進するための措置を講ずる必要があると思ひます。それで実は制度の安定を確保するためには基本的にその使命をよりよく達成できるように給付と負担の適正化を図ることが大切でございまして、所要の改正案を本国会に提出しているところでございまして。

○稲村稔夫君 今、農林水産大臣から御答弁をいただいたわけでありまして、今いろいろと言われましたことのはかにもう一つ、いわゆる農業者年金といふものは、政策誘導によって構造政策を推進するために経営移譲年金という制度を設けています。この経営移譲年金というのは、個人の財産を親族であるか兄弟であるか他人であるかというものを別にいたしまして、とにかく個人の財産を政策誘導で手放させる、こういうものなわけでありまして、これをいわゆる老後保障とすることを中心にしたこれらの、今改正が議論をされている年金と質的な違いがあると思ひますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(井上喜一君) お答えいたします。

先生御案内のとおり、農業者年金は政策年金でございまして、単に老後の生活保障ということだけではありまして、ただいま大臣から御答弁いたしましたように、農地の細分化防止あるいはひつた政策目的を持っていますわけでございまして、一般の公的年金制度とはその点で非常に違つている点がございまして。

○稲村稔夫君 そこで大臣、やはりこれは政策を進めていくという上での重大な意味を持つものなわけでありまして、これはいわゆる老後保障の年金と性格が異なる、そのかわり政府は政策誘導を進めるのでありますから、これについてはいろいろと今審議をされております中に、私どもも給付水準についてのいろいろな不安がございまして、こういふ不安を絶対に与えてはならない性格のものである、こう思ひますけれども、それは政治的責任として大臣いかがですか。どのように考えておられますか。農水大臣に政治的責任ということと伺つております。

○政府委員(井上喜一君) 私の方からお答えいたします。

先生の御指摘のように、農業者の老後の生活に非常に大きなかわりがあるものでございまして、私どももいたしましては制度が長期的に安定

しますように今後の制度運営について十分注意を
していく必要がある、このように考える次第でこ
ざいます。

○福村稔夫君 大臣がお立ちにならないで局長が
お答えになったということは、私も私には解せな
いのでありまして、私は正直なところはこういう
いい機会なんでありまして、大蔵大臣と厚生大臣
とが同席しておられるのでありますから、今後こ
の年金改定ということに絡んで農業者年金の方に
いろいろとまた給付水準が下げられるとかなんと
かということが起こらないようにということをし
やんと確認をしておきたい、そう思っているとい
ろと伺っておりますのに、何か局長が答弁に立た
されたということでありまして大臣もそんなお考
えがどこにあるのですか。

○国務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えします。
先ほどの答弁に尽きておると実は思っておった
ものであります。私は先ほど言いましたように、農
業者年金制度につきましては長期にわたる安定的
な運用を確保するためやはり体制、制度の安定を
確保する、そのためにはやはりその使命をよりよ
く達成するためには給付と負担の適正化を図る、
こういうことをひとつ答弁したものであります。そ
れに尽きておると思ったわけでして、よろしく御
理解をお願いしたいと思っております。

○福村稔夫君 どうも再度答弁させて済みません
でしたけれども、大蔵大臣と厚生大臣、お願いで
あります、年金問題というのをすべて一括して
常にひっくって考えないで、いろいろな特徴と
いうものを見ながら一元化というの、そういう
特徴をどういうふうに生かしていくか、このこと
を十分に配慮をしながらのことでなければいけな
いと思っております、それは財政的な観点からも制
度的な観点からも今後ともひとつ十分に配慮をし
ていただきたいというふうに思っております。

そこで次に、これもまた農林漁業団体の年金の
将来の問題、恐縮なものでありますけれども、この
農林年金といふのは、今まで平均標準報酬月

額というものの算定があるわけでありましてこれ
も、これによって給付額が決まってくるわけであ
りますが、この平均月額報酬額というのはこれは今
後はどうなるかとしておりますか。

○政府委員(後藤康夫君) お答えを申し上げます。
これまで過去一年間の平均標準給付をとって
おりましたが、今回の農林年金の改正案におきま
しては、年金額の算定の基礎給付をこれは厚生年
金と同じように全期間の平均標準給付というふう
にいたすつもりでございます。

○福村稔夫君 そうするとこれはかなり重大な変
更になるということになります、農林漁業団体の
年金につきましては給付水準が平均をされると
いうことは、過去にさかのぼって平均をされると
いうことは、結局全体的には現在よりも報酬算定
のあれにしてはかなり不利になると、こういうこ
とになると思っております、そうすると、今の審議を
されております厚生年金との並びでの考え方では報
酬比例部分、ここに重大な影響が出るのではない
かというふうに思われますが、その辺はどうなん
でしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 全期間平均標準給付を
とりまします場合には、長い過去の時期になりますと
その間にインフレが進行しているというふうなこ
ともございますので、過去の給付を再評価をして
算定をするということになります、こういうふうな
再評価の上で算定をいたしまして、基準給付の
水準だけから見ますと、現行の退職前一年間の平
均標準給付と比較しますと三〇%前後低下するも
のと考えております。しかし、この改正後の退職
共済年金の額につきましては定額部分とそれから
給付比例部分、この給付比例部分の方に基礎とな
る給付の水準が影響してくるということになるわ
けでございますが、この両方を合わせて算定をす
るということになっております、また現行制度
では適用をしております加給年金制度を設ける、
さらには給付の乗率等につきまして二十年の
経過措置を設けるといふようなことがございます

ので、これなかなか退職者の給付の高低でござい
ますとか、組合員期間の長短あるいは施行日現在
におきます年齢といったようなものによってさま
ざまにちよつと異なるわけでございますが、平均
的給付で私ども試算をいたしてみますと、当面お
おむね一〇%程度の減額になるものというふう
に考えております。

○福村稔夫君 一〇%程度減額になるということ
なんであります、これはなかなか大変なことであ
りまして、先ほど年金全体として給付の水準は
どうなるかということをお私に伺ったわけであり
ます。その中で厚生年金は大体現水準を何とか維持
したいというふうなお話もございましたけれども、
私はこの農林漁業者団体の年金の水準は決して
厚生年金よりもそう高かったとは思っていない
わけでありまして、むしろ常に厚生年金をにらみ
ながら調整をしてきたような形のものであった。し
かも掛金分が若干高かったはずであります、厚生
年金よりも。掛金の率です、率が高かったはず
であります。そうすると、これは今回の改正によ
ってそういうふうな形に今度は農林年金に連動して
くるといふことになると、農林年金関係というの
は、特に不利な状況に置かれるのじゃないかと思
うのですけれども、どうなんですか。

○政府委員(後藤康夫君) 厚生年金との比較につ
きましては、財政再計算の時期というものがござ
いまして、その時点のとり方によりまして違つて
まいりますけれども、先ほど申し上げましたよう
な給付の水準と申しますのは、やはり厚生年金と
同じように現役組の平均給付のおおむね七割程度
をカバーするという水準になっておるわけござ
います。

○福村稔夫君 具体的に厚生年金と比べてどうな
るかというの、これからそれこそ具体的な法案
が提示をされて、そこでまたいろいろと比較
をしながら検討しなければならぬ、こういうこ
とだと思つておりました、その点については
まだこれから議論でありまして、私も私とは
にかく今回の全体の流れをうかがっております

も、どうもその国の財政事情の方が先にずつと先
行してございまして、表面に出てきたものが年金の
大体一体化、一元化という形で言われます。私も
そのことについては賛成であります。だが、その
ために財政事情の方が先行して、理屈としてそれ
が後からついてきたということではならないとい
うふうに思つておりました、その辺は非常に
私は今の全体の流れの中でどうもそう疑わざるを
得ない、こんなことなであります。そういう中
で、特に私は先ほど大蔵大臣にも冒頭にちよつ
と言いましたけれども、今の農林年金というの
は農林水産省の答弁によつても水準が余り高くない
ことはわかつておられると思つたので、官民格
差の是正という問題は共済年金対厚生年金のよう
な形では比較をしてもいいと思つた、この点はぜ
ひ改めてもらいたいと思つたわけで、最後に
大蔵大臣の御見解を伺つて終わりたいと思つ
ます。

○国務大臣(竹下登君) いろんなことをやります
と、理屈は後から貨車である、こういう言葉がよく
ありますけれども、この際のものには断じてそう
いうものじゃございません。本当に高齢化社会、
二十一世紀を展望して今から整備をしておこう、
こういうことでございまして、それから先生お
つしやいました官民格差あるいは官民格差という
ものもございまして、それらの点については十分財
政当局でも注目しておりますので、その点は御心
配なさらないでいただきたい。昭和七十年、かな
り先の話になりますけれども、そういう基本的な
認識は持つていなきやならぬと思つております。
○福山寛君 再質問を行いたいと思つてござ
います、既に指摘をいたしましたとおり、国民年金、厚生年
金、共済年金など七つの公的年金制度の統合一元
化計画の基本については、閣議は決定されてお
りまして、国会の意思として合意が現在なされ
ていません。特に共通しておるか重要な問題であ
ります基礎年金制度あるいは給付水準、給付金
額、女性の年金権、さらにはスライドの方式、内
容、無年金者対策、さらには資金運用などにつ

てもこれまた合意を見ている。それからけさも申し上げましたが、各共済年金についての改正法案も現に提出をされていない段階であります。したがって、厚生大臣が言いますように、無条件に基本年金にそろえてほしいと、こういう気持ちにはわからないわけではありませんが、越権ではないかというふうに思います。したがって、各共済年金とすれば、今後政府の出方あるいは提案というものを十分に吟味をしまして慎重審議をする、こういう形をとらざるを得ないと思うんです。その審議の結果というのは、それぞれの委員会によりましていろいろなものが出ると思いますけれども、当然それは尊重すべきである、こういうふうに考えますが、以上に対して年金担当大臣の統一見解を伺いたいと思うんです。

○國務大臣(増岡博之君) 今回の公的年金制度の改正は、公的年金制度全体の長期安定のため各制度の一元化を目標とし、その第一段階として全制度を通じる基礎年金の導入等の改正を行うこととしたものであります。国会においては、各制度をそれぞれの特殊性等もあることから各法ごとに御審議をお願いすることとしております。したがって、御指摘のような問題は確かにあります。しかし、公的年金制度の一元化につきましてはさきに閣議決定されているところでありますので、他の公的年金制度において、国民年金、厚生年金一元化の内容を基本的な食い違いが生ずることのないように努めてまいりたいと考えております。

○磯山篤君 政府の意向はわかりました。私の指摘をした部分についても認められた部分もあるやうに理解をいたします。したがって、今後共済組合法が提案をすればされることになるだろうと思っておりますので、改めてその際具体的な意見を申し上げるということにして質問を終わります。

○矢原秀男君 今回の政府案は、無年金者をなくし、国民がひとしく老後において健康で文化的な最低生活が営める恒久的年金制度を確立するという基礎年金導入の理念は十分に發揮されていないと、こういうふうに基盤遺憾に思うものでござい

ます。そういうようなところで問題点を列挙して見ておきますと、基礎年金の額五万円は最低生活も維持できない水準でもございます。また、老齢福祉年金受給者に基礎年金導入のメリットを全く与えていないことも問題でございます。また、従前の国民年金からの脱退者に対する救済措置が講じられておりません。そして国庫負担が従前の制度に比して低額に過ぎること、また基礎年金の定額保険料が高額過ぎて国民の負担に耐え得ないこと等、非常に多くの課題を残しているものでございます。私も今申し上げましたけれども、順次具体的な質問に入ってまいりたいと思っております。

まず、大蔵省、厚生省でも結構でございますけれども、私が今から申し上げるような方々が大体何世帯ぐらいいらっしゃるか数字を出していただきたいと思っております。私は、家計の実態の一つをまづ具体的に申し上げてみたいと思っております。この方は国民年金の保険料は掛けておられませんが、七年前からお母さんと子供さんが二人で生活をしていらっしゃる方でございます。もちろん国民年金保険料の免除を申請されていらっしゃるわけですが、収入が月に十五万六千五百円です。その内訳は、パートで月の平均が六万七千五百円、アルバイトが三万九千円、児童扶養手当が月の平均五万円でござい

ます。合計先ほど申し上げた十五万六千五百円でございます。そのうちの食料費が四万四千九百六十五円、内訳は、主食が九千八百二十二円、副食が二万四千二百四十二円、嗜好品が一万九百一十一円。住居に關係する家賃や共同費が一万六千四百四十二円、光熱費が八千六百円、被服代が一万七千四百九円、保健衛生が一万三千二百二十七円、教育が八千二百六十七円、教養娯楽が六千二百八十二円、通信が三千円、交際費が一万三千二百七十五円、雑費が六千七百十七円、国民健康保険三千五百八十三円、貯蓄・保険が七千四百五十七円、学校の貯金二千円、生命保険五千四百五十七円。まあ収入十五万六千五百円で一生懸命社会生活を営

んでいらっしゃるわけでございます。幸いにも国民年金保険料の免除を申請しておられたからよいわけでございますけれども、これは国民年金の保険料は入っております。出されないような家庭でございます。これがもしそういう手続をしなれば無年金者になってしまうかも知れません。このクラスの御生活の方々というのは全国で何世帯ぐらいいらっしゃるのか、もしおわかりでございましたら、約で結構でございますので、教えていただきたいと思います。

○政府委員(北郷勲夫君) ただいまの月収十五万でございますから、年間所得約二百万円になるかと存じますが、四分位階層で申しますと大分下の方になりますので、ちょっと正確な数字を私今ちょっと調べておるのでございますが、四分位階層のかなり下になりますので、相当の人数がいると思われま

○矢原秀男君 ざっとの数字ぐらいは。

○政府委員(北郷勲夫君) ちょっと今見てみないとわかりません。

○矢原秀男君 約としておいていただければ何も問題ないから。

○政府委員(北郷勲夫君) ちょっと今記憶で申しますと、私のこれも正確な記憶でございせんので申しわけございせんが、恐らく二、三百万はいらっしゃると存じますが。

○矢原秀男君 三百万ぐらい。

○政府委員(北郷勲夫君) 二、三百万はいらっしゃると存じます。

○矢原秀男君 こういう数字は大蔵大臣が非常に強いわけでございます。急なことなので申しわけないと思っております。大臣、数字はよくいつも演説でしゃべっていらっしゃるから、大体で結構です。

○國務大臣(竹下登君) 年額にして百八十八万円として、生活保護が約百五十万。そうすると、生活保護よりはちょっと上というところでございまして、生活保護は四人世帯で月十四万八千円です。だからそれよりちょっと上ということにな

りますと、これはまあ今厚生省の専門家がおっしゃったその倍ぐらいかなという感じでございます。私が数字で大きな間違いをしますと未来にわたって恥をさらしますので、あらかじめ今の確実性は非常に低い数字だというふうに御理解をいただきたいと思います。

○矢原秀男君 日本が自由主義の国でGNP第二位でございますけれども、資源の非常に少ない日本国の実態という、生活感というものはやはり大変なものがございまして。そういう意味で、この保険料というものが庶民階層の方々の大きな負担になっていることは現実の許されない事実でございます。そういう意味で私は今具体例を挙げたわけでございますけれども、私が手元に持っておりますグラフを見ておいても、国民年金保険料と免除率、未納率の推移を見ておいても、保険料のアップにつれて保険料の免除率がふえていることは既に皆様も御承知のとおりでございます。数字的には、五十年末には八%だった免除率が五十八年度末には一六・七%と倍増をしているわけでございます。ここにも生活の大変な様相が国民の階層の中に、言葉には出されませんが、国民年金の保険料は、昨年度一人月額六千二百二十円でございます。現行法では四月から五百二十円アップの六千七百四十円になったわけでございます。この保険料は、被保険者がどんな高所得者であっても、また逆に職業を持たない主婦であっても、低額の収入の方々の場合、これも一律定額制となるわけでございます。ですから、この定額保険料は大きな問題点をはらんでいるということ、今私が申し上げた一つにおいてもやはり非常に懸念をされるところでございます。これについて、この定額保険料というものがベターなのかどうか、そういうことについて厚生省の方でひとつよろしく。もし異論がございましたらお聞かせを願いたいと思っております。これは厚生大臣どうですか、定額保険料について。

○國務大臣(増岡博之君) 国民年金につきましては

は、定額保険料のことを含めまして、所得に応じた給付のことまでいろいろ御意見があるわけでございますけれども、私どももお気持ちにはわかっていただいてもございませぬけれども、何分その階層の方々の所得の把握が非常に困難である、大変事務的なことを申し上げて恐縮でございますけれども、そういうところから定額としてスタートをせざるを得ないという実情でございます。

○矢原秀男 御承知のように保険料の免除には二種類ございます。生活扶助受給者等、自動的に保険料免除となる法定免除、今申し上げたことですね。で、住民税非課税者とそれに準ずる低所得者が市町村に申請する、そして免除されます申請免除がございまして。この中で数字的に私も非常に心配をしておりますことは、法定免除者は五十年度末の七十万人から五十八年度末の八十七万人へと十七万人増ですね。これは徐々に増えているわけですが、ところが申請免除者は、五十年度末九十一万人が五十四年度末には百二十九万人、五十八年度末には二百二十二万人へと急上昇してきております。この現象の分析は、保険料が高くなり負担し切れない人々が徐々に申請免除に転じていることをあらわしているものでございまして。そういうことでございまして、これがやはり運動していくときには加入期間、そういういろいろの問題等を含めて無年金者になるおそれというものが出てくる可能性もあるわけでございます。この未納者につきましても、五十八年度末の未納率五・四％から推測いたしますと百二十万人から百三十万人にも上がっているという現実が明らかになっております。こういうふうな問題についてもう一度定額制というものがどうなのか、こういうことをもう一回厚生大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(増岡博之) この問題につきましても、先ほど当座はこういう格好でスタートさせるを得ないとし申し上げなければ、将来にわたっては今後の検討課題であることは間違いございませんので、そのような姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

○矢原秀男 厚生大臣、私が今申し上げた五十八年度末保険料が月額五千八百三十円の時点でさえも国民年金強制加入者の六人に一人、三百九十九人が免除、百数十万人が未納という状態があるわけでございます。これが基礎年金になり定額制のままだと月額一万三千円になるまで毎年保険料引き上げがずっと続いていけばやはり一体これはどうなっていくのかという心配も私は感ずるわけでございます。ましてもう一つの問題点につきましても、定額の保険料というものが相対的に低所得層に負担の重い逆進性を持つという重大なことでございます。厚生年金など被用者年金はすべて定率の保険料でございます。所得の一定比率を保険料として納付をしております。したがって、厚生年金では給付額に差があるとはいえある程度所得再配分効果があるわけでございます。これに対して、国民年金ではこれが全くない、こういうことになるわけでございます。だから、今私が申し上げております保険料の定額制にはこうした不合理があるのではないかと、こういうふうにかんがえるわけでございます。だから、この点についても保険料の半分は均等割、そうして低所得層にも他の半分を所得割にしていく、そうすれば低所得層の方々にもさほど無理なく保険料というものの支払いがいくのではないかと、こういうふうにかんがえるのでございます。これは大蔵大臣いかがでございますか。

○政府委員(吉原健二) 国民年金につきましても、所得に応じた保険料を払っていただいて、年金給付にそれを反映していくという仕組みといえますか、やり方がとればその方が望ましいという考え方は持っているわけでございます。先ほど大臣からもお答えいたしましたように、ただ国民年金の適用対象者というものは非常に種類多である、所得の面から見ても全く所得のない方も一応適用対象に入っていたらいいのであります。それから同時に、職業のある方ない方、その職業の種類も全くなさまでございまして、所得の把握は非常に難しい。やはりその所得に

応じた保険料の取り方をしているわけでございます。ただ、国民健康保険と国民年金、さらに大きく医療保険制度と年金制度の違いでございますけれども、国民健康保険の場合は市町村が保険者になっておりまして市町村の中で公平な保険料の支払い方というものであればよろしいわけですが、国民年金となりますと全国民の間で公平というものが保たなければならぬという非常に難しい、医療保険とは違った難しい要素がございます。同時にやはり医療保険のような短期保険と違いまして国民年金の場合には長期にわたって一定の保険料を納めていただいて、また長期にわたってその年金給付を受ける、こういう仕組みになっているわけでございますので、国民健康保険の場合のやり方をそのままその年金制度の中に取り入れることができるかどうか、その辺は大変議論があるところでございまして、私どもも考え方としては十分わかるわけでございますけれども、慎重にやらなければならぬという気持ちを持っておるわけでございます。

○矢原秀男 もう一度厚生大臣に保険料のこと、最後の質問をいたしますけれども、給付や負担の水準の面で大きな隔たり、こういうことは国民年金の保険料の一端であらうと私は思うわけでございます。すけれども、それは負担増はある程度はこういう現実でございますからやむを得ない現況であらうかと思っておりますけれども、定額制が低所得者に過剰負担となっていく、こういうことは今申し上げたとおりでございます。そうならばやはり協力をしていこうという人々もどうしても生活のために年金からの脱却者を出すことも懸念をされるわけでございます。そういうようなことの中で、日本の中でも社会保険では国民健康保険が均等割と所得割を合わせた方式で行われていると思われわけなんですけれども、同じとは言えませんが、年金制度においても所得比例保険料の導入というものが不可能ではないかではないかと、思うんですけれども、この点厚生大臣、いかがでございますか。

○政府委員(吉原健二) 確かに医療保険といえますか、国民健康保険におきましては所得割の保険料あるいは均等割の保険料、そういった所得に

応じた保険料の取り方をしているわけでございます。ただ、国民健康保険と国民年金、さらに大きく医療保険制度と年金制度の違いでございますけれども、国民健康保険の場合は市町村が保険者になっておりまして市町村の中で公平な保険料の支払い方というものであればよろしいわけですが、国民年金となりますと全国民の間で公平というものが保たなければならぬという非常に難しい、医療保険とは違った難しい要素がございます。同時にやはり医療保険のような短期保険と違いまして国民年金の場合には長期にわたって一定の保険料を納めていただいて、また長期にわたってその年金給付を受ける、こういう仕組みになっているわけでございますので、国民健康保険の場合のやり方をそのままその年金制度の中に取り入れることができるかどうか、その辺は大変議論があるところでございまして、私どもも考え方としては十分わかるわけでございますけれども、慎重にやらなければならぬという気持ちを持っておるわけでございます。

○矢原秀男 次に、基礎年金の額の引き上げです。私、いつも憲法二十五条、本当にこれは政府が、いつも憲法問題が論じられますと、いやそれは努力目標というふうなことの御答弁がいろいろ問題で返ってくるわけでございますけれども、やはり老人世帯の最低生活に必要な年金額を確保するためには五万円ではなしに、せめて五万五千円ぐらいはアップしていかなくちゃいけない、そしてまた障害基礎年金及び遺族基礎年金もこれに準じて引き上げていったらどうか、こういうふうなふうに思っておりますけれども、この点は厚生大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(増岡博之) 今回の基礎年金五万円というものは、老後の生活の基本的な部分を保障し、充たす水準として考えたわけでございます。これをさらに引き上げるといふことになりまして、将来の保険料負担との関連でありますとか今日における極めて厳しい財政状況を考えれば困難と申し上げなければならぬというふうに思っています。

○国務大臣(増岡博之) 今回の基礎年金五万円というものは、老後の生活の基本的な部分を保障し、充たす水準として考えたわけでございます。これをさらに引き上げるといふことになりまして、将来の保険料負担との関連でありますとか今日における極めて厳しい財政状況を考えれば困難と申し上げなければならぬというふうに思っています。

○矢原秀男 じゃ、次に移ります。次は、雇用と年金の連動についてでございます。

厚生省の昭和五十八年簡易生命表によりますと、二十一世紀の人口動向の高齢化の進展という中で、一九八三年の平均寿命は男が七十四・二歳、女性が七十九・八歳、我が国は世界の最長寿命の国の一つとなっている、こういう厚生省の推計でございます。そして脳血管疾患とか心疾患等々の三大死因が克服されたならば、男は約七・〇歳、女性は約六・五歳平均寿命が延びるとも明示をされております。

こういう私も論評を拝察しながら感じておりますことは、「人口減少が経済社会に与える影響」というグラフの中で、プラスの影響が強いものとしては、高齢者の就業環境というものをいかにするかというのが大きな課題になっている。マイナスの影響の強いものについては、高齢者の福祉対策はどうするかという問題が如実に出てくるわけでございます。そういう中で我が国は常に、皆さんがおっしゃってありますように、この世界的な「老年人口比率の国際比較」を見ても、スウェーデンや西ドイツを参考にしながら導入されたそういう政策の歴史的なものがございましてけれども、非常にこの老年人口比率というものがケースで見ますと日本の場合はもう急激に上がってきている。そういう中で、これはちょっと私も本

当に憤りを感じておるわけでございますが、雇用と年金の連動、支給開始の年齢が専門委員会に常に課題になりながら、もう社労委員会の方々がきよりの質問を聞きまして一時間にも既に討議をされていらつしやる。それからもうずっとこういう問題が何年も続いている。しかしながら、雇用と年金の連動というものが、労働省、厚生省、縦割りやいろいろなものでできているけれども、定年制の延長についても、最終年六十歳の定年一般化というものが約でいいから答えてくださいと言った、実施率は五〇％だという。そういう中で六十五歳に年金支給がアップされている。が、定年延長は六十五歳までやるのかどうか、五年間の空

白はどうするのか、日本の生活は本当に豊かになつていくのか。

私は市会、県会からずっとこの二十年やってきておりますけれども、大蔵大臣もそうです、県会をやつていらつしやいます、今まで建った市営住宅のあの老朽化を見てください。そして経済はアメリカからは、経済摩擦でアメリカにべこべこべこべこしてきている。日本の国民階層の衣食住は本当に安定しているのかどうか。住宅だけ見ても大変でございます。そういう中で、縦割り行政の中でこの大きな欠陥、これは横の連帯はどうするのですか。去年の暮れ、ことしの初めからやつと労働省と厚生省の中で連絡協議会というものができたようにも聞いているわけでございますが、この点、厚生大臣いかがでございますか。

○国務大臣(増岡博之君) 私も思想的には元氣な間は長く働こうと、そういうことから、労働大臣に呼びかけまして、昨年から今御指摘の協議会がスタートしたわけでございます。しかし、今まだ先生御指摘のように定年六十歳というのは半数をやつと超すところであるかと思ひます。したがしまして、今国会案の中に六十五歳というところを掲げておりますけれども、現実にはそれを実行しないで、当分六十歳からということで、将来の雇用関係の変動がなければ私は当分のままでいくべきだというふうに考えております。

○矢原秀男 ちよつと、雇用と年金の連動の支給開始年齢、このギャップについてのスケジューリングがございましたら、当局でもいいです。事務レベルで折衝されているようでございますけれども、明確にこういう計画でこの差を縮めていくんだと。——ちよつと一つ言っておきますけれども、私は高齢化社会を恐れてはいけなかつたと思ひます。長寿になるんですから喜ばないと思ひないのです。そういう喜びの中で政策をきちんとすればいいのです。何か高齢者社会がやつてきたら大変だ。そういうことはございせん。ちよつと真剣にやつてもらわなかつた。だから計画的にきちんとこういうふうになりますと、はっきりし

てくだされ。

○政府委員(吉原健二君) 現在、厚生年金の支給開始年齢は男子六十歳でございますけれども、この支給開始年齢の問題は、将来はこれを引き上げることについては避けて通れない問題であるという認識は持つておりますけれども、現在の定年の動向、それから高齢者の雇用実態、そういったことに着目いたしますと、現在の時点で支給開始年齢を引き上げるとは時期尚早であるというふうに考えているわけでございます。

社会保険審議会等におきましてもこの問題についていろいろ御議論をいただきましたけれども、現時点において支給開始年齢を引き上げることには、先ほど申し上げましたように、まだ早いという御意見をちょうだいいたしましたので、私どももそういった考え方に沿つて、今回の改正案におきましては従来どおり支給開始年齢は六十歳のまゝにしているわけでございます。これをいつ六十五歳に引き上げていくか、そういった具体的な計画は現在の時点では持つておらないわけでござい

ます。

○矢原秀男 時間がございせんので次に移りますけれども、これは厚生大臣に要望しておきまされども、やはり計画的にきちんと進めていたいただきたいと思ひます。

では、私は運輸委員会に所属をいたしておりますので国鉄問題を少しやらさせていただきます。国鉄再建監理委員の五十九年八月の第二次提言では「長期債務や年金負担等のうち、新しい企業体による最大限の効率的経営を前提としてなお事業の遂行上過重な負担となるものについては、適切な方法によって処理をする必要がある。」としております。国鉄共済年金の扱い方は今後どうなるのか。いろいろと資料等は出ておりますけれども、重ねて説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(門田實君) お答えいたします。

国鉄共済組合の年金財政につきましては、現在既に破綻の状況、率直に言つてそういう状況にございまして、六十年度から六十四年度までの五年

間につきましては長期給付の財政調整五カ年計画というものを設けまして、国家公務員等の共済組合連合会、それからたばこ産業共済、電信電話共済、この三者がこれを助けていく、こういうことになっております。この五年間につきましては年間平均約四百五十億円というものをこの共済が拠出をしていく、こういうことになっております。しかしながら、ただいまお話ございましたように、さらにその先の五年間、六十五年度以降の五年間につきまして試算いたしますと、単年度約三千億円の不足を生ずる、こういった予想も成り立つておるわけでございまして、到底今のようない体制では援助していかない、こういうことと

ございまして、したがしまして、今後は公的年金制度全体の負担の調整ということを検討していく必要があるであらう、率直に言つてこう考え

ます。

○矢原秀男 最後に厚生大臣と大蔵大臣に。

今の問題でございまして、国家公務員等共済組合審議会の会長から大蔵大臣竹下登殿という形で財政調整五カ年計画についての答申が出たわけでございまして、今も御答弁がございましたけれども、この三点の中で、「財政調整五箇年計画は、国鉄共済年金の財政状況等を勘案すれば、公的年金制度全体の信頼を確保するために、対処」の問題。二番目には、「この財政調整五箇年計画には、国鉄再建問題等、不確定な要素があり、計画の見直しが必要となる場合も考えられる。」というところで「自助努力等により対処」ということの問題が出ております。三番目には、「国家公務員・電電・専売の三共済による」云々とございましてけれども、国鉄年金財政の悪化をトツプに、この各財政状況は非常に悪いと思ひます。しかし国鉄再建が行われ、多くのやはり国鉄の人々が年金を支えるために今後頑張つていただく、こういうことも非常に重要なことでございまして、そういう意味で、短期的なことではなしに、もう一度、長期的に国鉄年金を支えていくためには、保険料、そして税の負担、こういう問題はこうなるんで

すと、大体的目安でいいから御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 国家公務員等共済組合は私の所管でございますので、私の方からまずお答えをいたします。

国鉄共済問題というのは私も大変感激しましたのは、非常に難しい問題でございましたのに、いわば国共審におきまして、労働者連帯、簡単に一口で言う労働者連帯という形で、とにかく電電さんも専売さんも国家公務員共済もよからうというので、五年間の措置はしていただけることになったわけでありまして、さてその将来の問題と、これは今御指摘なさいましたことしの二月十三日に答申をいただきました国共審から見まして、一、二、三とありまして、二番目は、この国鉄再建問題等不確定な要素があるが、場合によっては見直しのことも出てくるだろう、いわば計算上今二十五万の分までは計算していただけますけれども、もつと減るのじゃないかと、いろいろな議論がございまして、したがって、それは可能な限り国鉄共済の自助努力でやりなさい。それから三番目は、いわゆる拠出側の組合員の負担から見れば今回の計画が限度であつて、もう先は国共済の中で処理することはこれだめですという答申になつておるわけですが、したがって、五年後のやつは、結局各種年金制度全体の中で私は解決しなさいなという問題だといふ問題意識は十分持つております。したがって、これから年金審議等の推移を見、そして逐次この制度が改まってまいります全体の中でどういふふうにしてやっていくかという問題は、適切な結論を出さなさいかぬ課題だといふ問題意識を持つております。

なお、この機会をかりまして、四人世帯で十四万八千八百円と僕が言いましたのは、生活保護ですが、あれは五十八年の数字でございまして、十五万七千三百九十六円でございまして、それは訂正させていただきます。ただいま大蔵大臣からお答えがございましたけれども、昨年二月の閣

議決定によりまして、公的年金制度全体の改革を進めていくことになっております。その際、国鉄共済の問題も、御指摘のようなことでございまして、念頭に置きつつ調整を図つてまいりたいと考えております。

○矢野明君 終わります。

○中野明君 最初に大蔵大臣にお伺いをします。平均寿命が延びまして老齢化時代に入つてきたわけなんです、我が国の国民の貯蓄率が高いという中には老後に備える、あるいは教育費に金がかかるとか、いろいろ理由があるのですが、その一つの大きな理由として老後に備えるということがあると、アメリカのシュルツ国務長官が日本の貯蓄率が高い、貯蓄が多いということが外需に向いて、そして貿易摩擦の原因になつていゝと言わんばかりの語が出てくるのですが、最初にこれについて大蔵大臣の考え方を、私はそれなりの論拠を持って彼なりに話をしていると思うんですが、大蔵大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 確かに個人貯蓄率を見ますと、アメリカが最近のところではまだ六%、日本が一七・三%くらいですからまあ三分の一でございまして、アメリカは、で、何で高いかと言われますと、本当はいろいろ理由がありますが、基本的には国民性じゃないかと思ひます。我々子供のころからやつぱり勤儉貯蓄なんているのが、私なりにそんなことが体質についているのかなというふうに思ひます。質素節約というふうなのが美德とされておるということがあろうかと思ひます。それから、今中野さんも御指摘なさいました老後に備えた貯蓄、これもあろうと思ひます。それから住宅取得とか子女教育とかいうこともとよりございまして、基本的には国民性。それと二番目は、私がつけた順番でございまして、その余り権威はないんですけれども、二番目はやつぱり高度成長期の所得が非常に上昇しましたから、あのときに、それが趨勢的な傾向としてあるのじゃないか。

いか。それから三番目が、実際問題、国民負担率で見ますように、公的負担率がほかの先進国よりは確かに低うございまして、それもあるでございまして、それから最近、手前みそで四番目というのををつくりまして、これは何かといひますと、例えばアメリカは一万四千五百銀行がございまして、しよつちゅう——しよつちゅういふございませぬけれども倒れたりしますが、日本は百五十六でございまして、それであら銀行とは倒れないものである、こういうことが一つはやつぱり貯蓄が高い理由かなという気がしております。

話が長くなつて申しわけありません。その次、シュルツさんの持論というのはISバランス論といひまして、インベストメントとセーブ、すなわち投資と貯蓄はバランスがとれていなきやならぬ。そうすると、貯蓄はどこへ投資するか、貸し先はどこかといひ、個人か企業か、あるいは国か地方団体か、あるいは外国か、これしかないわけですから、したがって日本の国内で投資先がたぐさんあれば、そうすれば外国へ出かける。外国へ出かけるが、それが円安につながる。こういう議論はございまして、必ずしもISバランス論ではないようです。だからとりよつては、貯蓄優遇税制といふのはほかの国にはございませぬ、日本にはマル優だの郵便貯金だのありますから、そういう貯蓄優遇政策をとつておるから貯蓄が高いと見ておるのかなという気もせぬでございませぬ。しかし今日たぐさんアメリカへ流れ

ておりますのは、結果としては向こうの財政赤字が大きくて、それによつて貯蓄率は低いわけですから、それによつて金利が高いわけですから、その金利差を追つて流れおるというふうな私どもは見ておりますので、あれがもし流れなかつたらアメリカさんの方ではもっと高い金利でお困りになるんじゃないかといふことを国際会議などでは、さし話ではそういう話をしておりますけれども、あれは大学のスピーチでやっておりますしや演説でございまして、やはりあの人の考え方と

しては、より日本国内で貯蓄が消化できるような施策が考えられないかといふことをおつしやつておるのじゃないかな。ですから、余り警鐘を乱打したとか日本に政策転換を求めたかといふような感じではどうもあの演説はございませぬやうです。

○中野明君 きょうはこれは本題でありませぬので、これ以上議論しようとは思ひませぬが、結局日本では貯蓄に見合う内需がないという、この点ではやはり先方なりの考え方があるのじゃないかと私なりに受け取つておりますが、いづれにしてもきょう私が申し上げたいのは、お年寄り、年寄つて今の年金でいいかといふこと、やはりその不安があるから貯蓄もある意味ではふえる。

それで、先ほど御答弁いただきましたが、貯蓄率が高いのはやはり四十代から五十代、我々の年代が非常に高いですけれども、若い人はそうでもないやうです。ですからこれから先はどう変わるのか、我々なかなか予知は難しいですが、そういう状況から見て今回のこの年金法の改正を見まして、果たしてこれでいいのかという疑問を我々も持つわけですが、きょうは特にその中で厚生省にもお尋ねしたいわけですが、国民年金の保険料の納入免除者、これが非常にふえてきていゝと、このことで非常に気になるところなんです、低所得のための免除申請者の数、これが年々ふえてきていゝと見えておるんですが、これについて厚生省としてはどう見ておられますか。

○政府委員(長尾立子君) お答えを申し上げます。

国民年金の保険料の免除者の状況でございまして、ただいま先生からお話がございましたやうに、最近昭和五十年代に入りまして上昇傾向が見られます。この中で、法免、いわば法定免除に該当する方々、これは絶対的な数はふえておりますが、比率的に見ますとこれはそれほどの上昇を見ておりませんが、申請免除に該当する方の率が上昇をいたしております。昭和五十年年度を申し上げますと法定免除の該当者が七十万四千八百十二

人、免除率にいたしまして三・五%でございますが、申請免除が九十万八千二百十九人で四・五%、全体合わせまして八・〇%であつたわけでございますが、五十八年の実績のところで見まして、法定免除者は八十七万三千八百九十一人、つまり四・七%。それから申請免除の方が二百二十一万八千九百三十八人ということで、二一・〇%ということでございますので、合計いたしまして一六・七%というような数字になっておるわけでございます。

これらの状況についての我々の判断でございますが、制度が始まりました以来の免除率の動向を見ますと、制度発足当時はやや免除率が高かつたのでございますが、中期に至りましてこれが非常に下がりまして、それが最近に至りましてまた上昇に転じた、こういう傾向を示しておるように思ひます。この原因といたしましては、景気等の大変よくないことから国民年金の被保険者層自体の経済状況が大変よくないということもございまして、また、五十年代中ごろから保険料水準がある程度上がつてまいりましたこともございまして、この点が国民年金の保険料の免除申請を多くなさるという事態になつたのではないかと思ひております。

○中野明君 大蔵大臣も聞いておいていただきましたが、非常に急激な申請免除ですね。それほど国民の生活というものが苦しいという一つのあらわれなんです、特に高率の県を見ますと、沖縄県が四三・三%ですか、福岡県が二四・八、青森、北海道、長崎、高知と、こう続いておりますが、二・三%、二・四%、沖縄がずば抜けて四三・三%、こういうことになっていくわけですから、そこで今回の免除制度の見直しが必要と、こういうふうな判断をされておるようですが、判断された理由はどこにあるのでしょうか。これは厚生省ですか。

○政府委員(長尾立子君) 現在の申請免除のやり方でございますが、これは御本人、それから御本人の世帯主、配偶者の方が所得税を納めておられ

ますとこれは免除になりません。それから御本人またはその配偶者、世帯主の方がいづれも市町村民税を課税されておられないという方につきましてはこれは免除をするという仕組みをとっております。問題は、この中間にある方々につきましては一定の指標を用ひまして点数制をもちましてその免除に該当するかどうかということをお断をいたしておるわけでございますが、今先生沖縄県の四三・三%を挙げられました地域的に免除率に非常に差があるというような御指摘をいただいたわけでございますが、今申しました中間にある方々についての判定について十分市町村が申請をされます方に御説明をし、免除申請をしていただきますと、今後の年金額の上で年金額が下がるといふ事態になるわけでございますが、そういうことを十分お話をした上で免除申請を受け付けているのかどうかという点については若干地域的な差があるところから、私も危惧を持しましてこの点についての指導を、これは従前からいたしてきつたわけでございますが、具体的な内容を列記いたしました指導を強化しているということでございます。具体的な免除基準そのものでござい

ますが、今私が申し上げました基準そのものを現在直ちに改めるということを考えているわけではございません。

○中野明君 何か生活が苦しいから免除をしてもらいたいというのを締め出すのではないかと不安もあるものですか。お尋ねをしておるわけですが、それでもう一点、自治省に答えていただきたいのですが、現在、掛金、これがまだ上がるということになると、まだまだこれはふえるのじゃないか、免除申請者が、そういう心配が一つござい

していただく費用といひますか、それが名目は交付金ということになっておるようですが、非常に少ないということと各地方公共団体でも不満があるということも事実です、もう一つ私が言いたいのは、現在保険に入っている人に対しての交付金ですから、免除申請が来て免除になったらこれは一切関係ないわけですね。そうすると窓口で手数は何倍もかかる、それでいて免除になつていくということになりますと、事務的な手数料だけがかつてそして交付金は全然ない、こういうことで窓口では困つておるということもあるもので、その点について自治省としては大体どういう考えを持

つておるか、両方からお答えいただきたい。

○政府委員(長尾立子君) まず第一点のこういう形で免除者がふえてくる場合に国民年金の財政上大きな問題点となるのではないかと、それについての対策という問題でございますが、現在国民年金の保険料は三カ月をまとめて納付をしていただくという形を原則的にはとっておりまして、それから、御本人が市町村からの納付案内書に到着いたしましたものを御持ちになりまして、金融機関に御自分がお出かけいただくという形をとつておる方が多々ございます。こういうことが実際保険料を納めていただく上いろいろな意味の差しざわりといひますか、納めにくくなつておるという要素もあるのではないかと思ひます。現在御審議いただいておりますこの法案におきましては、今回の三カ月の納付というのを改めまして毎月納付ということをする問題として、三年ほどの猶予をいただくわけでござい

ますが、実施をいたしたいと思つておりますことと、それから口座振替、税金等でも口座振替の仕組みがあるようにございまして、こういう口座振替といふのは現在二割ぐらいの実施をしておりますけれども、こういったものを推進するといふような保険料を納めやすくするといふ環境づくりといふものに努力をさせていただきますといふふうに思つております。

これが非常に少ないのではないかと、それから免除申請者が多い場合にそれに対応した措置がされていらないのではないかと、この点でございますが、確かに予算上の国民年金の事務取扱交付金といふものは一応被保険者の数といふものを勘案いたしまして積算をいたしておるわけでございまして、具体的な配分に当たりましては、いわばそういうような被保険者の実質の数に比します部分と今先生お話しのことの地域の特長事情、いろいろな仕事がかかるといふような特殊事情を勘案いたしまして、両方の要素を勘案いたしました形で配分をいたすといふふうに考えておるわけでござい

ます。

それから、具体的に市町村の国民年金の仕事のために使つていただいております費用に対して相当交付率が悪いのではないかと、この点でございますが、これは自治省からも御答弁があると思ひますが、これも今回御承知のように国民年金の事務処理体制も非常に変わる、やり方が適用関係も変わりますので事務の内容が変わつてくるということとございまして、この改正を実現いたしました後で具体的にこの超過負担問題がどれくらいあるのかということについては具体的な調査なり、それから内容の検討ということをしていただきますと思つております。

○政府委員(土田栄作君) ただいまの御答弁でほとんど尽きておるわけでございまして、若干敷衍して申し上げますと、地方財政法の第十条の四という規定がございまして、国民年金に關する仕事につきましては地方公共団体はその経費を負担する義務を負わなければならないことになっております。したがって、年金そのものにつきまして地方団体の負担は全くないし、今後もないわけでございますが、委員御指摘の問題は、市町村の国民年金の事務取扱につきまして国の交付金の額が実態に合わないんじゃないか、足りないんじゃないか、それを超過負担があるんじゃないか、こういう御指摘であらうと思ひます。こちらの方につきましては、昭和四十九年度に厚生省とそれから大

なんてありません。大都會におきましては今度は退職者が再就職したりして入ってくると思つたのが入つてこぬ。あるいは子供さんの扶養家族になつてゐるという面もあります。そういうことで完全にこれは見込み違いなんですから、それで減らすものだけは自分の思うとおりぱつと減らしておいて、見込み違いになつたらぐだぐだぐだぐだ言うてなかなか手当てをせぬ。これでは市町村はたまりませんし、自治省の方も早急に調査をしていただいてぜひこれは善処をしていただかないと、もう半年たちましたね。今年の予算でまたその倍でしょう。で、来年と、こうなつてくるとこれはもうどうしようもありません。これ以上上げたらそれこそ払えぬ人がいっぱい出てきます。そういう点で、自治省としてもいつこの調査の結論が出るのか、その見通しと、厚生省もいつ調査の結論が出るのか、両方お答えいただいて終わりにします。

○政府委員(幸田正孝君) ただいま大臣からお答

えを申し上げましたとおり、この四月から五月に

どもといましては六月中にもその調査結果の取りまとめを終わりたい、かように考えているところでございます。

なお、先ほど御指摘のございました沖縄県の大宜味村でございますが、私どもが調査をいたしましたところでは昭和五十七年に一六％の保険料の

源、それから昨年五十九年、四・八％の保険料引き下げを行って、過去三年間保険料の引き下げを行っている村でございますので、全体として退職者医療の財政影響がその

ままだ今回の保険料引き上げにあらわれているというふうには私どもは判断しにくいのではないかと、かように考えているものでございます。

（政府委員（土田榮作君））政府として二つの調査をするということはできませんので、政府としての公式な調査は厚生省の調査ということになろうと思います。ただ、それにつきましては非常に時

間がかかる、また実態がわからないという面がご

ざいますので、私もはどうなっているかという状況を知らたいということから全国市長会あるいは町村会と共同いたしました。一〇%抽出でどういう状態になっているかということ調べている次第でございます。そういうことでございまして、ただいまのところは国の保税のアップ率だけ町村会でわかったようでございますけれども、逐次町村会でデータを分析されまして状況を説明されるというふうに承知いたしております。

私もどういたしましてはそういうふうな町村会あるいは市長会のデータというものをベースにいたしまして現状というものを対して的確に認識し所要の措置というものを関係省庁に対して強く働きかけてまいりたいと思っております。

○中野明君 ぜひ適切な処置をとってください。お願いしております。

○原田立君 いろいろ順序立てて質問をしたいと思つたんですが、総務長官は時間がないようでございますので、冒頭にお聞きしたいと思つています。昭和七十年を目途に公的年金制度の一元化を図ろうとしているわけですが、これとの関係で今後恩給をどのように扱おうとしているか。第二臨調の基本答申でも「年金制度とのバランスをとるために必要な見直しを行う」、こう述べているわけでありまけれども、このバランスというのを政府はどのようにとらえているのか、まずこの点をお聞きしておきます。

○国務大臣(後藤田正晴君) けさほど御質問がございましてお答えをしたのですけれども、第二臨調からそういう御答申があるし、社会保障制度審議会の御意見等も承知しておるわけですが、ただ恩給と公的年金というのは一応別建て、というのは基本的な物の考え方が、性格が別でございますから。ただし、機能面を見ますと、やはり退職した人あるいは遺族、その他の生活の支えになるという機能面はこれは類似をいたしておりますから、そういう観点でバランスをとる必要はあるだろう、こういう考え方でございます。性格が

違ふということから、御承知のように公的年金制度は七十年までに一元化する、こうなっておりますけれども、恩給制度がその中に入っておりません。そこで今、これは従来から沿革を見れば物価スライドという時期も恩給にもあったことは事実ですけれども、四十八年からは公務員の給与にスライドさせていく、こういうことになっておるのですが、ここをどう考えていくかなと、こう今考えているのです。ただ、これをやりますと、今は公務員給与にスライドするということになっておりますから、恩給の方は上落下厚になっているのです。上が薄く下が厚く、こういうことになってくるのです。これは物価ということになりまして、これは同じあれになりまして、格差が開いてくるという問題が出てくるのです。こちらは先行きの検討課題だとかように考えて、これは慎重に勉強しなきゃならぬと、かように考えているわけでございます。

○原田立君 まさに今長官が言われているとおりであります。国民年金あるいは厚生年金、共済年金は、年金額の引き上げを自動的に物価スライドで上げる。恩給の場合には、恩給法第二条ノ二に「年金たる恩給ノ額ニ付テハ国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動が生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズル」、こう述べておるわけですね。このスライド制に対する見直しをやるのかどうか、政府のお考えをお聞きしたいと思つます。

○国務大臣(後藤田正晴君) これはやつぱりスライドは、恩給もこれはやらなきゃならぬと思つます。問題は物価スライドになるのか、公務員の給与にスライドさせるのかということが課題になるわけですが、ただいま申し上げましたように、上下の格差が開いてくるおそれがあるという心配があるものですから、そこらはよくこれは慎重に考えなきゃならぬと。だから、今の時点で公的年金制度を物価スライドにするから、恩給も直ちに公務員の給与スライドから物価スライドに直

すということをごでちょっと申し上げるのは、今しばらく勉強させていただきたい、かように思つています。

○原田立君 総務庁、もう結構です。

第三次の臨調の基本答申の中に「年金制度の改革等高齢化社会への対応」について述べておりまして、年金制度については「全国民を基礎とする統一の制度により、基礎的年金を公平に国民に保障すべき」とし、さらには「将来の一元化を展望しながら、給付体系、給付条件等について、制度間の不均衡の解消、各制度ごとの合理化や給付水準の適正化」等を図ることにしておりますが、今回の年金制度の改革とこの臨調答申との関連は一体どうなのか、厚生大臣の御所見をお伺いします。

○国務大臣(増岡博之君) 公的年金の一元化につきましてはの一応のスケジュールを申し上げまして、今後厚生年金、国民年金の本案に引き続きまして、厚生年金についても基礎年金の導入等同趣旨の改正を行っていただきたいということでございます。そういういたしますと、昭和六十一年度にこれらの改革を実際に実施をいたしまして、六十一年度以降に、給付と負担の両面における制度間調整等を進めてまいりまして、十年後の昭和七十年を目途に全体の一元化を完了させることが予定でございますけれども、なおこの際、これからお出しになります共済年金の改正法案によりまして、公的年金制度の一元化を大きく前進するわけでございますので、今後ともその方針に従つて全力を傾ける所存でございます。

○原田立君 第三次の臨調答申が出た後、行革大綱を閣議決定し、さらに第五次の臨調最終答申が出た後で新行革大綱を閣議決定し、それぞれ行革実施の方針を決めておりますが、さらに五十九年二月二十四日には公的年金制度の改革についても閣議決定して、公的年金の一元化のスケジュールを決めておりますが、これに基づく改革の手順、いかがですか。

○国務大臣(増岡博之君) 先ほど申し上げたこと

と大分重複するわけでございますけれども、まず公的年金制度全体を一元化するためには、それぞれの制度にわたりました基礎的部分を一元化する、これが基礎年金の構想になるわけでございます。それから先は二階部分といえます。報酬比例の部分につきましては、共済年金もできるだけ厚生年金にそろえていただくようにするわけでございます。この双方が六十一年四月に新しく発足するわけでございます。その後におきまして、まだ未調整の部分の制度間のいろいろな問題がございまして、その調整を進めながら具体的内容、方法について今後進めてまいらなければならぬわけでございます。いずれにいたしましても、昭和七十年を目途に、公的年金制度全体として給付と負担の公平性が確保され、整合性のとれたものとなるよう最大限これからずつと努力をしてまいらなければならないと思っております。

○原田立君 いわゆる年金は七つございまして。国民年金、厚生年金、船員保険、国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済、農林漁業団体職員共済、七つある。このいわゆる公的年金の一元化というのは、具体的に年金制度を一本化するということなのか、あるいはまたこれらの年金制度はそのまま存置しておいて、給付内容や給付条件等を同一にするというのか、どちらですか。

○政府委員(吉原健二君) 一元化という言葉の内容に実は両方の意味が含まれておるわけでございます。完全な制度の統合、それも一元化の一つの形態でございますし、制度はそのまま分立をしておくけれども、その制度の内容といえますか、仕組み、給付の面、負担の面、それをできるだけ同一的なものにしていく、あるいは共通的なものにしていく、それも一つの一元化の形態であると思つています。そのいずれかということをお六十年一度以降さらに検討を進めていきたい、こういう考え方でございます。

○原田立君 そうすると、まだこれから検討するのであって、どちらともまだ決まっていらない、こういうことが正式な政府の見解ですか。

○政府委員(吉原健二君) 政府といたしましては、昭和七十年をめぐりに統合一元化を進める。その第一段階として各制度共通の基礎年金というものを厚生年金、国民年金にまず導入をする。それに見合ったそれと問題の改正を共済の各制度にも行うということで、現在厚生年金、国民、いわば統合一元化の第一段階として、現在の基礎年金の導入を柱としたこの法律の改正案を御審議をお願いしているわけでございます。

○原田立君 ですから、七つのものは存続して、その内容を変えていく、同一にしていけるのか、大筋はまだこれから検討するということがはっきり決まっていらないということですか。

○政府委員(吉原健二君) 今の時点でお願ひしておきますのは各制度をそのままにしておきますけれども、各制度共通の給付として基礎年金という制度を設ける。その基礎年金につきましては給付はもろもろ同一でございますし、負担の面においても各制度が共通に一定の尺度で拠出金を持ち寄って負担をする、その意味におきましては基礎年金部分につきまして各年金制度の統合一元化ができたということが言えるだろうと思えます。

第二段階といたしまして、いわば二階建て部分といえますが、報酬比例部分をどうするか、さらに三階の部分はどうするか、それは具体的には六十一年度以降の問題というふうに考えているわけでございます。

○原田立君 最初からそう答えていいのに、回りくどい話で。

大蔵大臣、現在共済年金制度における国庫負担は給付費の一五・八五%、これが年金制度の改革案では基礎年金に三分の一の国庫負担を出すだけであって、いわゆる二階建ての部分や三階建ての部分については、国は公務員の使用としての負担はするけれども、公経済の主体としてのいわゆる国庫負担はしない、このようなことを聞いておりますが、この点についての改正の方向は一体どうなっており、なぜ国庫負担はしないのか、いかが

ですか。

○国務大臣(竹下登君) 共済年金につきましては近く提出するわけでございますけれども、現在その費用の一部について国庫負担が行われておりませんが、改正後におきましては厚生年金と同様いわゆる二階部分についての国庫負担は行われないうえ、国庫負担は基礎年金に要する費用に対して集中して行われる。と申しますのは、国庫負担を全国民共通の基礎年金に集中するということが公平性を確保しようという基本的な考え方でありま

す。

○原田立君 国家公務員共済年金制度における国庫負担の現状と将来の見通し、いかがですか。

○政府委員(門田實君) お話のように、国家公務員共済につきましては、現在の国庫負担率、これは一五・八五%、こういうことになっておるわけでございまして、その結果六十年年度の国庫負担額は四百九十五億円ということでございます。

今後の見込みにつきましては、実は昨年の十月に財政再計算というものを五年ごとに行うのでございまして、それをやっておりますので、その時点では連合会、一般組合員につきまして五十九年度は六億、あるいは六十五年度八百三十億円といったような計数が出ておるわけでございます。今後この制度改正等が行われた場合当然変動が生ずるわけでございしますが、それにつきましてはまだ計算を十分行っていない段階でございます。

〔委員長退席、社会労働委員会理事関口恵造君着席〕

○原田立君 年金制度における国庫負担のあり方について、これは厚生大臣と大蔵大臣の見解を聞きたいのでありますけれども、年金制度の給付水準を一定のところに置いていき、それに物価の上昇に伴うスライドをして年金の実質的価値を維持するということになると、それに応じた国庫負担なり掛金をしなければならぬことは言うまでもないのであります。年金制度における国庫負担のあり方については厚生大臣の基本的な見解をお

伺いすると同時に、大蔵大臣の見解もあわせてお聞きしたい。

○政府委員(吉原健二君) 年金制度に対する国庫負担の基本的な考え方につきましては、先ほど大蔵大臣からもお答えがございましたように、現在の制度におきましては制度ごとにはばらばらの国庫負担がされているわけでございます。この新しい制度におきましては全国民共通の基礎年金部分にのみ国庫負担を集中する、基礎年金部分の三分の一について原則として国が負担する。経過的にその他若干一部の国庫負担が残りますけれども、制度としては原則的に基礎年金部分に集中することによって国民共通の公平な国庫負担にするということでございます。

〔委員長代理関口恵造君退席、社会労働委員会理事佐々木満君着席〕

将来その給付水準の引き上げとの関連でございすけれども、給付水準を物価等にスライドして上げていきましたと、当然その基礎年金部分も上げていく、こういうことになるわけでございすけれども、その部分についての国庫負担もそれに伴って増加をしていく、こういうことになるわけでございす。

○国務大臣(竹下登君) 先ほどちょっと申し上げましたが、我が国の公的年金制度は保険料と国庫負担による社会保険方式、これで運営されております。これは国民が拠出とそれから給付の両面にかかわり合いを持っておるものとして我が国社会にまあまあ定着をしておる、だから引き続きその方式は続けていくということになります。

そこで今回は、こういうことになりまして、社会保険方式のもとで国庫負担はいわば老後の保障の基本部分に当たるものであるから一般財源によって負担することが必要が高い、報酬比例部分を国庫負担を行いますと結局余計もらう者ほど国庫負担を余計もらう、こういうことになりまして、そういう批判がございす。それから今御指摘がございすように制度間でばらばら

になっております国庫負担率については公平性の確保という観点からは正が求められておる、そういうようなことから基礎年金に集中してやる、こういう考え方でありま

○原田立君 現在国家公務員や地方公務員には共済年金制度が適用されておまして、今国会にこれら共済年金制度についても改革を実施するための法案が既に閣議決定されていると報道されておりますが、共済年金制度についてはかねてからいわゆる官民格差の問題があつて、公務員の方が民間に比べて給付水準が高いのではないかと、こう言われておりますが、実際はどうなつていますか。

○政府委員(門田實君) 共済年金と厚生年金との年金額の比較でございますが、これは給与のとり方でありまして、年金額の計算方式でありまして、いろいろ相違がございすので、一概に比較するということとは非常に困難でございますが、お話をいたしましたモデル年金、昭和五十六年のモデル年金額、これによつて比較いたしますと、勤続期間三十二年ないし三十三年くらいまでは厚生年金の方が年金額が高い、それ以上の勤続期間になりますと共済年金の方が高い、こういう数字が出ておつたわけでございす。

○原田立君 年金制度の改革の方向について見ますと、公務員にも今後は基礎年金を導入し、その上に二階建ての退職共済年金と、またさらにその上に三階建ての職域部分を上積みするというふうになっているようにありますが、各種年金制度をこのように改革する必要性は一体何だったのか、大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) 今御指摘もございましたように基礎年金は導入しよう、これまた考え方としては一元化と、こういうことでございす。が、その上の二階建てというのは、今原田さん御指摘のとおり、これは給付水準を厚生年金に合わせる、それから今度は、公務員の特殊性の分が三階建てと、こういうことになるわけであります。したがって、御指摘のような公務員等につきましては、身分上の制約等があることを考慮し

て、職域部分として厚生年金の二割増しの水準を設定しております。この基礎年金部分を含めた全体の国共済の年金水準は、厚年の被保険者に比べて、したがって約八割強の高い水準になります。

○原田立君 臨調の第三次の基本答申では、現在分立している年金行政組織の一元化についても指摘しております。「年金制度の統合、一元化を推進していく等のため、現在分立している年金行政組織を一元化する。」これが一つです。「このため、まず年金に係る現業務の処理を社会保険庁に一元化し、これが二つです。二つの点を指摘しているわけなんですけれども、「公的年金制度の改革について」という閣議決定の部分は、四の項目のところに、「これらの進展に対応して年金現業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」と、こうなっております。

○国務大臣(増岡博之君) お答え申し上げます。今後の年金につきましては、行政組織のあり方に関連する問題でございますので、昭和七十年を目途といたしまして年金制度全体の一元化の具体的検討とあわせて今後検討していくことといたしておるわけでございます。

○原田立君 基礎年金についてお聞きしますけれども、その基礎年金の性格、公的年金制度における基礎年金の位置づけ、これは一体どういうふうなことなのか。ないしは加入期間四十年で、五十九年度価格で月額五万円、夫婦で十万円になっておりますけれども、このいわゆる五万円というところになった金額の根拠は何なのか、また、その五万円の給付を受けるのに四十年間の加入を必要とするとした理由は一体何なのか、厚生大臣。

○政府委員(吉原健二君) まず、基礎年金の基本的な考え方でございますけれども、今度基礎年金が全体の年金給付の基礎的部分、一番下の共通的な一階建ての部分で基礎年金に当たるわけでございます。その基礎年金の水準として考えました基本的な考え方は、老後の生活の基礎的な部分、老後生活にはさまざまな消費支出が必要となるわけでございますけれども、衣食住あるいは光熱費等を中心としたいわゆる老後生活の基礎的な支出を賄うに足りるものを基礎年金として支給をしようという考え方に立っているわけでございます。

具体的にはどの程度の水準、金額にすればよいのかということでございますけれども、一つの参考になりましたのが、総理府が五年ごとに行っております全国消費実態調査でございます。これをもちに推計をいたしますと、六十五歳以上の単身者の場合、先ほど申し上げました衣食住を中心にした基礎的な支出が、現在五十九年度の価格で大体四万七千円ぐらいの金額になるわけでございます。夫婦二人の場合にどのくらいになるかといえますと大体八万三千円ぐらいの金額になるわけでございます。そういうことをもとにいたしまして基礎年金の水準を単身の場合に五万円、夫婦二人の場合に十万円ということにしたわけでございます。

それから、加入期間を四十年とした理由でございますけれども、これは現在の国民年金が、サラリーマン等に適用が拡大をされてきて国民年金が基礎年金の対象となるわけでございますけれども、国民年金が、従来二十歳から六十歳までを加入期間、被保険者期間として構成をされておりますので、その四十年という加入期間に対応した金額として五万円というものを考えたわけでございます。この基礎年金に要する費用の負担につきましては、これを各制度が共通の一定の物差しで公平に負担をする、こういう考え方、具体的に言いかえますと、全国民が公平に負担をするという考え方に立って基礎年金の財源というものを、国民年金、厚生年金、各共済組合からそれぞれ一定の計算の方法によって持ち寄って負担をしていく、こういう仕組みを取り入れたわけでござい

ます。

○原田立君 五万円というのは、厚生大臣、少し少ないのじゃないですか。この議論は先ほど矢原委員からもありましたけれども、将来の社会経済情勢を踏まえた給付水準を一体どのように考えているのか、また、基礎年金部分にかかわる掛金は将来どのように推移していくのか、この二点について。

○政府委員(吉原健二君) 年金の給付水準の考え方はいろいろあるわけでございまして、年金を受ける方の立場からいいますとできるだけ高い方が望ましいということがあるわけでございまして、けれども、その年金の給付を賄うに必要な財源はこれはまた国民一人一人が負担をしなければならぬわけでございまして、そういう基礎年金の給付を賄うに必要な保険料負担とのバランスを考えながら給付の年金額を設定しなければならぬ、こういうことがあるわけでございまして。五万円を支給するのに必要な保険料負担が、制度発足当初は約六千八百円でございますが、いざこれ現在の価格で一万三千円程度に引き上げていかなければならぬわけでございまして。先ほど来、この保険料負担についてのいろいろ御指摘なり御質疑があったわけでございまして、決して私ども、率直に言いますと、今申し上げましたような保険料負担というものが軽いものだとは思っておりません。そういうことで、基礎年金の水準を考えます場合にも保険料負担との関係、そういったものを考えながら設定をいたしましたわけでござい

ます。

○原田立君 ちょっとそれですけれども、厚生大臣、生活保護世帯の支給額、これは月額幾らぐらになりますか。それとこの五万円と比較して一体どうなんでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 生活保護の場合には、単身者であるか夫婦であるか、それから年齢構成それから級地別によつていろいろ生活扶助の基準額が違つてございまして、六十五歳以上の男女の平均、二級地の場合を申し上げますと、五十九年度におきましては五万三千三百六十九円という金額になっているわけでござい

ます。夫婦の場合、夫六十八歳、妻六十五歳、夫婦の場合の生活扶助の基準額、これも二級地で申し上げますと一人当たりで四万一千八百七十円と、こういう金額になっております。

○原田立君 これ内閣委員会との関係ではちょっとそれですけれども、我が党は五万五千円の月額支給をしようというのを年来主張しております。これはこれとして、五万円の基礎年金受給資格期間は四十年でしよう。それで六十五歳から支給するのでしよう。公務員の場合六十歳定年制でしよう。そうすると五年間ブランクになりますね。ないし、実際の問題でいいますと、大学卒業者は二十二、三歳で就職して勤続は三十七、八年で終わり、要するに六十歳定年で終わり、こうなつてくる。受給資格期間が四十年となると、三年足らないわけなんです。しかもまたこの六十五歳までと五年間年金がないわけです。穴があいているわけだ。これはちょっと制度としては不完全な制度じゃないだろうか、こう思うんです。

この問題についての、これから先現実に出てくる問題ですから、厚生大臣、大蔵大臣の御見解をお伺いしたい。――大臣に聞いています。

○政府委員(吉原健二君) 大学卒のお話がございましたけれども、通常は厚生年金の適用を受けられる場合が多いと思っておりますけれども、その方につきましては基礎年金は確かに六十五歳から支給でございますけれども、現在厚生年金は六十歳から支給をされるということになっておまして、六十歳から六十五歳までの間は現在の仕組みの厚生年金が厚生年金の独自給付として定額部分、報酬比例部分として支給をされるということになっておるわけでございまして、六十歳から六十五歳までの五年間穴があくという格好にはなっていないわけでござい

ます。

○国務大臣(竹下登君) これはこれから御審議いただく共済年金も厚生年金と同じように本則上は六十五歳支給と定めておりますが、実際には附則

度末で女子の被保険者数というのは八百二十九万二千三百三十一人です。五十七年度だから今は当然ふえてますね、働く人がふえている。そして、八百三十万以上の女子を無視して標準的なのは夫と妻でございますというのがおかしいと私は言うのです。大臣、おかしいでしょう。そこまでいったら大臣は感想を一言わなくちゃだめです。

○国務大臣(増岡博之) 標準的な考え方という言葉でございますけれども、確かに御指摘のように、男子の場合はこう、女子の場合はこうと書く方が親切であつたかもしれないというふうに思います。ただ、年金というのは非常に複雑でございますので、パンフレットをつくる際に非常にその全容を明らかにすることにつきまして苦勞をいたすわけでございますから、そういう面での多少の手抜きはあつたかなという考えを持っております。

○小笠原貞子君 大臣、前段でとめておけばよかった。後が出てきたから問題なので、複雑だから書けませんかと言ったら、複雑だから女は無視するということになつたが、複雑だから、ややこしいからなんて言つたら、女子と小人義いがたしという頭でいらつしやるといふことを言わざるを得ないわけなんです。だからその辺ちよつと訂正しなさいだめです。複雑なんというので切り捨てられたら女として私は黙っていられないというところでございます。私の言うこととそうでしょ、どうですか。

○国務大臣(増岡博之) ですから、先ほど手抜きをしたような感じがいたしますと申し上げたわけでございます。

○小笠原貞子君 八百三十万以上の女子というものを抜きにして、複雑であるからと言つけれども、その女子を抜きにしちやうっている。そして次に私が言いたいのは、男子だけの年金を取り上げて三十二年加入で十七万三千八百円、それが四十年になりますと二十一万一千円になります。女抜きだから高くなるわけですね。まさに女抜き論

大広告だと私は言わざるを得ないわけでございす。まさにこの誇大広告によってぜい肉を落とそうなんていうことがここから出てくるのです。女の場合考えればぜい肉どころじゃない、スマートなものです。そういうことで、全く示されてないというのには不公平だということ。女子を抜かないといふ、大事な女子ですよ、今の日本の経済の下を支えている。これを抜きにしておいてそして年金を審議しろというの、これもまた私本当に女性侮辱だと思つし懸念だと思つておられます。その辺のところを頭にしっかり入れておいていただきたいと思ひます。

次に、そういうことを頭に入れながらこれから私の質問に答えてください。女の賃金は男性賃金を一〇〇とした場合どれくらいになっていきますか、そして最近の傾向はどうか、その辺はいかがですか。

○政府委員(吉原健二) 平均標準報酬月額で申し上げますと、男子の場合が二十四万八千円に對しまして女子の場合には十三万七千円ということになっております。五十九年三月末現在でございます。

○小笠原貞子君 大体女子の賃金というのが、これは労働省婦人少年局からお出しになりました「婦人労働の実情」というのをずっと見てみましても、七八年までは相当差が縮まってきて、あつた傾向はいいなと思つたら七八年を境にいたしましてどんどんどんどん下がつてまいりましたね。そして今のこれで見ますと、五二・八%にしかすぎないということ。今もおっしゃつたけれども、男子に比べて約半分くらいの賃金である。この差が開いてくるということは、これは女子にとっては非常に大きな問題だと言わざるを得ないと思ひます。

それからまた女子が結婚いたします、出産をいたします、育児の期間がかります。これは女が自分の子供を産むんだなんて、男性が女の子供だなんて思つたら大間違いですよ。今度の婦人等均法だとかあらゆる形態の差別撤廃条約において

も、女が子供を産むというのは社会的な大きな、次代の国家を担うのですから。そういうことで、女が産産、育児、四十年働くというのは非常にこれは困難なことですよ。結婚もしないで子供も産まないで働けと言われればそれまでだけれども、やっぱり次代の国民を産み育てるといふ女の役割、社会的な役割というものを考えると、これは四十年働めるといふことは大変なことだと言わざるを得ないと思つておられます。定年制の問題をまたもう一つ考えてみましても、女子の場合に五十五歳定年制というのを実施している事業所はどれくらいあるというふうにお考えになっていらつしやるでしょうか。ざつとの数でどれくらい五十五歳の定年制というのがあると。大臣、どれくらいだと思ひになりますか。いや、正確に、数字が違つたんでやつつけるわけじゃないから。

○政府委員(吉原健二) 女子の場合の五十五歳定年は、五十九年度におきまして四三・四%でございます。

○小笠原貞子君 五十五歳まで勤められるところとかが半分以下でございますね、全体の事業所のね。だから賃金は半分くらいだ、出産、育児でして勤めたいと幾ら努力をしても定年制というううなことで勤められないというううな、こう幾つもの幾つもの悪条件が重なつてきているわけでございます。だから婦人の年金というのは男子に比べまして半分くらいになつちやうというの、これは当然のこと、数字としては出てくると思つておられます。そこで、先ほど年金がこままいけば肥満体質だから将来にわたつてぜい肉を落とさなきゃならない。これは女じゃぜい肉の落としようがないけれども、どうなんですかね。

○政府委員(吉原健二) 年金制度を別に、男子あるいは女子、それぞれ別個に考えるわけにはまいりませんで、やはり年金制度全体として今のままで将来とも大丈夫かどうか、肥満体質になつていないかどうか、そういうことから考えていかなければならないわけでございます。女子の方につ

きましては、おっしゃいますように平均標準報酬が男子に比べてかなり差がございすけれども、年金はやはり従前の働いておるときにいわば老後の保障、退職後の保障ということでございすので、どうしても働いておる期間の賃金なり平均標準報酬月額が低ければそれだけ低くなる、そういうことはこれはやむを得ない面があるかと思つたわけでございます。やはり全体としての年金の制度の仕組み、支給開始年齢にいたしましては給付水準の決め方、給付の設計の仕方、そういったものが男女を通じてこれからの高齢化社会の中で十分やつていけるものかどうかという判断から判断をしなければならぬのではないかと思つたわけでございます。

○小笠原貞子君 つまり、ここに書いてある、ぜい肉を落とさなきゃならない肥満体質になつたというの、男を対象にしているからこういう言葉が出てくるのです。

「委員長代理佐々木満君退席、委員長着席」女は、今言つたようないろいろな条件の悪さを考へて低水準ということを考へれば、女は全くスマーだと思ひます。それを得ないと思つておられます。それで、次の問題に移りますけれども、今度の政府案の特徴というのは、具体的には定額部分の現行一カ月二十四百円、これを千二百五十円と引き下げました。この引き下げ率というのは四七・九%になります。二千四百円から千二百五十円。また、報酬比例の年金額を計算いたします乗率も二五%引き下げられたと、こういうことになりました。これは賃金の高い者と低い者と比べてどつちが影響を受けることになりますか。定額部分が四八%も引き下げられたということはどういうふうにござんになりますか。

○政府委員(吉原健二) 率をいたしましては、定額部分の適正化といひますか、低減率の方が高いわけでございます。

○小笠原貞子君 どうもそれしちやうのね。どつちが影響を受けるかと言つたのです。定額部分がぐくつと減つたら、もうわかつていて答えたくな

収入の人には、定額部分の二千四百円が千二百五十円になる、これが大きく影響して低めにくいというところにこれは数字で見ればならざるを得ないですよ。そういうことでしよう。そして、その定額は、低賃金の人たちというものは、先ほど言ったように女が多いということになりますと、女に比べてこの定額部分の比重は非常に大きな打撃になるというものは、これは当然のことだと言えらると思います。それは当然ですよ。簡単にひとつ。そうなりますでしよう。

○政府委員(吉原健二君) 女性にとつてというより、むしろ単身者にとつてです……

○小笠原貞子君 低賃金。

○政府委員(吉原健二君) それは男子とか女子とかいうことではございませんで、男女を通じて単身者にとつての給付の適正化というものがより強く、より大きく行われているということは確かでございます。

○小笠原貞子君 はい、今おっしゃったように単身者、女子もそうですね、低賃金の部分が非常に打撃を受けます。そしてまた三十三ページのこの表を見ますと、これで六十一年度の標準年金額というものが十七万三千三百円となつて、そして成熟時の標準年金額は十七万六千二百円になる、こういうのが出ております。これも夫——妻がちょっとくつついておられますね。女子の場合には、今の六十一年度の標準年金額が、試算してみればどういう数字になつて出てまいりますか、お知らせください。

○政府委員(吉原健二君) 現在の女子の平均標準報酬は約十三万八千円でございますので、加入期間を二十五年ということで計算をいたしますと、現行のモデル的な年金額は九万四千五百円ということになります。

○小笠原貞子君 その九万四千五百円が六十一年度標準だと。これがここに書いてありますように、これは四十年が書いてある、四十年加入、成熟時と、こう書いてあります。

先ほど言いましたように、女は四十年、子供も産まずなどというのとはなかなか無理なことです。そうすると、女として一生懸命働いて、最高働いて、例えば二十五歳働いた場合には年金額はこういうふうになりますでしようか。

○政府委員(吉原健二君) 標準報酬を先ほどと同じという前提で申し上げますと、二十五年の場合に七万五千九百円という金額になります。

○小笠原貞子君 今度の年金の中でおっしゃっていることは四十年の成熟時でも今の現行を維持しようというのを言っているわけですよ。今の標準を下げるのじゃなくて維持しようというわけ、この表も現在十七万三千三百円。これが十七万六千二百円、今の標準を維持しているという形がここに示されているわけですね。これは男なんですよ、さっき言ったように。そこで女の場合を伺ったわけなんですよ。女の場合は今の六十一年度標準年金額でいくと九万四千五百円でございます。そして二十五歳で勤め始めた。七万五千九百円でございます。そうすると、現行に比べて差し引き一万八千六百円ですね、二〇%減る、こういうわけでございますね。今度の表をおたくからいただきましたからこれで見ますと、現行と三十年勤めて比較いたしますと一万三千四百円減ります。一四%ここでも値下がりになってしまふわけですよ。

そこで、女の人たちがどれぐらい働いているかという勤続年数、これを考えてみますと、これは総理府統計局の五十八年度の調べ、農林水産自営業を除いた全体の雇用者は一千四百七十五万人でございます。そうしますと、四十歳から四十四歳までの人、二十年ないし二十四年、百八十九万人、それから五十歳から五十五歳というのを見ますと百三十四万人なんです。そして五十五歳以上六十四歳、これは勤続三十五年以上の人たち、これは八十二万人でわずかに五・六%、こういう数になります。そこで私が言いたいのは、男子の場合には四十年、成熟時には今の標準と変わらなく維持しますということができると思ふんです。と

ところが婦人の場合、例えば四十年婦人の場合をとってみますと九万一千四百円、おたくからいただいた数字です。四十年勤めると年金額は九万一千四百円。現在の標準がさっきおっしゃった九万四千五百円だから、これも男の人は三千円ちょっと少ない。ちょっとじゃないかと言われるけれども、女が四十年働かなければならないというところ、ここが私が今申し上げましたように三十五年から四十四年勤く人というの全体は五・六%ですよ。たった五・六%の三十五年以上勤められるという数字を対象にしてもしも変わらぬんと言われたら、とんでもないごまかしだと私は言わざるを得ない。さっき言ったように勤めていというものは平均してせいぜい頑張つて大体二十年、二十五年。そうするとがくんと下がってきているではないか。だから、こういうのを出すとぐあいが悪いから出さなかつたというのがここに何にも女子を書いてない理由じゃないですか、どうなんですか、大臣。出したら都合が悪い、だから出してない。

○政府委員(吉原健二君) そういうことではございませんで、先ほどから申し上げましたように、女子に限らず単身者の場合の給付水準が今のままですと将来非常に問題がある、そういうことでそれを適正化しようということでございます。それ以上のあるいはそれ以外の意図が特にあつたわけではございません。

○小笠原貞子君 意図がないのなら大至急女はこうなりますよ、単身者はこうなりますよと大宣伝してくださいよ。さっきおっしゃったように婦人の独自名義の基礎年金がございまして、五万円がもらえまして、みんなこうだなんて誇大広告だから私は怒っているわけですよ。別に意図がなかったら、こんな立派な法令の中にページぐらいいなで女と単身のために使えないんですか。全然頭がなかつたからでしょう。それか意図的だったかどつちか、今からでも遅くないですよ、単身の場合、女子の場合、そんなたくさん書かなくなつて

いいですよ。簡単に今おっしゃった数字を出したからできるのだから、ぜひその本当のところを大至急、遅れたのだから宣伝してください。いいですか。それは大臣でなきゃだめです。宣伝するなんて局長の一存ではいかなないもの。大臣、努力する、つくる、するくらいしなきゃだめです。

○国務大臣(増岡博之君) 国会を通じて御審議いただいておりますことも一つのPRであると思ひますけれども、行政は行政サイドとしてできるだけ正確に伝わるように努力してまいりたいと思ひます。

○小笠原貞子君 手おくれしたのですからぜひ努力を早速にお願いしたいと思います。

そこで、今度は先ほどちょっと出しました定年制です。五十五歳定年というのだった事業所の半分ないですよ。まして六十歳まで、四十年間働こうとしたら六十歳ですよ。六十歳の定年制なんというの、現実には女が六十歳まで働けるというのがどれくらいあるというふうにごらんになりますか。

○政府委員(吉原健二君) 現在の女子の定年が六十歳になつております企業は三・一%程度、現時点ではそういった非常に少ない数字でございます。

○小笠原貞子君 だから四十年女が働くというのは大変なことなんです、さっき言ったようにね。それも私の子供じゃなくて日本の将来を担う子供を育てる、そういう立場から考えて六十歳定年がわずかに企業の三・一%しかない。そうすると働きたいと言つたつて働けないというそういう問題が出てきます。定年だという。十五年後六十歳の定年というのがどの程度の保障があるのですか。

○政府委員(吉原健二君) 将来の定年制が男女を通じてどういふふうに移していかんかなかなか予測が難しいわけでございますけれども、一般的にはだんだんと男女を通じて六十歳定年というものが一般化しつつあるわけでございます。労働省の現在の調べによりますと既に半分を超えてい

るといふようなことも聞いているわけでございます。

それから年金との関係で申し上げますと、確かに女子の方の場合に二十歳から六十歳までお勤めになるケースは将来も必ずしも多いというふうには考えておりませんが、年金制度の面では勤めておられる期間だけが年金に反映される、年金の対象になるということではございませんで、勤めておられない場合にも当然国民年金の対象になるわけでございますから、その期間は年金に結びつく、こういうことになっているわけでございます。

○小笠原貞子君 それは期間としては結びつくけれども、中身が結びついていないでしょう。六十歳の定年にまで延ばしたい、私もそう思いますよ、私だってまだまだ働けるのだから当然延ばさなきゃならない。だけれどそれは願望ですよ。できるかできないかというのはいろいろな情勢の中から決まってくるのだ。そうすると六十歳定年という保障がないまま六十歳支給という、六十歳でなければ出ませんよということになれば、五十五歳でやめて六十歳の五年間かすみ食って生きていくわけにはいかないのだから、だから六十歳支給ということを実施されるならば、六十歳定年が一般化したときにそのときに初めて実施するということがなければ、その間大変な苦勞になりますよ。その辺のところをやっぱり考えるべきではないかと思ひます。いかがですか。

○政府委員(吉原健二君) 年金の支給開始年齢を考へます場合に、定年年齢でありますとか、あるいは雇用の状況、そういったものとの関連といひますか、連係というものを当然頭に置いておかなければならないわけでございますけれども、もう一つ年金制度の面から言いますと、既に共済年金なんかは男女の支給開始年齢に差がないわけでございます。現在これを男女とも六十歳に引き上げるといふ計画が進められているわけでございます。それからもう一つ、年金の受給という面から見ますと、はるかに女子の方が年金の受給期間が

長いわけでございます。もうこれはくどくど申し上げる必要もないと思ひますけれども、女子の場合の五十五歳以降の平均余命というのは三十年に近い平均余命があるわけでございますから、原則として五十五歳で年金を受け始めますと三十年近い期間を年金として受け取られる、こういうことになるわけでございます。男子の場合はそれよりか五年程度短いわけでございます。そういう年金の受給期間、そういうこととの関連も考へまして男女の年金の支給開始年齢は一体どうあるべきか、今のようになんか五歳の差というものをそのまま将来とも残していいかどうか、そういうことが一つ大きな問題であらうと思ひます。

○小笠原貞子君 女が長く生きてたら悪いみたいなことになっちゃいますね。やっぱり喜ぶべきことですよ。だから、その喜ぶべき長寿、これに対してさっき言ったように、加入権と受給権と、生きていけるという最低の保障ができるような、経済大国日本でしよう、アメリカ、ソビエトに次ぐ世界第三の経済国の日本が社会保障考へる場合に、今みたいにちょっと長く生きていくからたくさん結局はもらんだから、何か生きていくのが申しわけないみたいな、そういう変な逆行の考へ方はやめていただきたいと切に、担当される局長もまだお若いのですから、頭を切りかえてそれくらいやっていただきたいと思ひます。

それじゃ次に遺族年金の問題についてお伺ひしたいと思ひます。先ほどから繰り返して言っておりますけれども、婦人の年金権の確立という場合に、その年金というものが男子の年金と同様に扱われるものでなければならぬ。そこで、年金受給者である婦人が死亡した場合、遺族としての夫の遺族年金はどういうことに今度なるのでしょうか。今までどうで、今度どういうふうになるのでしょうか、遺族年金。

○政府委員(吉原健二君) 生計中心者である夫が死亡された場合には、遺族年金が妻に對しては年齢要件がなしに、子供がおられるかどうかということはございすけれども、支給対象になるわけでございますが、逆に奥様が亡くなられた場合に夫に對する遺族年金は六十歳以上でないといふ支給されないということになっております。

○小笠原貞子君 五十五歳に修正になったのじゃないですか。

○政府委員(吉原健二君) 失礼をいたしました。現在そういうことになっているわけでございます。現在衆議院における修正によりまして、死亡された時点で五十五歳以上の場合に六十歳から支給される、こういうことになっているわけでございます。

○小笠原貞子君 婦人の職場進出というのが御承知のように年々増加しております。また、男女の家庭での役割分担というものが今までと違つて、男は外では内なんという考へ方はこれは間違ひだといふふうになって、その役割分担も大きく変わつてきて、現実には妻が家計の主体となつてくる例は少なくございせん。その妻が死んじやつたときには、五十五歳未満だったらその専主は全く遺族年金を与へられないことになりすね、これでいさますと、そうすると、私のところにもいろいろ訴えとか何か来たのですけれども、妻がけなげに働いてるというの、本当にだんな様が弱かつたり病身だつたりという中で奥さんが主になつて頭張つてゐる。その奥さんが病弱な夫のことを考へると、もし私が死んだ後、夫は生きていけないではないかといふふうな切實に訴えてきておられるわけ。そこでやっぱり夫も五十五歳未満だったらもうそれは働けと。働ければ心配ない。働けないような病弱だとかいろいろな条件を抱えているから女が働いてゐる、家計の主たる柱になつてゐるというふうなこともありますから、年金権についても妻の年金権を、夫への遺族年金という問題についてもやっぱり配慮すべきだといふのが私の考へ方。六十歳だったのが五十五歳に修正されたのは、これはいいことだと思ひますけれども、家族手当にしても最近岩手県で家族手当は家族の主たる柱である婦人であれば婦人につけるべきだといふふうな考へ方になつてきてお

りますから、その辺の動きといふのを考へて御検討を十分していただきたいとお願ひをする次第です。ぜひそのことについて十分な温かいお気持ちでお願ひをしたいと思います。

厚生省は今度の改正で基礎年金五万円支給と述べていらつしやいます。そして昭和百年までいろいろトータルを出していらつしやるわけですが、国民年金受給者の平均給付額を私は聞きたいのです。それは、今まで衆議院からいろいろな議事録がありましてそれ読ませていただきました。そうしますと、一号国民年金、この受給者は六百十七万、そのうち五万円受給者が四百六十三万、免除者、未納者、五万円以下が百五十四万、こういうふうに出されてゐるわけ。二号被保険者、厚生年金千二百七十八万人、これは全員五万円の受給者、厚生年金三号被保険者は五百二十万人で、全員の五万円受給、こういうふうな数字が国会の中の答弁で出てきてゐるわけでございます。そして、この一号、二号、三号みんなを合はせると、今度の基礎年金五万円と言われているけれども、四万五千七百七十八円という数字が昭和八十年の平均受給額、こういう数字も出てゐるわけ。そうしますと、このうちから厚生年金二号、三号、これを抜かしました国民年金だけの受給額といふものの平均が出てくるわけ。出てくるはずなんです。これ数字ができる人なら出てくるはず。おたくも当然出せると思ひますが、何ぼとお出しになりましたか。

○政府委員(吉原健二君) 三万三千五百九十九円でございます。

○小笠原貞子君 だから、ここでも約三万三千六百円、五万円もらえるのだなといふふうな思つてゐる人はやっぱりうじゃやないんだよと、三万三千六百円しかもらえないと。ここにもやっぱり二十から一生懸命働いて四十年といふふうなやつていれば五万円だけれども、平均で見れば三万三千六百円とおつしやいましたか、にしかならないう時間があると思ひます。

と伺いたいと思います。最後の問題と申しますのは、きのうの衆議院の小沢議員がお伺いしたと思ひますけれども、中国孤児の方の問題です。孤児なんというももうしらが見えるような年齢におなりになりました、四十歳ないし五十歳とだんだん老齢化していつています。しかし、この方たちは年金がもらえません。きのう我が党の小沢議員の質問に対し、今までの期間については空期間として見るが、年金額にはつながらない、無理がある、そこまでは無理なんだよ、こうおっしゃった。なぜなら社会保険方式だからというふうにお答えになりましたね。

そこで私はこれはちょっと考えていただきたいのです。なぜならば、怠けてて払わなかったというのじゃなくて、好きで行った人たちがいないです。国が満蒙の天地にと言つて開拓団を出して、それで戦争に負けてみんな引き揚げた、軍隊が先に逃げて帰っちゃって、親はもう混乱の中で御承知のとおり中国孤児が誕生したわけですよ。誕生したこの中国孤児の方たちに年金というのが、期間については空期間は見るけれども年金額としては無理があるというのでは、私は余りにもこの方たちに申しわけないと思ふんです。かわいそうねなんというもんじゃない、私は申しわけない、そう思ふんです。本人の責任では全くないんですからね。だから、こういうことは例がない、例がないのだから今までの例で適用しようといつたって無理だと思ふんです。だからこそ特例として、空期間として見るということをおっしゃったわけでしょう。空期間として特別に見るということとは、じゃ期間でなくて実も特別に見られるという何ら矛盾はないはずではないか。私はこの方たちに何とか救済の道を考えていただきたい。繰り返し言うようにだけれども、大臣、本当に好きで行った人たちがいいです。いまだに苦勞してあるそのことを考えて、今すぐ何ぼ出せということは私は言わないけれども、大きな今後の問題として御検討をいただきたいということを切に願ひして、質問を終わらせていただきたいと思ひま

す。大臣のそれに対する御見解をお漏らしたきたいと思ひます。

○国務大臣(増岡博之君) 私どもは孤児に對しましてはなるべく早く帰つてきていただきたい、日本に定着をして自立をしていただきたいという当面のことに熱中をしていただいております。しかし御指摘のように、将来の問題につきましては現行制度ではそのようなことになるわけでございますから、今後将来の課題として研究をさせていただきます。

○小笠原貞子君 ぜひよろしく願ひします。

○柄谷道一君 私が今さら申すまでもなく、二十世紀に向けて我が国は急速に高齢化社会の道を歩むこととなります。そして平均寿命も二十一世紀には人生八十年時代が定着するものと思われまふ。こうした人生八十年時代を展望して、これに對應した新しい、しかも質の高い福祉政策の確立が必要であることは多くを語る必要はございません。私は本件について厚生大臣の所見を求めつてもりてございしましたが、社労委員会で最後に総理が出席されるやに承知いたしておりますので、この件については同僚議員から社労の場において質問をしていただきたいと思います。

そこで具体的質問に入ります。老後生活を支える経済的基盤は個人々の自助努力も必要であります。が、何といつても公的年金がその柱であります。私は早くから、現在それ歴史的沿革があるといえ八つに分かれております年金制度を基礎年金構想を中核として統合一元化する必要があることを主張してまいりました。その第一段階として本案が位置づけられてることについて評価するものであります。が、率直にお伺ひいたします。もともと基礎年金構想とは、加入期間の長短や保険料の多寡に關係なく国民にひとしく最低限の年金を保障するいわゆるナショナルミニマムの発想が出発点になっていると私は理解しておりますが、いかがでございしますか。

○政府委員(吉原健二君) そういう考え方も一つございします。社会保障制度審議会の基本年金構想

といひますのは今お話しのごさひしたような考え方に立っているわけでございますけれども、私どもの今御審議をいただいております改正案はナショナルミニマムといひます。が、保険料の拠出期間に關係なしに基礎年金を支給するということではございせん。あくまでも社会保険方式、一定の保険料を一定期間納めた方に年金を出す、基礎年金部分についてもそういった社会保険方式、拠出年金方式というものをとっているわけでございます。

○柄谷道一君 本案が完全にナショナルミニマムの発想を具現してないことは私も承知いたしております。しかし、総理の諮問機関である社会保障制度審議会が将来のあるべき姿としてナショナルミニマムを基本とした答申を行っていることは紛れもない事実でございます。逐次その方向に近づいていくのが答申に忠実なゆえんではないかとこのう私は思ふわけなんです。ところが、本法案によりましてと老齢福祉年金等の経過年金につきまして多くの問題を抱えているのではないかと思ひます。

老齢福祉年金は現行月二万五千六百円、これを二万六千五百円に改正しようといひしてございまして、この金額はとも年金という名に値するものではございせん。他の先進国でこのような低い水準の年金制度が存在するの。また、老齢福祉年金の受給者は今後逐年減少し将来はゼロになると思ひますが、その将来数値についてどう考えておられるのか、御質問します。

○政府委員(吉原健二君) 老齢福祉年金のようないわば低い水準の年金がほかの先進国であるかという御質問でございしますが、我が国の老齢福祉年金は国民年金が充足をいたしましたときに既に高給であつた方に支給される無拠出の年金でございしますが、社会保険方式をとっている場合におきましてはこのような無拠出の年金は西ドイツにいたしまして、イギリス、アメリカなどの例を見まして一般に支給されてないというふう聞いております。フランスにおきましては、年金の一般制度発足時に既に高齢であつた方に配慮をい

たしまして老齢被用者手当、A B T Sと言ひうのだそうでございますが、そういった無拠出給付の制度がございしますけれども、その年金額は日本よりも厳しい所得制限をとつてございまして、一九八四年現在で一人月額約二万七千円というふうなことになるております。

それから、老齢福祉年金の将来の受給者の推移でございしますが、現在昭和六十年の受給者数は約二百二十万人でございしますが、昭和六十一年度には百七十九万人、昭和六十五年度には百二十万人、漸次減つてまいりまして、減少をいたしまして、昭和七十年には三十九万人、七十五年度には十万人、八十年には二万人、八十五年度には一万人程度に減少する見込みでございします。

○柄谷道一君 受給者数は逐年減少して、やがてこれはゼロになるべきものでございします。しかもその減少は、加速度的に減少していくと私は思ふのでございします。

一方社会保障制度審議会は、ナショナルミニマムの発想が社会保障の理念であると答申いたしております。財政が極めて困難な事情でありますけれども、受給者数の減少というものを考慮に入れて、年次計画的に単なる物価スライドではなくて、この支給金額を引き上げ、数年後には基礎年金構想の中に組み入れていく、これが社会保障制度審議会の答申に忠実なゆえんではないかと私は思ひますが、いかがでございしますか。

○政府委員(吉原健二君) 仮に基礎年金制度というものを金額無拠出、つまり税を財源として実施をするということとございしますと、現在の老齢福祉年金の制度をこの基礎年金の制度の中に漸次吸収していくという考え方は、私はとり得ると思ひますけれども、今私どもがお願いをしております改正案というものはそうじゃございせん。最初に申し上げましたように、あくまでも拠出方式、現在の拠出制の国民年金というものを全国民に適用拡大していくという拠出主義の基礎年金方式をとつておりますので、なかなか現在の老齢福祉年金制度というものをこの基礎年金の中に取り

込んでいくということが制度の上でもなかなか難しいわけでございます。同時に、その老齢福祉年金の受給者がだんだん減ってまいりまして、それに必要な財源といえますが、国の税負担も減っていくことは事実でございますけれども、それ以上にその基礎年金に対する国庫負担、拠出制年金に対する国庫負担が大変な勢いでふえてまいりますので、財源の面でもなかなか、老齢福祉年金を受給者が減るからといって金額の引き上げというのは実際問題としてなかなか難しい面を持っているわけでございます。

○柄谷道一君 私は今直ちにと言っているのじゃないかと、これは大臣にお伺いするのですが、制度審の答申があるのです。今この老齢福祉年金の受給対象者というのは、戦中戦後非常に苦勞し、我が国の今日の繁栄というものに大きく寄与した人々なんです。したがって、私は将来構想として今の問題ではなくて、あすの問題として、この点に対してやはり真剣に、いかにすれば制度審の理念を生かし得るか、このことに対して検討するというのが私は為政者たる者の姿勢ではないか、こう思うんです。大臣、いかがですか。

○国務大臣(増岡博之君) ただいま御指摘のような、いわば国家に対する功勞者という意味合いもあるかと思ひます。また社会に対する功績もあるわけでございますので、できるだけその引き上げを行いたいという気持ちは持っておるわけでございますけれども、現在の制度では経過年金とかその他の関係もございまして、急に大幅な引き上げをするということはその費用の点から極めて困難と考えますけれども、しかし今後とも物価の動向等を見きわめながら努力をしてみたいと思ひます。

○柄谷道一君 私に与えられた時間は短いものですから、これ以上の議論は避けますけれども、単に物価スライドだけしておれば事足りるという問題ではない、このことだけは強調して、今後大臣及び厚生省の真剣な検討を要望いたしておきたいと思ひます。

次に、我々民社党は五十一年十月に、国民年金にも二階建て年金制度を創設する必要があるのではないかと提唱いたしました。すなわち、定額年金額に加えて付加年金額は任意加入制度を強制加入方式に改め、五段階程度の保険料のランクを設け、本人の選択によって付加保険料を納めた者に對しては付加年金額を支給する、このことによつて国民年金の水準を厚生年金のトータルたる年金額に近づけていくことが必要ではないかというものがその内容でございます。今後の問題でございしますが、このような保険料比例の付加年金制度を創設することについて、どのような見解を持っておられるのかお伺いします。

○政府委員(吉原健二君) 年金制度といたしましては、より高い保険料を納付をして、より高い年金給付を受ける、こういう仕組みがあればさらに魅力的なものになることは確かでございます。ただ、今すぐなかなか国民年金につきましてそういう仕組みを取り入れることが難しいということ、従来どおりの定額保険料、定額給付の考え方にとつての二階建て構想につきましては、私どもも今後真剣に検討してみたい。何か実施可能というまい方法があればそういうものを導入したいというふうに思っております。

○柄谷道一君 本案の修正問題につきましては、現在社務委員会が真剣な検討が行われていると承知しておりますので、私はそのことには触れません。

ただ一点お伺いしたいことは、三級障害年金についてであります。標準報酬月額が十萬円の者の三級障害年金額は、現行制度で月額五萬一千円であり、それが改正案では、衆議院で修正されたといえ最低保障額三萬七千五百円が適用されることとなります。現行に比べて一万三千五百円という大幅な給付水準の低下になるわけでございます。これも基礎年金の原点を踏まえるならば、さらにこのことに対する見直しが必要ではないか。私は私見として申し上げますならば、少なく

とも現行金額を大幅に下回らないという視点から、基礎年金五萬円程度の最低保障が必要ではなからうか、こう思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(吉原健二君) 今回の改正案におきましては、障害者に対する年金というものを全体としては大幅に充実改善をしたつもりでございます。ただ御質問の三級の障害厚生年金につきましては、実は率直に言ひまして従来よりも水準が低下をするということがあるわけでございますけれども、この障害年金全体につきまして、一級、二級の方については大幅な給付改善を図る、三級の方につきましては比較的にいろいろ実態をお伺いしてみますと、率直に申し上げまして障害の程度も一、二級の方に比べてまして軽度である、また実際に働いて収入のある方も多いというようなことがございしますので、従来よりも御遠慮いただくということにいたしましたわけでございますけれども、それにいたしまして、今までに比べて余りにも低くなるというケースが出てまいりますので、衆議院の段階におきましていわば三萬七千五百円という最低保障、下支えの金額というものが衆議院の修正で行われたわけでございますので、私どもとしてはこれで十分と言ふと語弊があるかもしれませんが、それでも、適切な修正が行われたものというふうに考えております。

○柄谷道一君 私がこの場で質問をして、さらに修正するということは当局の立場からは言い得ないと思ひます。しかし現に、現行に比べて一万三千五百円のダウンというのは、これは大幅ダウンです。果たして衆議院修正が最低保障額として適切な修正であったのかどうか、この点につきましては、ひとつ社務委員会の場合いろいろ与野党で御協議を願ひたい、こう思ひます。

次に、企業年金についてお伺いいたしますが、企業年金資金は年率二〇%以上のペースでふえ続けておりまして、十年後には大体五十兆ないし六十兆円の規模になると私は推計いたしております。

そこで、第一生命が四月に企業年金制度に関する企業アンケート調査を行ったと報道されております。その報道によりますと、五四・六%の企業が、アメリカに多いプロフィットシェアリング、いわゆる利潤分配制度を認めるべきである、いわゆる五年に一回しか改められない現行制度を、利潤が多かったときは掛金額を自由にふやせる、こういう弾力化を求める方式を採用してはどうか。また六八・一%が、企業が倒産したとき従業員に対する年金支給に支障を与えないように再保険を掛けて、不足額を充足するという支払い保障制度の必要があると指摘いたしております。

今、直ちにの問題ではございせんが、圧倒的多数の事業者が要望しているこの二点について、厚生省は真剣に検討する必要があると思ひます。でございますが、その用意はございせんか。

○政府委員(吉原健二君) 私どもが所管をしております厚生年金基金の現在の仕組みは、あらかじめ給付なり給付の決め方、そういったものを特定しておきまして、それを決めて、それに必要な数理的な保険料、掛金というものを算出していただくという、給付を決めて、それに見合った掛金をいただくというふうな仕組みにしているわけでございます。

先ほど御質問の中にございましたプロフィットシェアリング方式というのは、そうではございせんので、給付を決めておらずに掛金を特定しておきまして、掛金の積立額及びその運用収益によって給付が後から決まってくる、こういう仕組みの企業年金でございまして、我が国では、厚生年金基金、それから適格年金を通じて、そういう仕組みは現在のところ認めていないわけでございます。しかしながら、これからの企業年金の仕組みとしては、一つの考え方として十分あり得るのではないかとこのように思っております。今後の企業年金の形態の一つのあり方として、よくアメリカの実情等も踏まえて検討させていただきます。それからその次の、企業が倒産した場合の支払

てくることを妨げる立場にはないと思っておりますが、いわゆる柄谷さんのおっしゃった二年という法的安定性から言えばそれまでに二年が一年に短縮されるというようなことはないだろうという意味においては私も法的安定性が大事だということお答えはできますが、検討は始まるわけでございますので、そこへ余り注文はつけれないなと思つてはおります。

○柄谷道一君 厚生大臣にお伺いしますが、大臣の諮問機関である社会保険審議会の答申、また毎年の年金法成立に当たつての委員会の附帯決議、これはいずれも老齢年金は本来非課税とすべきであるが当面は老年者年金特別控除制度の控除限度額の引き上げと対象年齢の引き下げを図るべきである、これが院の意思でございますね。私はこういう考え方は社会保障給付のあり方として原則的

な考えてはないか、こう思うのでございます。そこで、今後この問題については、私の述べました院の意思を踏まえてこの制度を守っていくという姿勢で今後大蔵当局に臨む決意を持っておられる、こう理解したいのでございますが、いかがでございましょう。

○国務大臣(増岡博之君) この特別措置は長らく定着したものでございまして、また院の御意思もそういうことでございますので、その趣旨を踏まえて対処してまいりたいと思えます。

○柄谷道一君 これはぜひ厚生大臣の奮闘に期待

をいたしておきたいと思ひます。

次に、在外邦人に対する年金保障、いわゆる国際年金通算問題について若干伺ひをいたします。現行制度では日本国内に住所がなければ、たとえ日本人であっても国民年金の適用除外とされておりますが、今回の改正では外国に居住していても任意加入ができるようになり、また任意加入をしなかった場合も資格期間いわゆる空期間に算入されるようになるなど、従来の無年金者となる点、国内にいて加入していた期間がむだになる点、とかいふ部分が手直しされている点は、私は在外

邦人に対する年金所得の充実という面から評価し

たいと思うのでございます。しかし、日本企業の海外進出の増加に伴って日本と外国との年金制度への二重加入の問題が生じてまいります。我が国のサラリーマンは厚生年金に強制加入が建前でございまして、国民の皆年金制をとっている外国に長期滞在しますと、その国の年金制度にも加入を義務づけられて保険料を二重に支払わなければならなくなる場合がある。これは駐在経験のある人から私が聞いた話でございます。

そこで、時間の関係でその国とか実態というものはお聞かせすることを省略いたしますけれども、私は、特に現地法人などに出向した場合に相手国の年金だけに加入することになるために帰国後、厚生年金に再加入してもその分給付水準がダウンし、相手国に支払った保険料はむだになる場合がございまして、私は、こういった問題を解消するためには二重間の年金協定が必要であり、しかもその内容は互いの年金への加入期間を通算し、どちらの年金に入っているも給付が水準低下をしないような協定を結ぶ必要があると思うわけでございまして、厚生大臣いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(増岡博之) 御指摘のような場合、外国においてになりましたことによつて合理的でない不利益を受けることは避けるべきだと思いますし、そのようなことのためにその協定を結んでおく必要がございまして、ただいま西独との交渉を行つておるわけでございしますが、そのような御趣旨を踏まえて対処してまいりたいと思ひます。

○柄谷道一君 私ははるか日本を離れて海外で働く人々に保険料の二重負担をかけるというところは大きなマイナスだろと思うのでございまして。ただいま大臣の決意の御表明もございましたけれども、私は、ぜひ大臣が在任中に一国でも二国でもこの通算方式を含めた二重間協定というものの締結が進むように期待をいたしておきたいと思ひます。ぜひ御頭張つてください。

次に、国鉄共済問題について伺ひたいと思います。この国鉄共済に対する財政調整は本年度より

スタートするわけでございしますが、法案審議の際予想されておりました数字、例えば六十年から六十四年度の給付額不足財源、その内訳等は国鉄部の退職者の増加などで変わつてきていっていると思うのでございしますが、いかがですか。

○政府委員(門田寛君) お話の点は、この国鉄財務五年計画をつくります場合に当事者が皆大變頭を悩ました点でございまして、非常に国鉄本体が今検討のさなかにあるわけでございまして、いふんな前提条件の数字が非常に變動的である。そこで非常に苦慮したと思ひますが、やはりいかなる前提を置くかというところに決め手はございせんので、組合員数三十二万人というものを前提にいたしまして計画をつくりまして毎年度国鉄共済に対して四百五十億円というものを国家公務員共済等が応援して、こういう計画を策定したわけでございまして。

○柄谷道一君 運輸省にお伺ひいたしますが、前提条件は三十二万人ですね。ところが、私の手元にある資料では実人員は六十年で三十三万五千人。国鉄の自主再建案、このとおりいくかどうかは別ですが、自主再建案によりまして、逐年これが減少して昭和六十四年には二十万九千人になる。これは国鉄当局みずから再建案の中でうたつていふ人員でございまして、そこで、今何名がいかのかということ議論する気はございせんけれども、運輸大臣、この前提条件である三十二万体制は到底不可能ですね。

○国務大臣(山下徳夫君) 国鉄職員の将来の見通しにつきましては、いま再建案委員会御審議中ではございまして、正確にはこの答申を待つて私も対処しなければならぬこととございまして。ただ、これから国鉄が将来にわたつて健全な事業をやつていくことが当然要求されてくるという、やはり民鉄並みの経営、民鉄並みの一つの人員の配置ということが当然要求されてくるということとございまして、そういう意味からいいますと、先ほど先生数字はいいとおっしゃいましたし、私もあえて申し上げませんし、また私

も手元に数字はございせんが、いずれにいたしましても相当の人員の縮減は必要であらうと、かように理解をいたしておる次第でございまして。

○柄谷道一君 大蔵大臣にお伺ひいたしますが、六十年から五十年間、前提となつておた三十二万人で計算した前提はもう既に崩れ、また崩さざるを得ない。とすれば、私どもは正確な数字ははじいてみたことはございせんが、大体五十年間で、当初予測した財政に比べて一千億以上の穴が出る。と私は推定するのでございまして。大蔵大臣、もう前提はこれからさらに崩れるわけですか。本年度財政調整のスタートの年次でございまして。不足財源が出た場合、一体どう処理されるのですか。

○国務大臣(竹下登君) 二十五万人であります。大体年二百億でございまして、今おっしゃつていふ一千億、数字は大抵いいと思ひます。私も同じような見方をしておりますが、これはいわゆる国共のこの答申でございまして、この問題は国鉄共済の自助努力等によつて対処すべきであるというふうな答申はちやうだいをした。もちろんで六十五年以後の問題は、これはとも我々では抱え切れませんと、こういう答申になつておるわけですからこれは基本的な考えなりやませんが、今の問題についてはこれから再建案委員会でもとしまして、国共の答申でそれは自助努力というものが今お答えする限界ではないかな、こういうふうな思つております。

○柄谷道一君 六十五年以降のことはまた別に聞きます。

運輸大臣、一千億あるいはそれより多くなるかもしれない。それは自助努力でやれますか、いかですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 国鉄の再建に際しましての年金問題というところは、これはもう重要というよりも私は重大な問題だと心得ております。今先生から御意見、御指摘等ございましたけれども、私がいろいろ答えるよりも今大蔵大臣がおつ

しゃつたことで尽きていふと私は思ひます。したがつて、大蔵大臣を初め関係省庁と力を合わせて、私はこの問題はもう真剣に、もう本当に真剣にこれは取り組んでいかなくやならぬ、かように思つておる次第でございまして。

○柄谷道一君 六十四年まででも、まあ実際はどうなるかわかりませんが約一千億円ぐらいの財源が不足する、六十五年以降全くどうしていいかまだめども立っていない。大蔵大臣、六十五年以降、大体、細かなことはいいことはわかつていますが、基本的に一体どうして六十五年以降国鉄共済年金を払っていくというふうにお考えなのですか。

○国務大臣(竹下登君) 振り返つてみますと、本院でもいろいろ議論していただきましたが、公務員、専売さん、電電さん、それで一応の形ができた、これは労働者連帯の思想以外の何物でもないなと思ひました。審議会等の意見を聞いておつても、まあよくぞあそこまで踏み切つてもらえた。そこまで来た、そこで六十四年まではまづ、が、これは世代間の話をするともいひが、かと思ひますが、私はやっぱり六十五年以降は、その中で消化することは不可能だと思ひます、率直に言つて。そうなる、いわば全体の中で解決しなさいかぬということになりますので、まあこれは非常に大ざっぱな話をしますが、今の場合こうしますというところは言えませんが、今の場合これはじつくり重大な問題として問題意識を持つておつてやらなくやならぬ課題だと思ひます。私にも十分ございまして。今具体的に思ひつきでも何か言えとおっしゃつても、そこまで私も勉強不足と、こういうことであります。

○柄谷道一君 私は前回の法案審議にも参加したわけでございまして、その前提が崩れてきておる。不足財源を一体どうするか。確かに国共の答申はございまして。しかしこれも究極するところ、果たしてそれが抱え切れるのかどうか、これももつと技術的に詰める必要はございせん。六十五年以降の問題もさらに深刻でございまして。この

しゃつたことで尽きていふと私は思ひます。したがつて、大蔵大臣を初め関係省庁と力を合わせて、私はこの問題はもう真剣に、もう本当に真剣にこれは取り組んでいかなくやならぬ、かように思つておる次第でございまして。

問題について私の質問の残された時間も短うございますので、これは改めての機会にひとつ私としても提言を交えながら審議に参加をいたしたい、こう思います。

そこで最後に一点だけ質問しておきますが、国鉄民営以降の問題でございますが、従来の電電、専売と同様に、経営形態は民営化されたとしても国家公務員共済組合法の中に取り入れ対応していく、これは電電、専売と同じ扱いをする考えである、こう理解してよろしうございますか。

○政府委員(門田實君) 各共済制度にそれぞれ沿革、歴史、経緯がございます、本年専売あるいは電電の民営化があったわけでございますが、共済制度の中にとどまっていたわけでございまして、今後の動向につきましては予断をもって言うわけにはいきませんが、仮に民営化になりましたとしても当面は共済の中に残るであらう、こういうふうに思われます。ただもつとその先になりますと、そこをどういうふうにやっていくかというものはやはり今後の年金一元化の過程の中で十分考えていくべき問題である、かように考えております。

○納谷道一君 私は限られた時間で意を尽くしませんでしたけれども、本法案に関する今日の問題、さらに年金制度の将来を展望したあすの問題、それそれについて提言を含めて御意向を承りました。私の意のあるところを参酌していただきまして、厚生当局が高齢化社会の到来に向けてなお充実した年金制度の創設に向かって全力を注がれることを強く希望して、私の質問を終わります。

○喜屋武眞榮君 私は基本的な問題に対して二、三お尋ねたいと思います。まずその前に、質問をする姿勢といたしまして、およそ文化国家というものは、憲法二十五条、二十六条に明記されておるまでもなく、どのようにその国に年金あるいは社会保障制度が確立しておるかということが文化国家のバロメーターであると思ひます。こ

ういった観点から二、三質問をいたしたいと思ひます。

まず第一点は、国民年金法改正の本当の趣旨は一体何であるのか、こういう点から厚生大臣にお尋ねしたいと思ひます。この提案理由の説明にも明記されておるわけでありまして、一応はしよって申し上げたいと思ひますが、全国民を対象に高齢化のピークを迎える二十一世紀においても年金制度を健全かつ安定的に運営していくための年金制度の確立となつておるとされておるわけなんです。しかしながら、一連の年金改革が実現されますと国庫負担が大幅に軽減されることになつておるのではないかと、明らかではないか、こう思ふんです。そこで、端的にお聞きしたいんですが、この法の改正の真の目的は当然増が伴う年金関係予算の縮減にあると見てよいのか、言い換えれば、政府の肝いりで策定された国民年金の成熟度が高くなつてきたために、そのことに伴い当然果たさねばならない国の責任は回避している、そのツケを厚生年金に回そうとすることにあらうのではないかと思ひざるを得ません。厚生大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正につきましては、いよいよ迎えます本格的な高齢化社会でも安定をしており、かつまた公平である年金制度を確立しようとするのが本旨でございます。そのためにまず基礎年金を導入いたしまして、全国民を通じて公平な制度を目指すことにいたすと同時に、将来の安定に向けて給付水準を適正化して、その結果、これに対応して保険料負担、国庫負担も軽減しようとするものでございまして、したがって、今回の改正は国庫負担のみを削減しようとするものではございません。むしろ全国民的な規模で公平で安定した制度の確立を目指したものでありまして、特定の制度にだけ負担のツケ回しを行おうとするものでもございません。

○喜屋武眞榮君 数字が物語っておりますように、この四兆二千億円の減になつておるといふことを示しておりますね。私は、福祉というものは

一たん実現したら前進はあつても後退があつてはいけない。百歩譲るならば、足踏みはときにあるかもしれないが、断じて後退はあつてはいけな、こう思ふからであります。そういう点から、朝からの政府当局の御答弁は、どうも頼りないな、すつきりしないな、こういう感じを持つておつたわけでありまして、そういうことも思ひ合わせて、複雑多岐である、こういった感想を率直に申し上げたいと思ひます。

第二点に、これはまだ未提出、農水委員の立場でありますので、その点からかわりが出てくることは必然でありますので、お尋ねしたいのであります。この共済年金グループの中でも財政調整がなされておる。将来は、この基礎年金を前提とした年金制度の一元化が予定されておるようでありまして、ところで、この共済グループの財政調整について見ましても、戦後における引揚者への対応、あるいは国鉄経営の合理化など国の政策上の必要性から、その成熟度が極めて高くなつた国鉄共済の救済を将来見通しもしないままに国家公務員共済等の共済グループにゆだねて、国の責任を放棄しようとしているように思われてなりません。それは掛金は上がる、国の負担額は減る、これで済むと思ふのでありますが、大蔵大臣にこのことはお聞きしたい。

○国務大臣(竹下登君) まず、基本的にこの共済制度というのはこれは社会保険体制のもとに組み立てられた制度であります。そこで、国鉄共済は大変だといふので、法律を御審議いただいて通していただいた。それは歴史的沿革が似た者同士でも申しますが、そこで国家公務員と専売さんと電電さんにお願ひをしてこれを抱えていこう。この基礎にあつたものは、私は審議会を通じて、まさにいわゆる労働者連帯とはこのことだと、こんな感じが率直に言つてしました。だから将来はやっぱり全体の一元化の中で公的年金全体で支えようといふことを当然これは考えなきゃならぬといふふうに考えます。したがつて、いわばこの政府の失政のツケをそういうところへ回したといふこ

とではなく、あくまでも社会保険の思想の上に立つて、労働者連帯の中でこれが昇華されたといふふうに私はこれは理解をしていただきたい、こういうふうにお考えをしております。

○喜屋武眞榮君 大変気になりますことは、この一元化の前提において、現状はうまくいっているところとうまくいっていないところとあるわけですが、それを抱き合ふすといふことになりまして、共食い、共倒れという言葉もありまして、結局結果的には、ということになるわけでありまして、そういうときにこそ、国が責任を持つてその使命を自覚していただいて、再認識していただいて、そしてそれをさらに影射していくといふ、前進していくといふ、こういうことではないか、責任を回避して、あなたの方でやれといふような、まさかそういうことではないかと思ひながらも、さう言わざるを得ない不安が私には感じられてなりません。そういうことで、一元化する以上は、ともに共存共栄のそのためにはどうしても国がもつと力を入れてもらわなければいけないんじゃないか、こう思われてならないから、そう率直に申し上げたわけでございまして。

次に、さらに予測されますことは、共済グループの中でも農林共済、あるいは私学共済、これは全くの民間であります。そういう独自の制度を持つて自主的に努力を続けてきて今日に至つておるわけなんです。そこで国鉄共済の救済を国家公務員共済等の共済にゆだねること自体も問題であると思ひますが、その再建が困難であるとして共済グループにもこの法改正による基礎年金を導入して、しかも一元化して帳じりを合わせることによつて給付に關しては給付水準や支給開始年齢が改悪されておるのではないかと、こう思われるんです。例えば給付額の問題とか、あるいは給付開始年齢を五十五から六十に、さらに将来は六十五、こういったことを持つておるやに聞いております。一体このようなことが保障制度の性格から許されていいものであるかどうかといふことを私は思わざるを得ません。その点これは農水

大臣にお願いしたい。

○国務大臣(佐藤守良君) 喜屋武先生にお答えいたします。

先生御存じかと思いますが、今回の農林年金制度の改革というのは、例えば高齢化社会の到来と、社会、経済情勢の変化に対応しまして公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るための年金制度全体の改革の一環として行なうものでございます。その具体的な内容といたしましては基礎年金の適用を農林年金の組合員等にも拡大し、全国民共通の基礎年金の上乗せの給付として農林年金の給付を行なうものでございまして、他の共済組合制度と共通の措置でございまして、また農林年金制度自体につきましても、実は本制度の一層の発展を期するためには二つの要素があると思っております。その一つは年金受給者と現役組合員の給付と負担の均衡、あるいは所得の均衡を図ることが大切だと、そんなことで今回の改正はこの点から早急に実現させたいと考えております。なお、今回の改正に際しましては、本制度の発足の経緯や農林漁業団体の職員の相互扶助事業を通じて、これらの団体の事業の円滑な運営に資するという性格にも十分配慮し、職域年金部分の設定等、その独自性が保たれるよう措置しております。

○喜屋武眞榮君 転ばぬ先のつえということもありますので、どうかひとつ改正してよかった、こういう結果になりますように御配慮願います。

時間が来ましたので、最後になります。次のことを厚生大臣と大蔵大臣にコメントを求めています。質問を終わりたいと思います。

それは基本的な問題として、年金制度は社会保険であり将来当然受け取るべき年金額等を前提に掛金を納めてきたわけでありまして、したがっていまして、その年金が減額するとか、あるいはその支給開始年齢が引き上げられるということでは、国の財政事情によってその既得権はもぎ取られた、無視された、こういうことになるわけでありまして、そうなる、これは既にその目的に逸脱しておる政策であるわけでありまして、こういった観点

から私は率直なコメントを厚生大臣、そして大蔵大臣に求めて終わります。

○国務大臣(増岡博之君) 今回の改正におきましても、御指摘のような既得権でありまして、あるいは期待権につきましてはそれを尊重することとしておるわけでございます。したがって、既に老齢年金を受給しておる世代の方、すなわち施行日において六十歳以上の方については従前どおりとしたわけでございます。また施行日において六十歳未満でありまして、六十歳に近い方ほどその御期待が強いわけでございますので、生年月日別に長い期間をかけて経過的に水準の適正化措置を講じてまいるのでございます。そういうことでございまして、今回の改正案でも支給開始年齢についても現行どおりとしておる次第でございます。

○国務大臣(竹下登君) これは喜屋武先生、私も思うんですが、私が国会に出ましたとき男性六十三歳、女性六十九歳でございました。昨年の統計を見ますと、男性七十四・二歳、女性七十九・七八歳と十一歳延びております。そして昭和四十年代に成人式に行つてみますと、大体二百四十万人ぐらゐ成人者がおりました。それが今百五、六十万。そういうことになりましたと、二十世紀以後の人口を展望してみますと、二十一世紀行つてもこの辺で、我々はそのころはもうあの世へ行つてしまふかもしれないけれども、やっぱり安定した給付とその負担というものを今からやっておかぬと、これは本当に年金財政のみならず、それはむしろくちなやなことになってしまふという意味においては、私は、この既得権は今おっしゃったように尊重しよう、そしてあと段階的にやはりこの給付開始年齢の繰り延べとか、あるいは給付の適正化ということ、これは避けて通れない問題だ。で、それを全部それではその際何とかなるようになるというので租税負担でもってやるかということになりますと、今度は国民の租税負担そのものがたえられなくなる。したがってこの際は、私が憤まれるわけじゃ別にございせんけれども、やはり本当に今の若い諸君のことを考えたら、今こそこれをやっておかなきゃならぬ。そしてその段階を追って七十年にはやつぱり本当の一元化ができるように、そういうことで我々が今汗をかかなくはいかぬときだというのが私の偽らざる心境であります。

○喜屋武眞榮君 厳しいですけども、全知全能を絞って頑張ってください。

○青木茂君 基礎年金五万円、これに絞って御質問申し上げます。

非常に大きな改正で基礎年金というものがすべてのまきに基礎的な考え方になっていくのですけれども、五万円という計算をいたしました根拠、一体どういう計算で五万円ということになったのか、まずそこら伺いたいです。

○政府委員(吉原健二君) 基礎年金の五万円の根拠でございますが、まず考え方といたしまして、先ほども申し上げましたけれども、高齢者の生活費の中で基礎的な支出の部分に足りるような額、水準というものを考えたわけでございます。具体的にはそれがどの程度の金額になるのかということでございますが、私どもがもとにいたしました資料が、総理府の統計局でやっております全国消費実態調査というものがございまして、その消費支出の額が総額で八万四千円程度でございます。そのうちいわゆる雑費を除く基礎的な支出の額、衣食住、光熱費、被服費ももちろん入っておりますが、そういった衣食住と光熱費などの雑費を除いた基礎的な支出の額が四万七千円程度、若干その当時の調査のときからの物価の上昇分を見込んでおりますけれども、四万七千円ぐらゐになるわけでございます。そういうことを踏まえまして単身の場合には五万円という枠を考えたいわけでございますし、夫婦の場合には消費支出全体が十五万五千円でございますので、そのうちの雑費を除いた基礎的な消費支出の額が約八万三千円になっております。そういうことで、それよ

りも若干上回る夫婦で十万円という基礎的な基礎年金の額を設定をしたわけでございます。

○青木茂君 私は与えられた時間が十分だけですから、できるだけ手短かにお願いしたいのですけれども、今の数字は消費実態調査ですから、五十四年です、あれは五年置きで調査で、五十九年はまだ出ていないんだから、五十四年を基盤に出されるのはおかしいし、それから雑費をばんと削るとおっしゃいましたけれども、憲法二十五条で「健康で文化的な最低限度の生活」、こういう文言があるのですよ。「健康で文化的な最低限度」というのは当然雑費に入るのです、計算の中に。ですから私は、五十四年の今おっしゃいました六十五歳以上、単身者、無職ということになる七万二千五百円ということでもって基礎年金の計算基準を定めるべきだ。五万円というのは余りにも低い。

もう一つ、数字を比較してみれば、生活保護基準はどうなっていますか。

○政府委員(吉原健二君) 生活扶助基準の額でございますけれども、これは生活保護を受ける人の年齢でございますとか、あるいは級地によってかなり違いがあるわけでございますけれども、六十五歳以上の単身の方の生活扶助基準、二級地で申し上げますと、五十九年では五万三千三百六十九円という金額になっておりますし、夫婦の場合で申し上げますと一人当たり四万一千八百七十円という扶助基準になっております。

○青木茂君 今の生活の扶助を七十歳男子、五十九年、二級地、それで考えて一番低く計算して生活扶助だけで五万三千九百四、それに冬季加算抜いて、老齢加算入れて、住宅扶助入れたら七万六千八百五十、こういう数字が出ておるわけですね。そういう、前の消費実態調査からいって七万二千円、それから今の生活扶助二級地で考えてみて七万六千円。そうしますとどうしても五万円というの、ぐどいようですが、憲法二十五条の規定と照らし合わして低いのですよ。

そこで、今度は厚生大臣にお伺いいたしますけれども、この五万円というのを今のやりとりをお聞きになっておまして、いやこれで十分だ、やっぱり低いや、低いけれども仕方ないんだと、この三つのうちどれでしょう。

○国務大臣(増岡博之君) この五万円というのがもちろん生活費の全部を見るという考え方でございまして、基本的な分だということで御理解をいただきたいと思います。そういう意味からいえますと、先ほど年金局長から説明いたしましたようなことではば妥当な線ではないかというふうに思うわけでございます。

○青木茂君 私は今、これはちょうど大日本帝国憲法が日本国憲法になったような大改正なんです。そうなりますと、過去より物をつくる場合に計算の根拠というのか、その裏にある価値観、哲学、そういうものが入ってこなきゃならないんですよ。そうすると、どうしても私は、この基礎年金五万円をつくる場合には憲法二十五条が入ってこなきゃいけないんだと、物の考え方のうち。その憲法二十五条というのを考えますと、五万円が妥当という線は絶対に出てこないのです。だから、どうですか大臣、低いのが、現状のあれで仕方がないんだぐらいの答弁はできないんですかね。

○国務大臣(増岡博之君) 保険制度をとっておりますからには、やはり保険料の負担という問題あるいは国の財政状況というものを考えますと、私は現在の程度が妥当である、ある意味ではやむを得ないかもしれないけれども、妥当であると思っております。

○青木茂君 まあ妥当という言葉の解釈論争をやっていたら、とにかく与えられた時間が十分なんだから、これはどうしようもないんです。

しかも、この基礎年金額は最低保障額じゃないんです。四十年かけて最高保障額に近いんです。それが「健康で文化的な最低限度の生活」という憲法二十五条に比べてぐっと低いということをお聞きは言っているのです。それを妥当と言われ

たのでは、これはもう我々としては、一体何だ今度の年金法の改正というふう言わざるを得ないと思うわけでございます。時間が来てしまいましたが、あれで済めばいい、どちらにしても、今度のこの新しい年金法というのは、実質的に言うならば、保険料が上がって給付水準が下がるのだ、それを国民にお願いしているわけなんです。こういうことを言っているのかどうかかわらないが、あえて天に向かつてつばを吐くとするならば、私のところの年金、国庫補助で優遇をされておつてちょっと心が痛むのだけれども、それは厚生省とは違うのだ、管轄が違うのだと言われてしまえばそれまでだけれども、国会議員や何かの年金に比べて今度の年金法改正、一体我々は心が痛むのか痛まないのか、最後にそれを厚生大臣に伺って終わります。

○国務大臣(増岡博之君) 互助年金につきましては国会でお決めることとさせていただきますけれども、私も衆議院の議運の筆頭をやっておりますので、互助年金の制度改革に手をかけたことがございます。そういう部署で、かなりいろいろなほかの年金との整合性を持つように工夫を加えられておるようには思います。

○青木茂君 まあしょうがない。終わります。

○野末陳平君 通告をしていたテーマとは別の質問をやろうと思ひます。

改正案については、大体大筋は僕は理解したのですが、何しろ年金は総論でなくて各論なものでして、いろいろな質問とか相談が来まして、そのたびに答えるのですけれども、答えにくいのが何通もありまして、時間の関係で二通持ってきたけれども、それについて専門家に答えていただくと思ひます。

これはサラリーマンの妻なんです、名古屋から来たのですが、よく聞いてください。昭和十年生まれで昭和三十六年四月の初めから加入しているサラリーマンの妻だと、五十歳でしようね。加入年数が三十六年の四月から六十一年の三月で二十五年ですから、これで満額——満額というの、これ言葉がちょっと変ですけども、要するに二十五年ですから資格がでございます。そして、今の制度だったら、仮にここでやめたとしても五万円ばかり来ると。ところが、改正になりますと、この五万円をもらおうとするならば、加入可能年数が三十三年ですから、この人は少なくともあと十年ぐらひは必要である。たまたま夫が来年でやめるので、これからはサラリーマンの妻でなくなるから自分で掛金を払っていかなくやならぬ。だから夫のもらう年金の中からあと十年ぐらひ、つまり自分が六十になるまで掛けないと五万円にならない。こうなるとこの十年間、まるで金をしているというところになるというわけですよ、この人は。ですから、ここまでは正しいかどうか、この人が感傷的になってたまるまいからね。ちょっと答えてください。

○説明員(山口剛泰君) ただいま御指摘のケースにつきましては、基本的に生年月日別に年金の単価を徐々に下げていくという改正が今度の年金の水増し改正のやり方でございますので、御指摘のとおりでございます。

○野末陳平君 そこで、つまり年金法が改正にならなければこのサラリーマンの妻は二十五年で資格ができたからやめようと思つてたんだ。つまり安サラリーの中から管々と払い続けてきて来年の春が来たからやめようと思つたけれども、五万円という今のベースでもらつてもいいから、五万円まで何とかこれに間に合つた、こういうふうに思つたわけなんです。ところがとんでもない話で、変わっちゃつたらあと十年やれと、あと十年頑張つて掛けても五万円は五万円、ということになる。この十年はもう私にとって裏切られた、こういうわけですよ。ですから、まずこの計算が事実だと、当然なんです、さてそこでこの方が言うので、ここから先は僕は答えられないわけ、財政赤字になったからこういうふうになるのかどうか私にはわかりませんが、ここから、少なくとも任意加入の妻で立法当初の昭和三十六年から

加入して休まずに払い込みを続けた人数というのは一体どのくらいいるのか政府はわかっていいますかと、何しろ初めはずっと悪評で加入者が少なかつたはずなんです、そういう最初の悪評のときから頑張つた私たちのような人間に対して最初の契約どおりちゃんと実行してくれるのが国家としての最低のモラルだと考えますと、こういう文面なんです。これはいわば期待権の裏切りですね。しかしこの期待権の裏切りだが、総論から言う必要に負担の引き上げと給付の切り下げでこれはわかるのですよ、安定的にこれから運営していくためにわかるけれども、各論でこういうふうにおまえこれ答えるところ言われると、実に答えて返事を書いたらいいのですか、教えてください。

○政府委員(吉原健二君) 今度の改正案の基本的な考え方は、現在の受給者については現在の額をそのまま保障するということとしておりますが、現在、年金をまだ受けておられない、つまり六十歳以下のいわば若い方ににつきましては、だんだんと今、制度の上で、法律の上で保障している、約束をしております年金額ということではなしに、私ども給付水準の適正化と言つておりますけれども、まあ将来に向けて年金額を保険料負担との関係で適正な水準にした額ということで、年齢に応じてだんだんと、率直に言ひまして給付水準というものがダウンするような格好になっておりますので、そういうことになったわけでございますけれども、将来の年金制度というものを確実なものにするために、あるいは制度それ自体を安定的なものにするために、いわば私どもとしてはやむを得ないということで御理解をいただきたいと思つておるわけでございます。

○野末陳平君 僕もそういうふうに返事を書こうかと思つておるわけなんです。だけれども、しかしこの方が最後に、これから年金法改正いって、私に言わせれば改悪だけれどもまだいいと、だけれども夫がこれからはもう年金の中から私のお金を払

い続けてもまたまたもうころに、六十五歳ごろに減額だの受給年齢の延期だのと言われかねないという疑念がわいてきて、これまでのようにばか正直に払う気持ちには全くなくなつたと、年金法改悪で老後の設計をずたにされて怒り狂っているばかり正直な熟女よりと、こう書いてあるわけですね。だから僕は年金法は総論ではわかる、だけれども、各論でこういうことを一々開かれた場合に的確に納得する説明ができないので、これについての答えを教えてくださいとお願いしているわけで、厚生大臣よろしく。

○国務大臣(増岡博之君) 今度の改正は大改正でございますので、一人一年金でございますとか、給付水準の適正化でありますとか、そういう原則を打ち立てておるわけでございます。こういう大改正のときに、やはり原則というものを守つていかなければなかなか達成ができないところにあるようなひずみもできておることと思ひますけれども、御指摘のように、今後またそういうようなことは絶対いたさないつもりであります。

○野末陳平君 何しろ、ひずみですね、まさに。それから、運が悪いと言へば運が悪いのかもしれないし、いろんな言い方ができますが、要するに、制度の安定のために我慢してもらわなければならぬ人はたくさん出ますね。でも、こういうふうが一番典型的に運が悪いというか、ひずみが出てくる人たちに對してはちよつと返事のしようがないので、今は説得させても、これから先のことも信用できない、国家の最低のモラルぐらいはちゃんと果たしてほしいと言われると非常に困る。

もう一問あるのですが、そこでこれも、今の任意加入であるという自営業の人も同じことになるんですけども、少なくとも任意加入のサラリーマンの妻で、三十六年から欠かさず休まずに払い込みを続けたという人数はどのくらいか、それはわかるのですか。わかるのだらうか、ちよつと。正確にわからなくてもわかるかどうか。もしわかれば後からまたいろいろ聞きたいこともあるし。

○政府委員(長尾立子君) 昭和三十六年制度発足のときに、女子の方で任意加入をなさいました方の数が百九十四万七千人というところでございまして、先生のお話の方は、この方が現在までも全部加入しておられると、これは何%かの方が途中でお年が来られたかと思ひますが、この方の大体半数ぐらいがある意味では全期間を加入しておられたということは言えるのではないかとと思ひます。

○野末陳平君 またそれについては後で考えてみます。次にいきます。もう一つ、早く返事を書かないと困るので、僕のところには、請う大至急開封とか、簡易書留とか、そういうので来ますから返事を急ぐのですよ。

これは障害者ですけれども、国民年金に任意加入して六十歳まで十年間だけですが掛金を完了した。今これを受けるとすれば月額二万八千円です。今こゝで、私は障害年金だけ受けていますと、こゝまではいいですね。そこで、けさの新聞の報道によれば、国会で議論になつてゐるのは、障害者が払った保険料を返済するか、任意加入期間分を特例の老齢年金として将来支給すべきだ、どちらかにするというのが新聞に出ていたと、国会でこういうことが議論になつてゐたというのですよ。そこで、障害年金を受ける障害者の立場からいって、この二つのどちらになるのか非常に気になる、大臣はどういうふうにしてくれるのでしょうか。これはつまり、障害年金を受けている人が国民年金にこれから入るわけですが、その場合に将来併給はされないわけですね。その辺を言っているのだと思ひますよ。これについてどういう返事になりますか、これは二つのうちどつちかにしてくれと言つてゐるのですけれども。

○政府委員(吉原健二君) その点につきましては、今参議院の社労委員会で御審議をいただいていることでございます。

○野末陳平君 社労のテーマだと思ひますが、大

臣に再度聞きますが、いわゆるこの問題についてはやはりいろいろ問題点があると、大臣の意向としては、これをできる限り再検討したいというようなどころなのかどうか、それだけ最後に聞いて終わりにしましょう。

○国務大臣(増岡博之君) その点につきましては社労委員会でいろいろ御議論があり、御協議もいただいておりますのでございしますが、私どもといたしましては、どのような方法がとり得るのか、あるいはその前提としてどのくらいの方がいらっしゃるのかという数字も把握をして対処をしてみたいと研究をいたしておるところでございます。

○野末陳平君 終わります。

○委員長(遠藤政夫君) 以上をもちまして本連合審査会は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時九分散会

社会労働委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、会議録第一号
文教委員会、農林水産委員会、運輸委員会、連合審査会
昭和六十年四月十九日【参議院】

昭和六十年五月十一日印刷

昭和六十年五月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局